

令和元年

国見町議会会議録

第3回定例会

令和元年9月3日開会

令和元年9月12日閉会

国見町議会

令和元年第3回（9月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（9月3日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
陳情の付託	7
議案の上程（報告第7号～議案第60号）	7
町長提案理由の説明	8
協議会関係の報告	14
代表監査委員の報告	15
散会の宣告	16

第2号（9月4日）

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
地方自治法第121条の規定により欠席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18
開議の宣告	19

諸般の報告	19
一般質問	19
7番 渡辺勝弘君	19
①将来の財政状況と方向性について	
6番 佐藤定男君	27
①全国学力テストの結果について	
②上野台体育施設の利用規則について	
3番 松浦和子君	33
①10月設置予定の「子育て世代包括支援センター」について	
1番 小林聖治君	38
①町内における光回線未敷設地区の解消について	
②有害鳥獣被害対策について	
10番 浅野富男君	43
①商店の振興について	
2番 佐藤 孝君	48
①町職員の配置状況と会計年度任用職員制度導入について	
散会の宣告	61

第3号（9月5日）

議事日程	63
出席議員	64
欠席議員	64
遅参及び早退議員	64
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	64
本会議に出席した事務局職員	64
開議の宣告	65
報告第 7号 健全化判断比率の報告について	65
報告第 8号 資金不足比率の報告について	65
報告第 9号 専決処分の報告を求めることについて	65
報告第10号 専決処分の報告を求めることについて	66
議案第47号 国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	66
議案第48号 国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	66
議案第49号 災害弔慰金の支給等に関する条例及び東日本大震災に係る災害援 護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例	67
議案第50号 国見町下水道条例の一部を改正する条例について	68

議案第 5 1 号	国見町立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例	68
議案第 5 2 号	国見町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例	69
議案第 5 3 号	国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	70
議案第 5 4 号	国見町水道条例の一部を改正する条例	71
議案第 5 5 号	国見町水道料金増徴条例の一部を改正する条例	72
議案第 5 6 号	令和元年度国見町一般会計補正予算（第 2 号）	72
議案第 5 7 号	令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	80
議案第 5 8 号	令和元年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	81
議案第 5 9 号	令和元年度国見町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	82
散会の宣告		82

第 4 号（9 月 1 2 日）

議事日程		83
出席議員		84
欠席議員		84
遅参及び早退議員		84
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名		84
本会議に出席した事務局職員		84
開議の宣告		85
認定第 1 号	平成 3 0 年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について	85
認定第 2 号	平成 3 0 年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について	113
認定第 3 号	平成 3 0 年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について	113
認定第 4 号	平成 3 0 年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	114
認定第 5 号	平成 3 0 年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	115
認定第 6 号	平成 3 0 年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	116
認定第 7 号	平成 3 0 年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	117
認定第 8 号	平成 3 0 年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	119
認定第 9 号	平成 3 0 年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定につ	

いて	120
認定第10号 平成30年度国見町水道事業会計決算認定について	120
議案第60号 平成30年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について	120
常任委員長報告	
陳情第6号 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う陳情	124
追加日程の議決	126
町長提案理由の説明	126
同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	126
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	127
発議第4号 幼児教育・保育の無償化の実施を求める意見書	127
議員の派遣について	127
常任委員会の所管事務調査について	128
町長挨拶	128
閉議及び閉会の宣告	128

国見町告示第4号

令和元年第3回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月19日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 令和元年9月3日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

- ・ 応招議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

- ・ 不応招議員

なし

第 1 目

令和元年第3回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年9月3日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の付託
 - 陳情第 6号 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う陳情
- 第 5 報告第 7号 健全化判断比率の報告について
- 第 6 報告第 8号 資金不足比率の報告について
- 第 7 報告第 9号 専決処分の報告について
- 第 8 報告第10号 専決処分の報告について
- 第 9 議案第47号 国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 第10 議案第48号 国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第49号 災害弔慰金の支給等に関する条例及び東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第50号 国見町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第51号 国見町立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第52号 国見町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第53号 国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第54号 国見町水道条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第55号 国見町水道料金増徴条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第56号 令和元年度国見町一般会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第57号 令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第58号 令和元年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第59号 令和元年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第22 認定第 1号 平成30年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 2号 平成30年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 3号 平成30年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 4号 平成30年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 認定第 5号 平成30年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 認定第 6号 平成30年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に

- について
- 第 28 認定第 7 号 平成 30 年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 29 認定第 8 号 平成 30 年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 30 認定第 9 号 平成 30 年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 31 認定第 10 号 平成 30 年度国見町水道事業会計決算認定について
- 第 32 議案第 60 号 平成 30 年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	引地 真君
企画情報課長	阿部正一君	税務住民課長	吉田義勝君
環境防災課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	澁谷康弘君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	安藤充輝君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	佐藤智昭君
書 記	実沢隆之君	書 記	中條伸喜君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

本定例会は、地球温暖化対策などのためクールビズに取り組んでおります。暑い場合は上着を脱いで臨まれても構いませんので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番松浦和子君、5番村上一君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月12日までの10日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、農業委員会会長、監査委員、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

はじめに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

令和元年第2回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

また、第2回議会定例会で可決いたしました地方財政の充実・強化を求める意見書については、7月8日に内閣総理大臣ほか関係機関に送付いたしました。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告4件、議案14件、認定10件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情 1 件であります。

一般質問の通告は 6 議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について。

本席より、私から福島地方水道用水供給企業団議会について報告いたします。

令和元年 8 月 29 日、福島地方水道用水供給企業団議会の定例会が開催されました。

福島市議会と国見町議会の改選選挙があり、新たに水企業団議員に選出されました福島市議会から 5 名の議員と国見町議会から選出された 1 名の議員の議席の指定があり、その後、空席となっております議長選挙が実施され、福島市議会議長の梅津政則議員が議長に当選いたしました。

提出された議案は 2 件であり、議案第 5 号、平成 30 年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件と議案第 6 号、水企業団監査委員選任の件であります。

議案第 5 号は原案どおり認定され、議案第 6 号は、国見町から選出の私、東海林一樹が監査委員に選任されました。

なお、詳細は、お手許に配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇陳情の付託

議長（東海林一樹君） 日程第 4、陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情 1 件であり、請願はありませんでした。

お手許に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（報告第 7 号～議案第 60 号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第 5、報告第 7 号から日程第 32、議案第 60 号までの報告 4 件、議案 14 件、認定 10 件を一括上程いたします。

なお、この 28 件については、本日提案理由の説明を受け、うち報告第 7 号から議案第 59 号までの 17 件については、5 日に議案説明、質疑、採決を行い、認定第 1 号から議案第 60 号までの平成 30 年度各会計決算認定及び水道事業未処分利益剰余金の処分につきましては、最終日の 12 日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） 本日、ここに令和元年第3回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご壮健にてご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会にご提案申し上げました各議案についてご説明をさせていただきたいと思っております。

本定例会には、平成30年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定の議案10件をはじめ、健全化判断比率の報告などの報告4件、条例制定などの一般議案9件、一般会計及び各特別会計の補正予算の議案5件、計28件の当面する緊急かつ重要な案件をご提案申し上げさせていただいております。

それでは、議案の説明に先立ちまして、令和元年6月第2回議会定例会以降の町政執行等の主なるものについて申し上げます。

はじめに、東日本大震災からの復興・再生についてでございます。

まず、仮置き場除去土壌等の輸送について申し上げます。

町内各所の仮置き場に保管されております除去土壌等につきましては、環境省におきまして中間貯蔵施設への輸送が行われておりまして、これまで町内11カ所中5カ所から中間貯蔵施設への輸送が完了し、現在、小坂方部1号からの輸送を行っているところでございます。

なお、昨年度輸送が完了しました藤田方部1号におきましては、原状回復工事に着手をいたしましたところでございます。

今後も、輸送が完了しました仮置き場の原状回復工事などについて順次着手をまいります。

次に、風評対策トップセールス、特産品PR事業について申し上げます。

今シーズンのPR事業につきましては、モモの初出荷に合わせて7月7日に行いました道の駅国見あつかしの郷での無料配布を皮切りに、東京・日本橋ふくしま館、岩手県平泉町、宮城県仙台市、岐阜県池田町、北海道ニセコ町、北海道庁、札幌市において、国見ジュニア応援団、モモ生産農家の青年後継者、ミスピーチらとともに、国見町産のモモのPRを行ってまいりました。

また、道の駅国見と連携しまして、栃木県茂木町や北海道鹿追町の道の駅におきましても、国見町産のモモのトップセールス等を展開いたしましたところでございます。

今後も、地域間交流の活性化を図りながら、町特産の米やリンゴ、あんぽ柿などの出荷時期に合わせ、風評対策・特産品PR事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、令和元年度産米の全量全袋検査について申し上げます。

今年度におきましても、福島県産米の信頼性の回復と食の安全・安心の確保のため、引き続き取り組みますとともに、今月24日から検査に向けて準備を進めておるところでございます。

2つ目は、安全安心なまちづくりについてでございます。

まず、国見町防災訓練について申し上げます。

今年度も9月8日に、小坂地区、藤田・山崎地区、石母田地区、森江野地区、大木戸地区、大枝地区の各地区において、それぞれ安否確認、消火訓練などの各種訓練を実施いたします。

日本各地で気象災害が頻発する中、防災訓練を通じまして住民の防災に対する意識の高揚を図ってまいりたいと、このように考えております。

3つ目でございますが、活力あるまちづくりについて申し上げます。

まず、まちづくり推進事業でございます。

まちづくり推進協議会の補助事業としまして、9月23日に開催します義経まつりでは、メインの義経公行列の義経役に若手俳優の奥野壮さんを起用するとともに、静御前役には県内外から数多くの応募をいただいております。

また、道の駅国見あつかしの郷においても、昨年同様、義経、静御前、弁慶のステージイベントの開催を予定し、商店街での藤田宿グルメ街道や文化センターでの観月台わくドキ広場なども開催をすることといたしてございます。

次に、現在整備中であります藤田駅前倉庫について申し上げます。

改修工事はほぼ完了しまして、家守舎桃ノ音が10月オープンに向けて現在準備を進めているところでございます。

次に、地方創生推進事業について申し上げます。

本年度のシティプロモーションにつきましては、道の駅国見あつかしの郷をはじめとする国見町の町としての知名度アップを目的に、仙台圏をターゲットに取り組みを進めてまいりました。

7月25日には、河北新報社本社、仙台中央郵便局、藤崎への表敬訪問とミスピーチによるモモのPR販売を、7月27日には、アパホテル仙台駅北におきまして、ふくしま国見Dayを開催いたしました。国見町出身、国見町にゆかりのある方々、公募での参加など約130名が出席しまして、国見産の食材を中心とした食や伝統芸能を堪能していただき、国見町のPRを行ったところでございます。

翌28日には、昨年に引き続きまして、藤崎デパート前の一番町モールにおいてモモのトップセールスを行い、約2,200個の販売を行ったところでございます。

新聞を中心としたマスメディアの効果的なPRによりまして、国見のモモの良さを十分にアピールし、国見町の知名度向上、アップが図られたものと考えてございます。

次に、国見ホイスコーレ事業について申し上げます。

昨年に引き続き、7月12日から10日間でございますけれども、デンマークなど北欧の学生と日本の大学生18名が貝田地区を中心に、主に建築を主体として学習するJASプログラムが開催されまして、町としましても実施団体と共同で協力を行ったところでございます。学生からは、民宿などの思い出深い体験を通して感じたまちづくりへの提言などをいただいたところでございます。

8月17日には、国見カスタムラボのミニ企画、サマーフェスティバルを石母田地

区の古民家で開催し、町内外からの参加者と交流連携を深めたところでございます。

また、6月と7月には、観月台文化センターや県北中学校におきまして、総合学習の一環としてのプロジェクト学習をクラスごとに実施いたしましたところ、多くの中学生が参加し、学びを深めたところでございます。

さらに、8月23日には、東京都内で首都圏の若者やカスタムラボの参加者との交流連携を目的に国見ホイスコーレ・オープンキャンパスを開催し、短期プログラム実施に向けた誘導を図ったところでございます。

それぞれの事業には地域おこし協力隊員も参画をしまして、企画運営にかかわったところでございます。

今後も、若者世代の発想を十分生かしながら、各種地域づくり事業に取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

次に、道の駅国見あつかしの郷の状況について申し上げます。

まちづくり会社では、本格的なモモの出荷に合わせまして、7月20日からサマーフェスタとしまして、モモの特設販売コーナーを設置したほか、ビアホールや花市を開催いたしました。

町ではこれに合わせまして、仙台圏を対象にした周遊ツアーを実施したほか、道路情報コーナーに観光案内ブースを設け、中尊寺蓮池などの案内をいたしました。

また、8月22日には、ご承知のように、道の駅の来場者が400万人に達したところでございます。

4つ目は、思いやりのあるまちづくりについてでございます。

まず、子育て支援事業について申し上げます。

屋内遊び場くにみもたん広場の利用者は、7月末までで延べ18万9675人、月平均約2,500人と町内外の多くの皆様にご利用いただいております。

今後も、道の駅に設置しました木育広場つながる～むと屋内遊び場くにみもたん広場との連携による子育て支援を継続してまいりたいと考えてございます。

次に、子育て中の親たちを支援する取り組みについて申し上げます。

10月の子育て世代包括支援センターの立ち上げに向けた取り組みとしまして、子育て中のママたちの思いや意見を伺うママカフェを継続して開催してございます。7月31日に行われましたママカフェには私も参加しまして、ママたちの声を直接聞かせていただいたところでございます。

また、この事業に関連する職員の研修も並行して行っておりまして、子育て中の親たちに寄り添った子育てしやすいまちづくりに努めてまいります。

次に、食育推進の取り組みについて申し上げます。

6月の食育月間と町の食育推進計画をあわせた取り組みとしまして、食生活改善推進員による街頭啓発活動と、くにみ幼稚園の年中・年長組の園児を対象に食育教室を開催したところでございます。

今後も、時宜を得た食育推進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、人権擁護の啓発の取り組みについて申し上げます。

国見小学校の児童が人権擁護の啓発の一環として育てました人権の花が町に贈呈され、庁舎正面にきれいに飾ってございます。心からの感謝とあわせまして、国見の子どもたちには、花を育てることで豊かな心、優しさ、思いやり、慈しみを理解する人権教育につながっていくものと期待をいたしておるところでございます。

次に、健康づくり事業について申し上げます。

まず、運動についての取り組みでございますけれども、町が主導して立ち上げました通いの場は、町内13カ所で自主的に継続されております。今年度は、この通いの場の活動の中に健康づくりのためのいきいき百歳体操を新たに取り入れ、普及を図ることといたしました。

7月24日には、いきいき百歳体操体験会を開催いたしましたところ、13の通いの場のうち2カ所から継続して取り組みたいとの申し込みをいただいております。さらなる普及に努め、健康づくりと介護予防の取り組みを進めてまいります。

また、健康づくりのもう一つの柱でございます減塩についての取り組みでございます。

今年度、現状把握のために町の総合検診に尿中塩分測定を追加いたしましたところ、厚生労働省が示しております1日の摂取量に比べまして、国見町は男性で1.5グラム、女性で2.4グラム上回っているとのデータが示されたところでございます。

種々の事業を展開しながら、減塩の取り組みに着手をいたしましたところでございます。

さらに、教育委員会でも、生活習慣病予防、健康リスクマネジメントなどについて、公立藤田総合病院の協力を得まして、医学的な見地からの講義と実技を学ぶ健康クリニック教室と食事とストレッチ教室を開始したところでございます。

最後に、国見町の継続的な維持発展について申し上げます。

まず、国土調査事業についてでございます。

国土調査につきましましては、昭和61年8月の事業開始以来、32年にわたり事業を進めてまいりましたが、昨年度に全ての認証を完了したことを受けまして、6月には県の表彰、7月には全国の表彰を受賞いたしましたところでございます。

次に、歴史を活かしたまちづくりについて申し上げます。

あつかし歴史館では、8月10日に七夕まつりを大木戸歴史むらづくりの会と共催で開催いたしました。各種の催しとともに、さまざまなワークショップを実施いたしましたところでございます。

次に、くにみ農業ビジネス訓練所について申し上げます。

今年度の研修事業は、研修計画に基づく長期・短期の研修、体験研修とも順調に開催をいたしておるところでございます。

また、園芸作物の振興に向けた野菜の多品目栽培につきましても、栽培計画に基づき、ハウスや露地圃場において進めておりまして、現在はミニトマト、ナス、パプリカ、タマネギなどを収穫しているところでございます。

次に、交流連携推進事業について申し上げます。

福島大学との集落活性化事業では、昨年に引き続き内谷地区において、地域の伝統工芸でございますしめ縄づくりのために植えた稲の刈り取りを大学生と地域の皆さんが一緒に行ったほか、大学生は小坂地区の盆踊りにも参加をしまして、地域の皆さんとの交流を図ったところでございます。

次に、福島大学農学群食農学類との連携協定について申し上げます。

町の基幹産業であります農業の振興、活性化に向けては、今年4月に開設されました福島大学農学群食農学類との連携協力関係の構築は欠かせないものと考えまして、8月21日に協定を締結いたしましたところでございます。

今後は、この協定に基づきまして、くにみ農業ビジネス訓練所の事業展開なども含め、積極的に連携を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、個人県民税優良市町村に対する県知事感謝状について申し上げます。

8月6日に、国見町に対しまして、本年度の知事感謝状が贈呈されたところでございます。国見町は震災の年を除きまして13期連続での受賞でございまして、引き続き収納率の向上を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、マイナンバー制度について申し上げます。

個人番号カードの交付状況につきましては、8月14日現在の地方公共団体情報システム機構から町に送付されたカード数は1,193枚、町から本人へ交付されたカード数は1,115枚で、交付率12.32%となったところでございます。

次に、学校教育について申し上げます。

3月から工事を進めてまいりました国見小・県北中特別教室空調設備設置工事でございますが、6月30日に竣工しまして、夏季の授業に活用いたしてございます。

次に、中学校の部活動について申し上げます。

バスケットボール、ソフトテニス、卓球、柔道などが中体連県大会へ出場するとともに、男子バスケットボール部におきましては県大会で優勝しまして、東北大会へ駒を進めるなど、活躍を見せたところでございます。

次に、国見ジュニア応援団について申し上げます。

7月には平泉町を訪問しまして、8月には岐阜県池田町のジュニアリーダーズクラブが来町しまして、それぞれ交流を深めたところでございます。

今後は、義経まつりには平泉町の子どもたちが義経公行列に参加します。また、池田町のみ池田ふるさと祭には国見ジュニア応援団が参加することとしておりまして、縦横の交流と情報発信を図ることといたしてございます。

次に、地域学校協働本部事業について申し上げます。

夏休みの期間中は、小学校低学年対象の特別活動、高学年対象の野外活動、中学3年生を対象といたしました受験対策講座など、幅広い事業を展開いたしましたところでございます。

次に、スポーツ事業について申し上げます。

開催まで1年を切りました東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成とスポーツ振興を図るため、ニュースポーツを体験するスポーツサークル事業

を展開しますとともに、8月31日にはオリンピック国見町応援団会議を開催し、今年度予定しておる関連事業の説明を行ったところでございます。

また、9月15日にはロンドンオリンピックの卓球競技で日本初のメダルを獲得しました平野早矢香さんの講演会と卓球教室を予定いたしてございます。

次に、文化事業について申し上げます。

7月6日に国見町応援大使の沢木順さんのコンサートを共催したほか、キッズシアター、ベーゼンドルファーの試弾会、NHK公開収録「上方演芸会」などを開催いたしましたところでございます。

さらに、9月1日には、観月台文化センターの開館25周年を記念し、観月台クラシック・フェスティバルとしまして、音楽と農業の2つの文化を融合しました新しい音楽祭をスタートいたしましたところでございます。

あわせまして、商工会の夕暮れマルシェと来場者を結ぶ取り組みも今後進めてまいりたいと考えてございます。

最後に、町長と対話の日などについて申し上げます。

例年開催をいたしております町民相談室主催の町民の皆様との懇談会につきましては、青年農業者、青年商工業者、子育て世代などの各層ごとに開催いたしますとともに、8月24日にはくにみの日プレ事業としまして町長と対話の日を開催し、町民の方々との意見交換を行ったところでございます。

それでは、本定例会にご提案申し上げました各議案等について、その概要を申し上げます。

報告第7号「健全化判断比率の報告について」から報告第10号「専決処分の報告について」までの4件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び地方自治法の規定に基づき、議会へ報告をするものでございます。

議案第47号「国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴いまして、新たに条例を制定するものでございます。

議案第48号「国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」から議案第55号「国見町水道料金増徴条例の一部を改正する条例」までの8件につきましては、法令等の一部改正に伴い、町条例の所要の改正を行うものでございます。

議案第56号「令和元年度国見町一般会計補正予算（第2号）」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9748万9000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8352万8000円とするものでございます。

歳出補正の主なものにつきましては、仮置き場の除去土壌等の搬出業務、人件費、ふくしま森林再生事業、施設修繕など緊急を要する事業が発生したことなどによるものでございます。

議案第57号「令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」から議案第59号「令和元年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）」までの各会計につきましては、それぞれ所要の予算を計上するものでございまして、運営協議

会等を設置しているものにつきましては、それぞれご説明、ご同意をいただいておりますことをご報告申し上げます。

次に、各会計の決算認定についてでございます。

まず、認定第1号「平成30年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

歳入決算額につきましては56億5870万7000円、それから歳出決算額につきましては51億5664万2000円となりまして、形式収支から繰越財源を除きました実質収支額につきましては4億7150万2000円の黒字となったところでございます。

平成30年度決算につきましては、除染事業費や農業ビジネス訓練所整備費等の減少に伴いまして、平成29年度の決算規模に比して23%程度減少いたしてございます。しかし、国・県の補助金や震災復興特別交付金を効果的に活用することで、一般財源の支出圧縮に努め、引き続き黒字決算となったところでございます。

次に、認定第2号「平成30年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について」から認定第9号「平成30年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について」までの8件につきましても、いずれも黒字決算でございまして、それぞれ管理会や運営協議会などでのご同意をいただいているところでございます。

次に、認定第10号「平成30年度国見町水道事業会計決算認定について」及び議案第60号「平成30年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について」を申し上げます。

水道事業の運営につきましては、生活用水の安定供給を図りながら、経費節減や合理化など一層の経営健全化に努めた結果、当年度の未処分利益剰余金につきましては1104万7000円となったところでございます。このうち、減債基金積立金に1000万円を積み立て、翌年度への繰越利益剰余金を104万7000円とするものでございます。

なお、この内容につきましては、水道事業経営審議会のご同意をいただいております。

以上、本定例会に提出いたしました各議案につきましては、一括して提案理由の趣旨を申し上げますけれども、各議案の内容、計数などにつきましては、審議に先立ちまして、関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、任期満了に伴う教育委員会委員及び人権擁護委員に関する人事案件につきまして追加提案を予定しておりますので、ご報告を申し上げます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

◇

◇

◇

◇協議会関係の報告

議長（東海林一樹君） 続いて、協議会関係について担当課長の説明を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） それでは、私から、伊達市桑折町国見町火葬場協議会についてご報告いたします。

去る8月22日、桑折町役場におきまして令和元年第2回伊達市桑折町国見町火葬場協議会が開催されたところでございます。

提出されました案件は1件でございます。

認定第1号、平成30年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入決算額につきましては2163万7575円、歳出決算額につきましては1551万8037円でございます。歳入歳出差し引き残金611万9538円につきましては翌年度へ繰り越しとなったものでございます。

歳入の主なものとしまして、分担金及び負担金の1591万3000円でございます。うち国見町分としましては475万8000円でございます。負担率につきましては29.9%でございます。

歳出の主なものにつきましては、火葬場施設費におけます需用費の504万4496円と委託料の986万682円でございます。

なお、国見町の火葬場利用状況につきましては、平成29年度と比較しまして30件減の120件でございます。

以上、決算書につきましては、原案のとおり認定されたところでございます。

なお、詳細につきましては、配付されております写しをごらんいただきたいと存じます。

以上、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告といたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明、協議会関係の報告は終わりました。

◇ ◇ ◇

◇代表監査委員の報告

議長（東海林一樹君） 次に、平成30年度各会計決算審査及び健全化判断比率、資金不足比率の審査の結果について、佐藤徳正代表監査委員より報告を求めます。代表監査委員。

代表監査委員（佐藤徳正君） 決算審査について報告いたします。

平成30年度の各会計決算審査及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、資金不足比率について審査を行いましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

審査に付されました平成30年度一般会計並びに特別会計の決算、健全化判断比率並びに資金不足比率につきまして、8月9日から8月23日までの期間の中で審査をいたしました。

まず、決算審査手続につきましては、各会計決算書、歳入歳出決算事項報告書、実質収支に関する調書など、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、さらに財政運営が適正であったかどうかを主眼として審査を行いました。

その結果、総括的には一般会計をはじめ、各会計とも黒字を維持しており、計画的

な財政執行により、収支の均衡と健全な財政運営が行われているものと認められました。

次に、健全化判断比率、資金不足比率の審査につきましては、提出された健全化判断比率の算定とその基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

その結果、いずれも適正に行われているものと認められました。

健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに、実質収支は赤字でないので、この比率は発生いたしません。

実質公債費比率は6.7%であり、早期健全化基準である25%を下回っているので、良好と言えます。

将来負担比率は60.6%で、基準の350%を下回っているので、良好な状態があります。

公営企業の経営状況を示す資金不足比率については、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、土地開発事業特別会計のいずれも資金不足がないため、この比率は発生いたしません。

詳細につきましては、議員の皆様のお手許に配付しております意見書をごらんいただきたいと存じます。

簡単ではありますが、決算審査及び健全化判断比率並びに資金不足比率についての審査報告といたします。



◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

11時より委員会室において、報告、条例、補正予算の議案調査会を行います。

その後、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側で開催いたします。

あす4日は午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前10時45分)

第 2 目

令和元年第3回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年9月4日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	引地 真君
企画情報課長	阿部正一君	税務住民課長	吉田義勝君
環境防災課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 局長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	穴戸浩寿君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	澁谷康弘君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	安藤充輝君
農業委員会会長	朽木勝之君		

・地方自治法第121条の規定により欠席した者の職氏名

代表監査委員 佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	佐藤智昭君
書 記	実沢隆之君	書 記	中條伸喜君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。暑い方は上着を脱いで臨まれても結構です。
ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

代表監査委員より本日の会議を欠席する旨届け出がありましたのでご報告いたします。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は簡潔かつ要領良く発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

それでは、最初に、7番渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 令和元年第3回国見町議会定例会にあたり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

内容は、当町における将来の財政状況と今後の方向性についてであります。

平成23年度より一般会計における町債の残高は、51億3929万円から平成29年度においては65億639万円と約12億円ほど増加になっております。下水道特別会計の町債は、18億3662万円より15億9785万円に計画的に減少していると考えられますが、東日本大震災から8年が経過しているにもかかわらず、一般会計の町債残高が計画的に進んでいないと思われませんが、その要因はどこにあるのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） 7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えいたします。

東日本大震災と原発事故からの復旧・復興事業として、平成25年度から平成26年度に役場庁舎建設事業8億5190万円、平成26年度から平成28年度に道の駅整備事業15億8260万円の町債を発行したことによりまして、町債残高が平成23年度末の51億3929万円から平成28年度末には66億8707万円に増加しております。これは未曾有の災害からの復旧・復興を加速するためには必要不可欠のことであったとご理解いただきたいと思います。

しかし、その後におきましては、町債発行の抑制、また、町債の繰り上げ償還を行ったことによりまして、町債残高は、平成29年度末で65億639万円、平成30年度末で62億4197万円と徐々に減少をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町債が増加することは、すなわち財政を圧迫していることにほかならないと考えますが、その点についてはどうでしょうか。お伺いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、町債残高が増加することは財政に関する各指数が悪化することになりまして、健全化にはある意味逆行するというものでございます。しかしながら、当町では、町債発行時に普通交付税で後年度に財政措置される有利な起債をできる限り選択するなど、財政の健全化に最大限努めているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） では、計画どおりに進んでいるとなれば、その経過はどのようなになっているのか、再度お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

発行しました町債の元金償還につきましては、計画どおりに行っております。町債を発行する際には、当然、償還計画を策定しなければなりませんので、それに基づいて計画どおりに償還しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 計画どおりに進んでいるとなれば、やはり私ども含めて、町民も含めて、皆さんが心配していることと思っておりますので、こういうことに関しては随時、町民に対してお知らせをしていただければ幸いかなと思っております。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 私からも若干、今の起債の関係とか償還の関係、若干補足して私からもご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、渡辺議員ご指摘のように、町債残高が若干増えつつあるという状況ですね。これはご指摘のとおりでございます。これについては大半は課長答弁のように役場庁舎、それから道の駅の整備等々ということがあって、現在の残高となっておりますのでございます。

ご案内のように役場庁舎は全壊しまして、それについては、復旧・復興事業で役場庁舎の整備を行いました。さらに、道の駅につきましても、復興のシンボルとしての整備であったということでございます。

したがいまして、いろいろと国・県と調整をしまして、先ほど課長も答弁しました

ように、使い勝手のいい、いわゆる起債の対応ということで、制度的にこれまでにない非常にリカバリーの高い起債、そういったものを実際設置をしたという状況になってございます。

既に平成29年9月、佐藤定男議員も同様の質問をされまして、その際にも私がご答弁申し上げておりますように、確かに全体的に起債は増えてはいますが、年度的に見ますと、いわゆる償還財源での一般財源の持ち出しはむしろ少なくなっています。むしろ健全化が図られております。起債は多いけれども、平準化を図りながら、現在償還に充てておるといふ状況に実はなっております。これは十分精査しましてこれまでやっておりますので、後年度負担については平準化が図られておるといふ状況にあることを改めて私から申し上げてご理解いただきたいと、このように思っております。

今後についても当然黒字が出れば繰り上げ償還2分の1、必ずこれまでやっております。その財源も繰り上げ償還も当然やっておりますし、計画的な償還にも努めております。さらに、今後いろいろと新たな要素が出てくるかもしれませんが、ただ今の流れの中では、計画どおり償還できる見通しというものがついておると、このように思っております。しっかり償還をすると。そして、将来的に国見町を町として維持するには、やはりその借金が膨大になり、それで苦しんではだめなわけでございますから、そうならないようにしっかりと組んでございますので、今後も、町の健全運営にしっかりと努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

私からの補足答弁させていただきました。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ただいま町長からの答弁をいただきました。計画的に進むと思っております。その上で次の質問に移ります。

さまざまな事業、今までに道の駅あるいは庁舎をつくるために、いろいろな町債を利用して進めていくことはやむを得ないと考えております。今後はそのような町債をどのように減らしていくか。再度お聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

地方財政法第7条第1項の規定に基づいて繰り上げ償還を引き続き行い、町債の残高を減じてまいりたいと考えているところでございます。しかし、町民の福祉向上のためにどうしても必要な事業が発生し、有効な補助金や交付金を活用してもなお財源を賄い切れない、そういった場合には、必要最低額で、かつ有利な財政措置のある町債の発行もあり得るものと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、町政の主役である町民福祉の向上、これを主体に柔軟な判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町債は公共事業を進めるために多額の資金源が必要となるため、税

金を納める世代とつくったものを使う世代が違うという構成ができてきます。だからこそ借金返済に毎年納められる税金を使うようにすることが大切であります。その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

町民の皆様に納めていただく町税につきましては一般財源になりますので、歳出における町債の元金返済の財源にも一部充てております。また、公共事業に限らず、行政の本分は現在と将来にわたる町民福祉の向上であります。現在、町債として存在するもの全てが、その本分に沿って議会の承認をいただきながら取り組んでいるものでもございます。将来に向けた投資的な意味も大きいものと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） では、次の質問に移ります。

年間を通じてさまざまなイベントを行うために国・県から復興予算が使われておりますが、いつまでも続くとは考えられません。補助がついている間は良いですが、今からでもその予算がなくなることを予想して事業を考えるべきと思いますが、その点についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

現在実施しております元気活力事業につきましては、議員お質しのとおり、主に復興予算を活用しておりますが、復興予算が確保されている復興創生期間が令和2年度で終了いたします。令和3年度以降における具体的な復興予算につきましては、現時点においてはまだ示されておられません。

よって、今後、国の動向を十分に注視ながら、事業の見直し、継続、統廃合等について十分に精査をしてみたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、総務課長が言われたように、今後のことは注視しながら見ていくということですが、予算が切れてしまえば全てやめてしまう。確かにお金がなければやりたくてもできないという結論を出すのは、まだ早いかなと思っております。町を維持発展させ、未来につなげるための地盤づくりであるとして取り組んでいます。そのためにも、今までも取り組んできた事業を再度検証して、本当に必要なものを規模を小さくしてでも予算内で事業を行うことが必要だと考えますが、その点についてはどうでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

町ではこれまで国見町の未来に向けた維持発展、さらなる町民福祉の向上を具現化すべく、さまざまな事業を展開してまいりました。そのためには、実行するための財

源が必要でございました。今後、人口減少等により、町の財政規模は縮小していくものと想定されます。町の財政規模が縮小すれば、おのずと財源も減少するということになります。

各種事業の存続等については、現在行っております国見町これからの自治体サービスと組織等検討委員会での議論と併せ、今後の財源見通し、関係団体との調整などを踏まえながら、町民福祉の向上と国見町の維持発展の基盤づくりを主眼に、慎重かつ丁寧に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） やめてしまうのは簡単だと思います。いかに持続していくことが困難だと思っております。そのためにも判断をよろしくお願い申し上げます。

次に、今後、復興予算がなくなり、人口減少が進むにつれて、自主財源の今後の確保がますます難しくなると思います。当町における新たな自主財源についてどのように考えているのか、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

自主財源で最も高い比率を占めておりますのは、個人町民税などの町税でございます。しかしながら、この町税につきましても、人口が減少しますと収納額も減少することとなります。これは先ほど答弁したとおりでございます。町の財政運営については、特にその町税に関しては大きな影響を及ぼすことは想像に難くないところでございます。また、町税の税率アップ、あるいは新たな町税の創設も現実的ではないと思っております。

よって、減少する町税にかわる自主財源としましては、ふるさと納税による寄附金が考えられると思っております。総務省の基準に基づきながら、交流人口、関係人口を有効に活用しつつ、国見町の魅力である農産物等を全国に発信し、自主財源としてのふるさと納税の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、依存財源にはなりますが、国・県の有利な補助金を活用するなど、これまでにない、それ以上の財源確保にも引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 桑折町のように、企業誘致というか、企業が大分入っているのとは違いまして、自主財源に余裕があるわけでもありません。かといって今、総務課長が言われたように各種の税金を上げるということになれば、当然、町外に人口が流出しかねない結果になると思います。

限られた財源を有効に活用する。そのためにも中期的な収支の見直しに基づく財政配分型の予算編成の改善、維持することが大切だと思いますが、その点についてはどのようにお考えかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

限られた財源をいかに有効に活用し、町を維持発展させるかにつきましては、永遠の課題であると思っております。より良い予算の配分あるいは編成につきましては、十分に精査、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） どこの市町村も3割自治からの脱却を目指しております。当然、国見町もそれに入っております。復興事業をあわせ、元気活力事業を展開している町全体の活力をどのように使うかによって税収につながると町長は前に言っておりました。具体的にその成果があらわれてきたのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

東日本大震災、そして原発事故による放射能汚染などにより光を失いかけていた国見町を元気にしたいとの思いで、これまで復興・絆・元気活力事業に取り組んでまいりました。

併せて、除染をはじめとする生活基盤の復旧・復興、町の基幹産業である農業を中心とした産業の再生・振興にも注力をした結果、国見町の自主財源である町税は、平成23年度に比して9,000万円ほどの増となっております。このうち町民一人一人の所得額と密接に関連する町民税は、7,000万円の増となっております。

義経まつりのグレードアップ、平成29年5月の長年の悲願でありました道の駅国見あつかしの郷のランドオープンなど、国見町への入れ込み客数は年々増加の傾向にございます。震災と原発事故後の私たちの一歩は、歩幅は小さいものの、確実に現在に結実をし、成果があらわれているものと認識をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 総務課長の話からいうと、成果が一遍にあらわれるということはまだまだ時間がかかるとお考えですが、さらなる努力も必要だと考えております。

では、最後の質問に移ります。

財源が厳しい町政を行うには、何かを中止、削減せざるを得ないと思います。今後どのような政策にウエートを置いた町政執行を考えているのか、その点についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうからお答えを申し上げさせていただきたいと思っております。

今後の町政執行に対するお質しということでございます。

ご案内のように東日本大震災、原発事故が発生しまして約8年半近く経過をいたします。私が町長に就任しましたのが平成24年11月ですか、就任をいたしまして、

その後、「復興・絆・交流連携国見の未来をみんなでつくる」ということを念頭にしながら、除染の実施、県北浄化センターの汚泥の問題、それから役場庁舎の再建、さらには道の駅の整備等々、さまざまな事業を実施しました。私はどちらかという、原発事故、そういった関連の復興を進めると同時に、少しでも町民の皆様方に元気、いわゆる心の元気をお互いに共有しながら前に進んでいきたい、そういう思いが強くなりましたので、復興と同時に元気活力事業等々を進めてまいりました。

議員の皆様方も今、国見町に住んでいらっしゃると思いますので、そのほかの町との比較もされながらご覧になっているかなと思いますけれども、全体として、いわゆる光・元気とか夢・希望が少しずつ、あらわれてきたとこんな思いも私自身も強くしておりますし、皆さんも強くそれは感じていらっしゃるのかなと、思っております。これも本当に町民はじめ、国・県、皆様方のさまざまなご支援をいただいて、今の国見町があるとこんな思いをつくづく感じております。改めて関係の皆様方に心から感謝を申し上げさせていただきたいなど、このように思うところでございます。

ただやはり、私は大震災の復旧・復興、まだまだの部分もあるかなと思っております。今後道は長い部分がある、そういった状況も当然でございます。除染がまだ全て、除染の仮置き場の問題も終了していません。それから、風評被害の問題もまだ課題がございます。健康管理の問題もございます。あるいは、全量全袋検査、などさまざまな課題があるとこのように実は思っております。徐々にではありますけれども、震災の前に戻る、まさに前の国見町に戻る、そういったことを十分意識をしながら、やはり原点回帰に向けたソフトランディングできるような政策転換ですね。今、議員お質しの政策にウエートを置きながら、政策転換を図りながら前に進めていくということ、ここが私は非常に重要な課題になるのかなと思っております。

当然いろいろと震災復旧・復興の取り組み、それは当然ベースとしてございます。と同時に、いろいろとその他の事業も展開しなければならないということもございません。少子高齢化社会の中で、当然に健康づくりとか子育て支援問題、農業の振興、商工業の振興もございます。あるいは歴史まちづくり計画もございます。そういった対応、これをしっかり担保していく、と同時に、やはり交流連携を国見町進めていかなければ、これはなかなか太刀打ちできなくなると思います。今、人口9,000人ちょっとでございますので、国見町のみでは大変な状況にこれからなっていくと思います。さまざまな部署との交流連携をしっかり進めていくという、そういったことも併せて対応していくことが必要なのかなと、このように思っております。

そういったことで、復興から今申し上げましたようなこと、いろいろな町内外向けの事情がございます。そういったものにしっかりシフトをしながら、まさに原点回帰の国見町をどうつくるかということも今から十分意識をしてやっていくというあたりが、今後の町政運営への重要な課題、ポイントになるのかなと私自身思っておりますので、その辺に光を当てるべく、今後鋭意に対応していきたい、このように思っております。

そして、よく私も言っておりますけれども、「ずっと好きです国見町」「住んでよ

かった国見町」、こういった国見町になって、そして目標は、私は国見町を町として維持したい。これが目標です。できるだけ頑張っけて町として維持したい。そういうことを未来に向けてしっかりと今後ともやっていきたいなど、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町長から力強いお言葉を含めて、今までやってきたこと、町民の皆さんはその辺は十二分に理解して進んでいると思います。その上で歴史を誇る町、高齢者に優しい町、子育てしやすい町と、誇れる町のところがたくさんあります。町長も言われたように、住んでよかった国見町ということは間違いないと思います。

しかし、いずれ思い切った政策が必要なきが絶対来ると考えております。そのためにも、将来に向けてのまちづくりについて、再度お尋ねしたいと思ひます。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 再質問にお答えを申し上げたいと思ひます。

基本的には先ほど申し上げたことに収れんされるわけでございますけれども、私は整理しますと、大きく2つあるんだらうと思ひています。

1つは、しっかりとこの町を固めていく。町の町民の皆様方としっかりと町を固めていく。というのは、少子高齢化社会でございます。健康づくりもあります。子育て支援もあります。そして、国見町のくにみ農業ビジネス訓練所もできました。そういった農業振興をしっかりとやっていく。そして当然、商店街の振興もしっかりとやっていく。さらには歴史まちづくり計画、いろいろ今やっております。そういった各種事業をやっておりますので、町民と十分、連携しながら、町の中をしっかりと固める。いわゆる基盤を作る。先ほど申し上げましたように、先に向けた流れができるような形での基盤をしっかりと作る。つまり、国見町の中をしっかりと固めていくということが一つあると思ひております。

それから、もう一つは、やっぱり外に向けたチャレンジです。国見町は本当に小さい町ですよ。ですから、町のみでは本当に大変な状況になります。今、国のほうでも試行錯誤されておりますので、それに乗らないようにしっかりとやらなくてはならないけれども、とにかく外にチャレンジをするべきだと思ひています。私が言っているのは交流連携ですよ。いろいろなところと交流連携をして行く。国・県、欠かせません。首都圏、欠かせません。仙台圏、欠かせなくなってきました。そういったところとしっかりとコラボ連携しながら前に進めていくということ、そのことが私は非常に大切なのかなと、このように思ひております。

富永町長、佐藤町長、私3代15年の悲願の道の駅ができました。これも本当に議員の皆さんのご支援のたまもでございます。400万人の来場者が入りました。県の観光施設で第4番目でございます。日経新聞に日経クロストrendという欄があるんですけども、インターネット開くと見ることが出来ますがそこで全国自治体1,700近くありますが、その中で観光客の増加率が全国ナンバーワンという評価

がなされております。そういった状況に道の駅はなりつつあります。ぜひ前に進めてまいりたい、このように考えております。

このようにしっかり中を固め、いかに外にチャレンジするかと、両面でやることによって国見町の未来に向けた維持発展をしっかりやっていくというあたりが、私は重要なポイントになるかなと、このように思っておりますので、そのようなことを意識をしながら今後、町政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町長から力強い言葉、あるいは道の駅の全国ナンバーワンということで、やはり地元に住んでいながらも、この施設がすばらしいものだということがまだわかっていない方もいらっしゃると思います。この施設を十分に生かしながら、この町が維持発展していけるようにならなければなりません。

急ぎではないけれども、近隣市町村や関係団体などとの交流連携をしながら、常に目配りをしながら推し進めることが先決です。町長も言うておりましたが、私もそうだと思っております。私たち議員も含め一致団結をして、国見町を町として今後も将来に続けていくことを願ひまして、町執行についてよろしくお願ひを申し上げて、私からの質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、6番佐藤定男君。

（6番佐藤定男君 登壇）

6番（佐藤定男君） さきに通告いたしました内容について一般質問をいたします。

まず、全国学力テストの結果についてお伺ひいたします。

ことし4月に今年度の全国学力テストが実施されております。この学力テストの対象学年とテストの科目をお伺ひいたします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） 6番佐藤定男議員のご質問にお答えをいたします。

今年度の全国学力・学習状況調査につきましては、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握分析をし、その改善を図ることを目的に、文部科学省により4月18日に全国一斉に行われたところでございます。

実施学年につきましては、小学校は6年生、中学校は3年生でございまして、実施科目は、小学校におきましては国語、算数の2教科、中学校におきましては国語、数学、英語の3教科で行われたものでございます。

また、今年度は、中学校においては初めて英語が調査の中に取り入れられているという特徴がございます。またさらに、前年度は分かれておりました各教科の知識力を問う問題、さらには知識活用力を問う問題が今年度は一体的に問われる問題とされているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6 番（佐藤定男君） それでは、その全国学力テストの結果で国見小学校及び県北中学校のテストの結果をお伺いしたいと思います。各科目ごとの正答率と県の平均及び全国平均の数字もあわせてお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） お答えいたします。

今回の学力状況調査の結果の公表につきましては、国見町の場合、小中学校各1校という実態がございますので、素点そのものの公表については差し控えるところでございます。全国や県平均との比較や領域・観点別の学力の傾向については、公表することといたしておるところでございます。

まず、全国との比較でございますが、小学校の国語、算数、中学校の国語、数学、英語それぞれとも全国平均と同等との結果となっております。

次に、県平均との比較でございますが、小学校国語、中学校国語、英語が県平均と同等であるものの、小学校の算数、それから中学校の数学につきましては、県平均より高いとの結果となっているものでございます。

なお、同等と申しますのは、いわゆる平均との比較のポイントでいいますと、プラスマイナス3ポイント未満ということでございます。また、高いと申しますのは、平均より3以上7ポイント未満というもので高いという数値になるものでございます。

これらの結果につきましては平均正答率の比較をしたものでございまして、具体的な数値の公表につきましては差し控えたいとするものでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6 番（佐藤定男君） 今、県と全国との比較でお聞きしました。大変申し訳ないのですが、全国とは小学校、中学校各科目とも同等であったと。県との比較において、もう一度申し訳ないのですがご答弁お願いしたいのですが。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） それでは、もう一度申し上げさせていただきます。

県平均との比較でございますが、小学校の国語と中学校の国語、英語、この3教科につきましては県平均と同等でございます。それから小学校の算数、それから中学校の数学、いわゆる算数、数学については県平均より高いとの結果となっております。

なお、その範囲については先ほど申し上げたとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6 番（佐藤定男君） 国見小学校及び県北中学校のテスト、学力レベルといいますが、全国レベルと同等の結果であった。そして県と比較した場合には、数学、算数ですか、あと英語、この部分については全国より県は劣るという、やや下回るという結果で、それについても国見小学校、県北中学校においては県の平均を上回っているということでございました。これの結果につきましては、教職関係者の方及び小学校児童、中学校生徒の頑張りによるものと考えております。

以上、ある程度高いレベルでの結果ということではありますけれども、この中でも何か課題はあるかと思うわけですが、今後の課題はどのようなものがあるでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

先ほど次長が答弁させていただいたとおり、全国あるいは県との比較におきましては、平均正答率は同等か少し上という結果であります。児童生徒の得点状況の分布の状況も全国とほぼ同じような傾向を示しております。

したがって、国・県の課題と同じような課題にはなってしまうんですけれども、説明を求めるような記述式の問題などは正答率が低いということが課題です。きちんと説明できること、活用力の育成をまだまだ図っていかねばならないと考えています。

さらに、得点の分布状況ということなんですけれども、広範囲にわたっております。ということは、低いところから高いところまで本当に広範囲に子どもたちの分布があるということなので、一斉授業だけではなかなか解決し得ない課題があります。個別の指導や放課後の学習支援とか長期休業中の学習支援など、そういうきめ細かな指導が必要だと感じているところです。

それから実は学力だけではなくて学力状況調査ということでクロス分析というものを行っております。これは生活習慣と学力との関係などの相関を見る分析なんですけれども、例えば、朝食をほぼ摂取している児童生徒と朝食を余り摂取していない児童生徒の正答率の差というのは、少ない教科でも10ポイントあります。多い教科では20ポイントほどあります。また、家の人と学校の出来事をよく話しているという生徒と余り話していないという生徒では、やっぱり教科によっては10ポイント以上の差がある。さらに、よく言われていることなんですけれども、読書の習慣と学力の関係でも、ほとんど読書の習慣がないという生徒と30分以上の読書習慣を持っているという児童生徒では、国語では実に20ポイント以上の差があります。積極的に学校図書館とか公立図書館とかを利用している児童生徒とそうでない生徒というのも教科によりますが、20ポイントから30ポイントの開きがあります。

以上、クロス分析の一例を申し述べましたけれども、授業の充実というのはもちろんなんですけれども、放課後あるいは長期休業中の学習支援の充実を図ることとあわせて、やっぱり学習習慣とか生徒の意欲の向上、読書習慣の推進などを図っていく必要があるなというふうに感じているところです。

以上、さまざまな課題がありますけれども、国見の教育ビジョンに沿って、学校、家庭、地域が一体となって児童生徒の学力向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） テストの結果については、クロス分析も同時にやっていて、生活習慣などが大きく影響するというお話でございました。

そこで、これは前からも言われていることかと思うんですけれども、規則正しい生

活、あとは読書の大切さということ、そのようなことを保護者へも当然周知させることが必要かと思うんですけれども、その辺についてはどのような指導をなされているんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

まず、読書のことのほうから先にお話をさせていただきたいと思います。文部科学省の調査でも昨年度いろいろ大がかりな調査をしまして、子ども読書の推進計画というのを作っております。その中でも述べられているのが、小さいときからの読書習慣が大切で、小さいときに身についた読書習慣というのが成長してもずっと続いていくんだ、大切なんだということで、今年度の計画では読書習慣を身につけさせることが大きな柱のひとつです。

本町におきましても、数年前から、例えば国見小学校で図書館の改造計画を図ったり、それから学校司書も入れていただいたり、公民館事業として子ども司書活動や親子で選ぶ選書会など、読書については家庭でもさまざまなかかわりを持つような形で進めてきているところです。

生活習慣の改善ということにつきましては、学校ではPTA集会とか学年だより等で広報に努めているところですが、さまざまな家庭があり、例えば保健福祉課との連携により個々に進めていくなどの事例もございます。学校全体で進めていくこと、役場として横の連携を図りながら適切な生活習慣の確認につとめてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 私はこの学力につきましては平成29年3月にも一般質問でお聞きしております。そのときの学力レベルは、やはり全国と同等か、それ以上というそのときの状況でもありました。それを維持しているということは大変喜ばしいことではありますが、また、弱点につきましても、今後ともご努力の先生方、そしてまた子どもたちにも頑張りをを見せていただきたいと思います。

次の質問にまいります。

上野台の体育施設の利用規則についてであります。

ことしの4月下旬に議会報告懇談会の席におきまして、ある方からお話がありました。その人は体育施設の利用について、前に申し込んでいた期日が雨の予報のために期日の変更を申し出たということです。しかしながら、ちょっと条例の制約があってできないと言われたとおっしゃいました。その方は、施設はあいているのになぜ利用できない、有効にできればいいのではないかという思いを持ったというか、まさにそのとおりだと私も思うんですが、この場合、条例の内容ですね、できなかったというその内容についてお聞きします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（安藤充輝君） お答えいたします。

現在、上野台運動公園内の施設利用につきましては、国見町上野台運動公園条例と

同管理規則に基づき運用しているところでございます。

お質しの施設の申し込みや変更申請につきましては、条例で規定しているところでございますが、申し込み用紙の内容や手続の方法など具体的な内容については、管理規則において規定をしているところでございます。

規則におきましては、個人利用以外のいわゆる団体利用に係る申し込みは、使用する日の5日前までに申請書をご提出いただくこととしているところでありますので、5日前までの変更、取り消しは可能であるほか、個人利用の場合につきましては当日の申し込みでも利用が可能となっているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 団体の申し込みは5日前までにその旨を申し込まなければいけないということなのですが、個人の場合は当日も可能だと。当然5日前に設定した理由等あると思うんですけども、私は5日前、その辺に、例えば5日前がだめで6日前がいいとか、その辺もあると思うんですけども、5日前の理由は何かあればお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（安藤充輝君） お答えいたします。

各種団体の利用につきましては、申し込みが重なるなど、施設の利用の状況におきましては総合調整を行う場合がございます。そのために日にちの余裕を持たせていただいているというところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） この件につきましては、そういうことで利用できなかったということとは理解いたしました。

そこで、こういう状況があったということで、担当課におきましては施設利用のルールの見直しにあたっておまして、関係団体から意見を求めるためアンケートを実施したと聞いております。

まず、そのアンケートの依頼先についてお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（安藤充輝君） お答えいたします。

アンケートの依頼先でございますが、現在、町の体育施設の団体利用は、主として町の体育協会加盟の各種団体によるものでございますので、そこで町の体協の皆様のご協力をいただきまして、本年4月に町体育施設の利用に関するアンケートを加盟26団体の皆様に実施をさせていただいたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 体育協会加盟26団体ということでありまして。そのアンケートの結果なんですけれども、詳しくはここで聞く時間もないんですけれども、主な項目と、

あとは例えば、アンケートはどのような形でやったのかなんですが、現状のままでいいとか、あとは改善点があるとすればとかあるかと思うんですが、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（安藤充輝君） お答えいたします。

今回実施しましたアンケートの趣旨でございますが、体育施設の利便性の向上を図るために、実際に使用されている皆様方からご意見をいただくことを目的としたものでございます。

お質しのアンケートの結果でございますけれども、申請の手續につきまして、例えば現在、紙台帳で管理しております施設の予約でございますが、例えばインターネットを活用したオンライン申請の導入やネット上で予約の状況を見られるシステムの導入のご提案、また、先ほどご質問いただいた施設利用の柔軟な変更についてなどの意見も寄せられたところでございます。このほか、施設の修繕、備品の充実など利便性の向上を求める意見も寄せられたところでございます。

そこで、対応といたしましては、備品倉庫の整理整頓や管理の徹底など直ちに対応できるものは早急に対処したところでございます。また、施設の修繕や備品の充実についてでございますが、本年度の発注を前倒ししたほか、現計予算を超える部分につきましては、今定例会において補正予算を計上させていただいているところでございます。

なお、天候等による施設の柔軟な変更につきましては、管理規則を見直す必要がありますことから、部活動やスポーツ少年団などにおいて試行的に運用をいたしながら、現在その効果を検証いたしまして、検討課題の整理を行っている最中でございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） アンケートに基づきまして、今度、検討課題もあるということでありまして。そこで、最初の質問にちょっと戻ってしまいますけれども、団体利用の5日前の締め切りといえますか、その辺については考えに変更はないということでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（安藤充輝君） お答えいたします。

団体利用の5日間のところを完全に要望として出されているところでございますが、団体利用ではなくて個人利用の方の利用も認めているところでございます。ただ、5日前のところを全く見直す必要がないということではなくて、それを見直すために今必要な効果等を検証中ということでございます。個人利用の方は当日の申し込みを行いますので、個人利用の方と団体利用の方の兼ね合いを検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6 番（佐藤定男君） わかりました。体育施設が町民の方に有効に活用されるように運営のほうを図っていただければと思います。

以上で質問を終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時10分まで休議いたします。

（午前10時59分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

3番松浦和子君。

（3番松浦和子君 登壇）

3番（松浦和子君） 令和元年第3回定例会において、さきに通告いたしました内容について質問いたします。

本年10月開設予定の子育て世代包括支援センターについてお伺いします。

まずはじめに、平成29年3月31日付で国・県その他関係機関から各自治体に通知があり、母子保健法の改正により、市町村は子育て世代包括支援センターを設置するよう努めなければならないとされました。国見町以外の県北地域の4市2町1村は、平成30年12月1日には既に設置されております。少子化対策が問われている中で、国見町は子育て世代包括支援センターの設置がなぜ10カ月もおくれたのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 3番松浦和子議員のご質問にお答えをいたします。

まず、子育て世代包括支援センターの設置が市町村に求められてきた経緯ですが、全国的なことではございますが、核家族化あるいは地域のつながりが希薄化する中で、妊産婦や母親の孤立感、負担感が増加をしていることなどが全国的な課題となっておりまして。一方で、妊産婦や子育て家庭の支援は、さまざまな機関、部署、制度により縦割りになりがちで連携が不十分との指摘もされておりました。このため、全国的には、先行する自治体が自らの力で子育ての支援あるいは母子保健の取り組みということで活動をしていたというところがございました。

平成28年に母子保健法が改正されたことによって市町村に子育て世代包括支援センターの設置が求められ、さらに平成28年6月閣議決定をされました、一億総活躍プランにおいて、平成32年度までの全国展開が掲げられたということになってございます。

福島県におきましては、国より前倒しで平成31年度までに展開するという方針を

掲げましたところ、センターを設置した市町村数については、平成30年12月現在で36団体、平成31年2月で38団体、令和元年6月で45団体となったところでございます。

国見町におきましても、当初は平成30年度内の立ち上げを想定してございましたが、先行自治体の状況や平成30年10月の青森県鱒ヶ沢町の視察などを踏まえ、形ではなくて中身をきちんと検討したほうが良いとの結論に至りまして、本年10月の立ち上げを目指しているところでございます。

準備期間を確保したことによりまして、この間、家庭と子育ての総合支援専門委員会を立ち上げて意見をいただき、啓発のためのママカフェを3回ほど開催し、さらには職員の研修会を1回、さらに子育て世代包括支援センターのPRのための愛称募集の総選挙等の企画に取り組むことができてございます。ママカフェあるいは職員の研修会については、今後も継続したいと考えているところでございます。

国見町での立ち上げは近隣市町村と比較して遅いかもかもしれませんが、小さな自治体ほど今までやっている事業との差別化がうまく図れずに苦勞するということがございました。私どもの町では、事前にママたちを巻き込んだ取り組みでPRをしており、より良い事業のために職員の準備もしておりますことから、結果として今に至ったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 準備期間を設けて充実したセンターを立ち上げるということのようですが、広報でも名称、愛称募集ですか、いろいろさまざまな取り組みを行われているようですが、ぜひ準備期間を生かしたセンターにしていただければと思います。

ところで、子育て世代包括支援センターの設置は具体的にはどこになるのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

子育て世代包括支援センターの職員の配置につきましては、厚生労働省のガイドラインで保健師などを1名以上配置することとされてございます。このセンターの機能としましては、1つ目には母子保健に関する専門的支援機能を有していること、2つ目には子育て支援に関する支援機能を有していることが前提とされておりますが、2つのうちどちらに軸足を置くかによって形態が変わってくるというところがございます。

国見町におきましては、母子保健事業において、専門職である保健師が一人一人に直接母子手帳を交付するなど、確実に面談をできることが可能なため、母子保健型を立ち上げることとしてございます。このため、母子保健を担当する保健師を中心として機能を集約することといたしておりますことから、保健福祉課に設置をすることを考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 保健福祉課に設置ということですが、相談に訪れる方も保健福祉課の窓口に向うのでしょうか。お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

相談の形態については、さまざま考えられると思っております。先進の自治体におきましては、場所に訪ねてくるということもございしますが、ママカフェのような相談も含めた機会を設けることで相談しやすくなるということであったりとか、SNSを活用した相談であったりとか、さまざまな部分が用意をされてございます。

国見町におきましては、それらの部分も含めながら、ただいま検討しているところでございますが、一番はママたちが相談をしやすいうところに配意をして進めていきたいと考えているところでございます。基本的には保健福祉課の中に子育て支援包括支援センター機能を設置するというところで、また、庁舎内の施設を一部改装いたしまして、そこで相談を受け付けるというようなことを考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 相談というのは、なかなか勇気のいることなんですね。やはりその辺、相談する方の立場に立って、横の連携をとりながら、また、今まで立ち上げて活動してきたママカフェとかそういった専門委員会ですか、そういったところのいろいろな言葉に配慮しながら、皆さんの声を大切に伺いながら、その辺本当に注意しながら相談に乗っていただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

子育て世代包括支援センターの大きな役割に妊娠初期の女性への支援があります。そこには医療機関や福祉に関する機関との連絡調整とあります。しかし、公立藤田総合病院には、毎週月曜日の午前と午後に婦人科の外来診療が行われるだけで産科の診療はありません。ほかの医療機関との連絡調整は大丈夫なのでしょうか。お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

事例を2つほど紹介させていただいて、答弁にさせていただければと思っております。

国見町におきましては、妊婦の健康保持及び増進を図るために妊婦に対する医学的検査を実施してございます。この事業の公費負担は通常15回となっておりますが、町単独で1回上乘せをし16回としてございます。この事業の実施にあたりましては、伊達郡や福島市医師会との協議を経て実施しているところでございます。

また、平成21年から生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問して、

子育て支援の情報提供あるいは養育環境を把握する乳幼児全戸訪問事業を実施しております。この事業は、平成19年度から国の次世代育成支援対策交付金により措置されるようになったものですが、保健師が赤ちゃんの全戸訪問を行うことから、全国的に里帰り出産などに対応するための情報提供のシステムが動き出すことになりました。当初はハイリスクの妊産婦の訪問などが目的でしたが、現在は里帰り出産などの場合、里帰り先の自治体に保健師の訪問依頼が行われ実施をされています。

この2つの事業が継続をして実施されていることで、妊婦健康検査の結果、あるいはハイリスク妊産婦の情報など、医療機関から情報提供されてございまして、日常的にさまざまな医療機関との連絡調整の体制が整えられているというところになってございます。このため、特段、支障は生じていないものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 妊婦健診を無料で15回、16回ですか、行っているということですが、先ほども申し上げましたが、公立藤田総合病院には残念ながら産科の診療科目はありません。せっかくのこういった無料の健診があるのに、診療科目がないというのはとても残念だなと感じております。

次の質問に移ります。

子育て世代包括支援センターの設置には、利用者支援専門員や地域子育て支援拠点の専任職員や保健師等の配置が求められ、妊娠、出産、子育て等への支援プランの策定や関係機関との連携など、作業はかなりの量になるかと予想されますが、設置まで1カ月ありません。人材の確保はしっかりできているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、この件につきまして、私のほうからご答弁をさせていただきますと思います。

子育て世代包括支援センターの設立につきましては、先ほど来、課長が答弁いたしておりますように、少子高齢化社会の中で子育て支援の充実強化を図るという観点、特に出産前から出産後と。どちらかというといまでは出産後ですね、そういったスタンスを中心にやってきたということで、今回は母子保健法の改正等々によって、そういった事前のフォローをどうするんだというようなことで改正がなされたということでございます。

若干おくれてしまったということがございますけれども、これについては先ほど、これも課長が答弁したように、やるのであればどういった形が望ましいか、試行錯誤しながらやるべきではないかということでいろいろ調整を行ってまいりまして、ママカフェ3回、これは私も出席したりして、いろいろとお母さんたちのご意見伺ってまいりまして、非常にこういったママカフェいいですよと、いろいろ悩み聞いていただける、すばらしいですよとか、あとは保育の関係で、若干フリーの預かりのキャパを増やしてほしいとかいろいろとご意見等々いただいておりますので、そういったこととか、あとは専門委員会ですね、こういったことでいろいろとご意見を、仙台大学の

柴田先生が座長でありますけれども、十数名のメンバーでいろいろとご意見を交わしたり、どういう形がいいのかということとか、あるいは職員の研修をやったり等々やってまいりまして、柴田先生のほうからは、こういったことやっている自治体は少ないですよと、ここまで真剣に考えながらセンターを立ち上げようと思っているところは少ないですよと。ただエイヤーで立ち上げたところが多いですよという話は実は伺っておりますので、そういった意味でいろいろと試行錯誤しながら、今回10月に立ち上げるということになりました。先行事例なんかも実は見させてもらっています。ところが、なかなかという部分がほとんどでありますので、それをいかに充実するかということでここまで鋭意検討して現在になっておるとい状況かなと、このように思っております。

それで、私はポイントは3つあると思っています。

1つは、やはり国見町はどちらかというと出産後の子育て支援のほうは割と充実していますよね。待機児童ゼロです。ももたん広場がある、それからつながる～むある。いろいろあります。あとは、いわゆるイベントも実施しています。等々でお母さんたちからは、結構やってもらっていますというご意見とても多いんですね。ところが、その前の段階、先ほど申しましたように、出産するまでいろいろと悩みがある。そして、生まれた瞬間の赤ちゃんのフォローですね、その辺が非常に重要だという話なども伺っていますので、そういった意味で子育て支援と母子保健型あるんですけども、母子保健型にしようではないかというところ、それが1つのポイントだったと思っています。

それからもう一つは、やはりこの子育て支援、母子保健、トータルのいろいろな悩みあると思うんですね。親御さんのこと、子どもさんたちのこと、先ほど質問あった病院のこと、それから経済的なこととか、もろもろの課題がいっぱい詰まっているんですよ。ですから、詰まっているからこそ、いわゆる担当者1人では私はだめだと思うんですよ。そうではなくてチームとして設置すべきではないかということで、いろいろ検討してまいりました。結果論として保健福祉課に4名の保健師がいるので、その方をチームとして編成して、いろいろと試行錯誤して子どもさんたち、親御さんたちのフォローをしていこうではないかということでチームを作ることで整理をさせてもらって対応することで10月1日スタートする事になりました。それが2点目です。

それから、3点目につきましては、今後も母子保健含めて子育て支援充実しなくてはならないだろうということです。また一方で、保健師さんの役割というのは、介護の問題、健康づくり対応とかいろいろなことが、保健師さんというのは非常にノウハウをお持ちです。保健師さんの役割というのは、これから少子高齢化社会の中ではどんどん重要度を増していきます。ですから、来年度に向けて、ぜひ保健師さんのプラスアルファの採用も含めて現在検討中であります。その方も当然チームに入ってもらって充実強化を図っていくことも含めて今検討中であります。

ということで、大きく3点、それをベースにして10月に立ち上げるということで

今現在検討しているということでございます。

議員おっしゃるように、子育て支援、非常に微妙な部分でございます。ですから、そういうものをしっかりフォローする。そういう意味で、さまざまな検討をして、今みたいな3つのポイント的な部分をベースにして将来的につなげていきたい。こんなことでぜひ対応していきたいと、このように考えておるところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 時間をかけて充実したセンターを立ち上げるというお話、大変ありがたいことでもあります。若い方たちは何に魅力を感じて、何がきっかけとなってこの町に住んでみようとそう思うのか、私たちには想定外のところがあると思っております。子育て世代包括支援センターの職員の資質の向上に努めていただき、安心して頼れる子育て世代包括支援センターを目指していただきたいと思います。そして、この国見町にたくさん若い方たちが増えて、赤ちゃんの声がし、子どもたちの声がいっぱいすることを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、1番小林聖治君。

（1番小林聖治君 登壇）

1番（小林聖治君） このたび、ここ歴史と伝統ある国見町議会の議員として一般質問に登壇し、町政に参加できることを重く受け止め、町民の方々の代表として、令和元年第3回定例会にあたり、さきに通告しておりました内容について質問いたします。

はじめに、町内における光回線の未敷設地区の解消についてであります。私は全ての町民の方々がひとしくITの利便性を享受することができるまちづくりを実現するためには、情報通信インフラの整備が不可欠であると考えております。

そこで、現在、町内の光回線エリア外地区はどのくらいあるのか、お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 1番小林聖治議員のご質問にお答えをいたします。

NTT東日本に確認をさせていただきました。国見町内では、およそ97%以上で光回線がカバーをされているということでございます。しかしながら、議員お住まいの西大枝地区の一部及び川内全地区におきましては、光回線のエリア外地区になっているということでございます。大字西大枝地区を字単位で詳しく申し上げますと、字尼ヶ沢、霞沢、京田、窪、堤前、明泉、上台及び竹ノ内地区が光回線エリア外となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1番（小林聖治君） それでは、その光回線エリア外の地区への対応策についてはどうお考えになっているのか、お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

光回線につきましては、一部違う業者もございますが、主にNTT東日本が主体となって整備を進めているところでございます。以前にも川内地区のほうからご要望がございまして、NTT東日本に問い合わせを行った経過もございます。

NTT東日本につきましては、議員ご承知のとおり民間業者でございます。ですので、利用者数が見込めなければ、当然設備投資ができないとのことでありまして、整備を進めるためには利用者から、特に地区住民の皆様から利用希望確認書という形で多くの方々から希望を募る必要がございます。しかしながら、要望したからといってサービス提供が確約されるものではないということでございます。

その後、直接要望されたものと考えてございますが、現時点でサービス提供を行うとの話には至っていないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1番（小林聖治君） 私は、町民ひとしく情報通信インフラにおける不均衡を是正するために、光回線を敷設することが困難な場合、例えば携帯電話の電波は飛んでいるわけですから、無線ルータの貸与もしくは購入に際しての助成措置などを図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

電話の普及の際も順次エリアが拡大されてきた経過がございます。一遍に全部整備するというのは、物理的に不可能でございまして、現時点での不均衡であることを前提に機器の貸与や助成をすることはなじまないものと考えております。

また、議員お質しのとおり、携帯電波、携帯電話を利用した方法をもって利用していらっしゃる方もございますので、逆にこの方との不均衡も出てくるのかなと考えております。

NTT東日本におきましても、順次エリアを拡大中とのことでありますが、先ほど申し上げましたように、西大枝の一部及び川内地区につきましては、ご存じのとおり、市外局番577ということで、梁川から来ているラインになっております。ということで、整備がおくれているものとも考えられるということでございます。

なお、町境ですね、桜華楼から町の看板を過ぎて左側の家までは来ているということでございますので、今後整備されていくのではないかと考えております。

先ほども議員おっしゃられたとおり、モバイルネットワークが普及をしているという状況もございまして、NTTドコモでは今後4Gから5Gにさらに進化をするというような状況にもなってきております。他社でも携帯を利用したホーム向けの通信手段を整備している状況にございますので、必ずしも光回線を経由しなければならないという時代ではなくなっていることも事実でございます。

いずれにいたしましても、個人の資産にかかわる部分でありますので、町で貸与や助成を行うことは現時点では難しいと考えているところでございます。なお、NTT東日本とお話しさせていただきながら今後の見通しを確認させていただきたいと考え

ているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） 私は、平成 26 年 10 月に西大枝地区の中部町内会が中心となって光回線敷設の要望署名集めをして、西大枝地区の中部、川内町内会合わせて 30 名弱の方々が署名したと聞いております。そういった要望がある限り、これの実現に向けて粘り強く取り組まれるようお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

私は、ことしの 2 月から 3 月にかけて 4 回ほど、西大枝地区の北部町内会が中心となって実施したイノシシの防止柵設置作業に参加いたしました。近隣の光明寺地区の方も参加していただき、毎回二十数名での設置作業でございました。

参加してみて感じたことがあります。まず、町内における有害鳥獣被害の現状についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

有害鳥獣被害の現状についてのご質問ですが、今年度の有害鳥獣による農作物被害につきましては、8 月 22 日現在の被害件数が 96 件、被害面積が 0.16 ヘクタール、被害金額が 59 万 8000 円となっております。これらの被害面積、被害金額につきましては、農家の皆さんから寄せられました被害報告に基づき集計をしたものであります。

また、鳥獣別による被害割合を被害金額で比較をいたしますと、多いほうからニホンザル、カラス、イノシシの順となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） それでは、ここ数年の間での有害鳥獣被害の推移をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

有害鳥獣による農作物被害の推移についてのご質問ですが、過去 3 年の被害状況について申し上げます。

平成 28 年度は、被害件数が 170 件、被害面積が 0.46 ヘクタール、被害金額が 151 万 9000 円となっております。平成 29 年度は、被害件数が 143 件、被害面積が 0.12 ヘクタール、被害金額が 50 万 3000 円となっております。平成 30 年度は、被害件数が 204 件、被害面積が 0.22 ヘクタール、被害金額が 89 万 4000 円となっております。

これらの被害面積、被害金額につきましては、先ほど同様、農家の皆さんから寄せられました被害報告に基づき集計したものであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） ささまざまな被害対策というものがあると思いますが、その中で有効、効果的な対策というものはありますか。被害動物別にお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

有害鳥獣別の有効、効果的な被害対策についてのご質問であります。町ではニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン、カラス、スズメ、ムクドリを対象鳥獣といたしました鳥獣被害防止計画を作成しております。

その中で、対象鳥獣に共通する被害防止対策といたしましては、鳥獣被害対策実施隊によります一斉追い払いや集落点検パトロール、放任果樹等餌になるものの除去や適正管理、花火等を活用した追い払い、そのほか住民皆さんの自衛意識の高揚などの取り組みを挙げております。

加えまして、鳥類を除くけもの類の被害防止対策といたしましては、電気柵や大規模侵入防止策の設置、人間の生活圏とけもの類の生息域の境を明確にするための緩衝帯の設置によります生息環境の整備、あとはいわゆる箱わなによる捕獲を挙げております。

いずれにいたしましても、個別の対策ではなく、集落単位での対策が効果的であると考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） 今の答弁の中で、集落単位というお答えであります。私がことしイノシシの防止柵設置作業で感じたことです。

参加者の高齢化が進んでおり、私など比較的若い者は鉄棒の支柱をハンマーで打って立てて、それにワイヤーメッシュを年配の方々が針金で取りつけるという作業でございました。中には地盤がかたくて、なかなか地面に刺さらなくて、地面との間にワイヤーメッシュのすき間が出てしまって、ちょっとこれじゃ効果が薄いなという話をしながら取りつけたところが何カ所かありました。参加後半には、明らかにイノシシが体当たりして曲がった柵も数カ所あって、イノシシの力に驚いたところでもあります。

そこで感じたのは、これから将来にわたって一層高齢化が進む中で、地元の方々だけでは精度の高い防止柵の設置は難しい、厳しい状況になると思われれます。より効果的な電気柵の設置など高度な対策が必要な場合は、町が設置作業も含めて支援すべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうからご答弁を申し上げさせていただきたいと思っております。

今、事例のあった電気柵、それについてはもう既に町独自で実は支援をさせていただいております。エリアについては、農業用地あるいは家庭菜園、そういった場合に補助をするということで、今年度におきまして、もう既に10件、45万3000円

の支援をさせていただいておるといふことをごさゝいまして、今後ともさういふ支援は継続的に実施をすゝてまいりたいと考ゑておゝります。

そのほか、総合的な有害鳥獣対策どうするんだという議論は、これはなかなか個別に町のみといふことにはいかない。これは国とか県、近隣市町村、広域ですから、1カ所でやってもほとんどだめな場合が多いんです。ですから、なるべく広域で検討することがベースですから、さういふところと十分コラボ連携することがまず必要だろうなと思ゝいます。

それからもう一つは、この前福島大学の食農学類と協定を結びましたので、そこで専門的なノウハウをお持ちだといふ話も聞いていますので、さういふところでのさゝざまなご提案をどういふ形でいただけるかなといふことともごさゝいます。あとKDDIと町は協定結んでいまして、その中でイノシシが入ったときのリアルタイムで町のほうに連絡いただけるシステムも入れていまして、高度なさゝざまな対応、今、試行錯誤してゝいます。さういふところも含めて、いろいろと対応する必要性があるのではないかと。これは外向きの話になりますけれども、それはしっかりとやっていくといふことだろうと、思ゑておゝります。

同時に、やっぱり中向きでどうするんだという議論も当然ごさゝいます。町内でどうするんだといふことで、本当に小林議員には侵入防止柵の設置、ありがとうごさゝいました。二十数キロ、張ったといふことをごさゝいまして、心から感謝を申し上げさゝせていただきたいと思ゝいます。

また、町には地域農業再生協議会もあり、鳥獣被害対策連絡協議会などもごさゝいますので、やっぱり中向きでどうするんだという議論ですね。どういふ施策展開があるのかといふことも当然必要だろうと思ゝうんです。先ほど申しました外とのさゝざまな連携調整を行う、そして中でもさゝざまな調整を行う。さういふことで、効果的な鳥獣被害対策は何ぞやといふことを模索しながら、今後ともしっかりと対応する。まさに国見町の基幹産業は農業でごさゝいますので、鳥獣被害を軽減さゝせるといふことは非常に重要な課題、このように認識しておゝりますので、今後とも十分、議員とも連携しながらぜひ対応していききたいと、このように考ゑておゝるところでごさゝいます。

以上、答弁とさゝせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1番（小林聖治君） 私は、国見町議会議員として町政のチェックはもとより、町民の方々のどんな小さな願ゝいも町政に反映さゝせるべく活動してまいります。

以上、私の質問を終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前11時47分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 午前に引き続き一般質問を続けます。

次に、10番浅野富男君。

（10番浅野富男君 登壇）

10番（浅野富男君） 令和元年第3回定例会にあたりまして、一般質問を行います。

商店街の衰退が進んでおります。このような状況は本町に限られたことではなく、全国で起きている事態でもあります。商店街にかわって大型店が出店をし、生活用品などを供給しておりますけれども、このことによって町、すなわち自治体が発展をしているということは思えません。車社会の中であって、その利便性については、これにこしたことはありませんけれども、地域経済が潤うということにはつながらないものと思っております。

本町内でも商店街は1軒、また1軒と店を閉める状態となっております。その要因にはいろいろあるものと思っておりますけれども、この状況をどうするのかというのが課題であります。少子化、高齢化という時代の中では仕方がないこととしていいのでしょうか。

この質問は、本年の第2回議会定例会で渡辺議員が質問しておりますけれども、後継者不足に絞って質問をしております。このことも店じまいの一つの要因であることに間違いはないと承知はしておりますけれども、この状況について、町としての調査も必要なことではないでしょうか。

商店が減少していることの実態調査は行っているのでしょうか。また、その結果についてはどのようなになっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 10番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

商店街におけます各商店の経営状況等につきましては、その経営指導などを担う町商工会事務局において調査をし、把握しているところでございます。

商工会が行う調査は、財務状況のアンケート調査のほか、事務局職員が出向いて各商店が抱える課題など、直接聞き取りを行っているということで、その概要につきましては、町へも情報提供されてございます。やはり後継者不足や、空き店舗への不安を抱える商店の増加、そして廃業を余儀なくされた商店、さらに健康問題での休業など、さまざまな課題が浮き彫りになっているとのことでございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 商工会でこの実態調査を行っているということではありますが、これは町としては行わなくてもいいことにつながるのでしょうか。それとも、商店街の調査で十分な状況の把握ができるという観点から、町では行わないということなのでしょうか。その辺についてはいかがなのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 町で調査を行っていないのかというご質問でございますが、一義的には直接商工業者に対して経営の相談、指導を行う商工会において調査を実施し、把握すべきものと考えてございます。

町商工会では、国の法律であります小規模事業者支援法に基づきまして、小規模事業者の経営基盤の確立と、持続的な経営に導くために、経営発達支援計画の認定を受けて実施をしているところであります。この計画の中でも地域経済動向調査を実施することとしておりまして、先ほど答弁したような聞き取り調査などを実施しているところでございます。

町としては調査を行っておりませんが、商工会と密接に連携して状況を把握しておりますので、問題はないものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） そうしますと、商工会から提供されているこの調査の結果ということについて、把握をしているとのことですが、その中で、その商店主などが今後についてどのような展望を持っているかということについては、その商工会からの情報の提供でわかるものなのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

商店主の方の今後の展望につきまして、町商工会事務局が行いました個別の聞き取りの概要によりますと、商店主の方は、それぞれ営業の背景にあるものは違いますが、一概に申し上げることはできませんが、やはり後継者がいる方といない方で大きな違いがあるということでした。

後継者がいない方の特徴的なケースといたしましては、家族経営の商店で、子どもはいるものの遠くに就職して戻ってこない、自分も高齢のため、自分の代で営業を終えたいと考えている方が複数いるということでした。空店舗にしないためには、第三者への経営譲渡なども考えられますが、そこまで踏み込む方がいないということになります。

また、後継者がいる商店主につきましては、前向きな方が多く、後継者自身が販路拡大のために、新技術の導入や新たな分野へ進出する事業者もいらっしゃるということでした。

ただ、そのような中でも、健康問題で休業する商店もあると報告を受けているところになります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） この中で大きな問題として取り上げられるのは、前回の定例会でも議論された、後継者の問題が最も大事な問題なのかなと浮上してくるところではないかと思っております。

この問題については答弁にもありましたとおり、非常に難しい課題だと思っております。だからこそ本腰を入れた取り組みとしていく必要があるのではないかと考えております。個人、あるいは家族営業の形態をとっていらっしゃる商店は量販店、そして大型店舗の競争には勝てないものと考えております。自然の淘汰に任せるようなことでは、商店は消えてしまうのではないかと、そのように思えるところであります。

町としても、この事業の継続などについてと商店の活性化については、当然のことながら、町も望んでいることと思っておりますが、このような方たちに対して、どのような形で、この要望に沿った支援が必要になってくるのでしょうか。その辺の分析についてはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、この件につきまして、私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず商店街の活性化に向けた町としての対応につきましては、これは先ほど議員がおっしゃいましたように、6月定例会で渡辺議員のほうからご質問いただいたとおりでございます。町全体、地域経済の活性化を図る観点で、そのツールとして、ご承知のように一昨年5月に道の駅を整備させていただいて、それを核にしなが、今いろいろと全体の活性化は動いておるところでございます。

そういった中で、この道の駅を活用した、活性化をどう図るんだと、いわゆる大きな商店街ができましたよと、距離が非常に遠い部分ですと、なかなかこれは難しいところがありますが、うちの道の駅については、まさに商店街と表裏でございます。ですから、そこでのコラボ連携をどうするか、私は非常に重要な課題かなと思っております。こういったことを含めて、当然その商店街も含めた活性化について検討していく必要があるかなということで、いろいろと前回もご提案を申し上げたということでございます。

実は、商店街の店主におきましても、非常に多くの利益を上げている方々が、いらっしゃると思います。かなりの数、実はいらっしゃいます。と同時に、商工会主体で今度は夕暮れマルシェを立ち上げられたということです。そのことも店主の方々、割と今前向きに、その取り組みを始めていらっしゃいます。私ほとんどマルシェやるときに顔を出していますけれども、いろいろ話をさせていただきます。そういう動きが非常に出てきておる。そこは組織的にちょっと変わったということもあるのだろうと思っておりますけれども、非常にいい動きだなと思っております。商店街が少しずつ動いているということは、実はうれしく思っているという状況でございます。

また、店主の意向に沿った支援というお話でございますけれども、これについては、先ほど課長が答弁したように、まずは一義的にはその商店街の課題とかいろいろございます。そういったものは商工会の役員、それから事務局等々把握しながら、これは一義的には対応すべきだろうとは思っています。ただ、町としてもしっかりと、これは情報の共有、後継者不足とか、あるいは空き店舗とかいろいろございますので、そういった情報の共有をしながら、しっかり前に向けて対応していくこと、これは欠か

せないことだろうと思います。そういったことで、実はこれ商工会長ともいろいろ打ち合わせをやっておりまして、10月をめぐりに商工会役員と町幹部との懇談会を設置することにしてございます。

その中で、実はいろいろと課題を共有して、また解決策は何だというようなことも含めて、その中で十分模索しながら、ぜひ前に進めていきたいなということで、町と商工会での連携した懇談会、組織体みたいなものを作りながら、ぜひ前に進めていきたいと、考えておるところでございます。

とにかく、商店街の活性化、まさにこれは地域経済の活性化にも十分つながるものでありますので、そこがベースでございますから、今後とも商工会と十分コラボ連携しながら、しっかりと前向きに課題、そして支援策等々について検討し考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 確かにいろいろな利益を上げていらっしゃる方もいらっしゃいます。まずこの商店街を作っていくといいますか、冒頭にも申し上げましたけれども、この店舗がなくなっていくという状況、これについて先ほども言いましたけれども、淘汰に任せるということになれば当然負けますので、これはなくなっていく状況になるわけでありまして、そのあたりにもう一步踏み込んだ形での考え方といいますか、お聞かせいただければなと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） これはいろいろ難しい問題だろうと思いますが、まず先ほど申しましたように、商工会との懇談会といいますか、それを立ち上げてしっかり対応していくということ、これはまずベースとしてあると思っております。

同時に、私はポイント的な部分が3つあるなと思っております。

まず1つは、国、県、つまり国ですと中小企業庁、それで日本商工会議所、県ですと、県といわゆる商工会連合会等々で、さまざまな補助事業がいっぱいあるんですね。ですから、そういった補助事業的な部分を、しっかりと後継者不足、空き店舗等々ありましたら、そういった中での対応というのができるものが結構あるんです。改修事業もあるし、いろいろな事業がとにかく網羅されております。これは、国が、中小企業庁がベースになりまして、いろいろな支援がありますので、そういった情報というものをお互いに共有して、それをいかに商店主の方に伝達をして、そして経営的な部分でどう先につなげるかということ、これがまず一つ私はあるのではないのかなと思っております。

それからもう一つは、実は町から商工会のほうに450万円ほどの運営支援をしております。その運営支援については、商工会のほうでいろいろとやられているわけですが、その運営支援のあり方、何にどうするのかという運営支援のあり方などの細部の中身の検討なども、この懇談会の中で、ぜひしていきたいと思っております。なあなあで使っているのではなくて、こういうところに、こういう形で使っ

て、こういうふうにしていきたいよということであれば、町としてしっかり支援をするというような青写真をしっかり出してもらうということも、ぜひ今、商工会長ここに居らっしゃいますが、そういったことも含めて、ぜひ懇談をしてまいりたいと思っております。あとは先ほど申し上げました道の駅です。

とにかく多くの方が来ておりますので、組合になったり、6次化をやったり、あるいは会員ポイント、いわゆる道の駅に来て、ポイントカードを持って行って商店街に行けば1割引きにしますよみたいな、そういった会員ポイント制度とか、これいろいろやっています。霊山町でも、あとは米沢市等々でやっていますので、そういったことを導入するとか。いろいろな課題がありますので、大きく3つのくくりあたりをベースにして、懇談をしながらしっかりと前に進めていくような、流れをぜひ作っていただければなど、このように思っております。

確かに議員おっしゃるように空き店舗がある、後継者不足であるということもございます。そういったことに歯止めをかけるべく、制度的な部分で十分共有しながら、しっかりと取り入れて、そしてぜひ前に進めていくと、そういった流れをしっかりと作っていく必要があると思っております。そんなことで十分意を配しながら、今後とも対応してまいりたいなど、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） これから商工会との懇談、ぜひしていきたいというふうなことであります。以前は商工会との懇談、町と議会とやっていたような気はするのですがけれども、今回またそういうことができるようになるのかなと思いますので、このあたりについては、ぜひ突っ込んだ、お互いに忌憚のない意見を交わしまして、ぜひこの商店街の活性化につながるような議論をしていただきたいと思います。

そこで、本町でもある店舗におきましては、9月いっぱいまで店を閉める計画があると聞きました。その理由についてなのですが、消防法との関係から、店の改修のほうが必要とのことであります。しかし、その費用を捻出することが難しいことから閉店をするとのことであります。こういったことが現実にあるわけですが、本町では介護保険住宅改修費支給事業など、本町でも幾つかの制度があります。地域経済を回すということにおきましては、この住宅改修費用を補助する事業などは、貴重な政策とも言われております。事業承継のために店舗の改修に使える補助制度といった商店への支援制度もあって良いのではないかと考えております。

先ほど町長から若干答弁がありましたけれども、ぜひこのあたりで、もうちょっと詳しいお話、それから町の考え方、これに対する町の考え方を聞かせていただければと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

商店の事業承継に向けた店舗改修の補助金の制度についてのお質してございますが、町の直接の制度はございませんが、日本商工会議所におきましては、小規模事業者持

続化補助金として、事業費の3分の2で50万円を限度とする補助制度、また、県の商工会連合会におきましても、今年度からふくしま小規模企業者等いきいき支援事業が創設をされまして、事業費の3分の2で30万円を限度とした補助制度がございます。

いずれの制度も、商工会の経営指導員の支援を受けて、経営計画を立てている方に対して、その経営計画に基づく販路開拓の取り組みにあたりまして、必要な備品やチラシ印刷、新商品の開発の経費などとともに、店舗改装の経費も補助対象となっているもので、商工会が申請の窓口になっているものでございます。

なお、町独自の支援制度につきましては、先ほど町長が答弁しましたような、今後開催予定の商工会役員との懇談会での協議を踏まえまして、また、商工会の補助金の見直しなども含め、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） いろいろ補助金があると、まず使ってくださいというふうなお話ですけれども、それぞれ国のほうの制度と、それから県のほうの制度で3分の2ずつの負担というふうなことになるので、その残りについて町でも何らかの補助はできないものかと、この提案をしたいところなのですが、そのあたりではいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

町長答弁したとおり、課題を抱える商店、商工業者の方がどのような支援を求めているのかを、まずは商工会として整理をしていただき、町としましても近隣市町の制度について調査研究をしながら、今後予定します懇談会の中でも、その財源も含めて協議、検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） ぜひそういったことが実現していただけるよう希望するものでありますけれども、本当にこの商店がなくなるということについて、今やらなければ、本当になくなるのではないかと心配するところで、町といたしましても、ぜひこのあたりにスポットの光が当たるといったようなことで、今後取り組んでいただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 最後に、2番佐藤 孝君。

（2番佐藤 孝君 登壇）

2番（佐藤 孝君） 通告に従いまして、2点について質問いたします。

全国で臨時職員、あるいは非常勤と言われる地方公務員が約65万人いらっしゃいます。公務員全体の23%程度を占めていると、このように言われております。その主な職種、ご案内だと思いますが事務補助員、大体10万人、保育所の保育士6万人等々、任用根拠別には特別非常勤22万、一般非常勤17万、臨時的任用が26万、こういう数字であります。

このように、臨時非常勤の職員が広く存在するのは、いわゆる正規職員の定数条例の厳格化、あるいは厳しい今回の財政事情で必要な人員をなかなか確保できない、その一つの工夫として、今申し上げたような方々が採用されてきたわけであります。

問題になっているのは、採用時の適用根拠法令、これが曖昧である。まして、それに伴って、低水準の賃金労働条件で採用されてきたケースが継続をしているわけであります。

そして今回、いわゆる長時間労働の慣習を是正するなどとした、いわゆる働き方改革や、正規、非正規の不合理な待遇の差を解消し目指した同一労働同一賃金の考え方から、一昨年、2017年5月に地方公務員法と地方自治法の改正がなされたわけであります。それで今回、会計年度任用職員制度が来年の4月1日から導入、施行されるようになりました。

そこで、町の職員採用形態、ことしの4月1日現在、いわゆる任期付を含めた正規職員、それから非正規職員と言われる地方公務員法の22条、それから3条3項3号の特別非常勤職員、特別職員、これらの人数をお答え願いたいと思います。

また、比較として、震災後ですと、どうも事業の展開等で比較するのがなかなか難しいと思ひまして、2009年、いわゆる10年前と比較してどういう変化になっているか、お答えください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） 2番佐藤 孝議員のご質問にお答えいたします。

本年4月2日現在でございますが、町職員が105人、任期付職員が13人、地公法の第22条臨時職員が23人、同じく3条3項3号嘱託員が87人、計228人でございます。

また、10年前と比較した増減をお答えいたしますが、町職員では3人増となっております。任期付職員については13人の皆増、臨時職員は4人増、嘱託員は17人増と、計37人の増でございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 4月1日現在は、任期付職員13名を含めた、いわゆる正規職員が118名、それから嘱託の方が87名、臨時的任用の方が23名の110名おります。10年前と比較して、正規16、非正規21ということの数字が、今、答弁がございました。

行政ニーズの多様化、それから事務の専門家、分散化、震災以降については予測しがたい業務の増大など、さまざまな要因がありまして、一概には言えませんが、非正規職員と正規職員が全く同じような人数形態になっている。ある意味、私から言えば、これ異常な状態だと、このように認識をするわけでありますが、町としてこの状態を正常なものとして捉えているのか、あるいはそうでないのか、お答え願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） お答えをいたします。

震災と原発事故からの復旧・復興につきましては、待ったなしの対応が求められたところでありまして、そのような厳しい状況の中でも住民サービスの低下を招かないよう、臨時職員あるいは嘱託職員で補充をし、対応をしてきたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 町の職員定数条例121名です。現在3名派遣されておりますが、定数は同じなのですが、実際に役所の中で働いている方は、ここにいる方よりも3名少ない状態ですね。

それで、この定数が3名あいていると、今118名です。なぜ定数を充足しないのか。そして、定数を充足しないで、いわゆる非正規職員を増加させている背景、それと当面の職員採用計画を改めてお示しをいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 8年半前に東日本大震災がございました。その当時は、行政改革の真ただ中でありまして、職員の人件費等の縮減等々含めて、町の将来をどうするかというようなことで議論を深めていた時期でございます。その折に、ああいった大きな災害がございました。それで、先ほども答弁させていただきましたように臨時職員、あるいは嘱託職員、今すぐに採用できる、補充できるということもありまして、即座の対応を図ってきたというような状況でございます。

それから、今後の採用ということでございますけれども、これにつきましては、これまで同様、退職者補充を基本に採用してまいりたいと考えております。

なお、組織の維持、後継者育成の観点から、退職者がいない、あるいは少ない年においても、できれば複数人を採用したいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今回の地公法と地方自治法の改正の趣旨は、副町長ご案内のとおり、不安定雇用職員の労働条件を改めるということはもちろんであります。1年更新などの、いわゆる臨時職員の将来的な不安を解消するものを目指してあることに、この意義があるわけでありまして。

もう一度聞きます。定数を満たすための計画をお示してください。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 定数121名であります。3名の開きがございます。佐藤議員におかれましても監査委員ということで重責になっていただいております。経常収支比率、平成30年度の比率が88.6%という状況でございます。

ご存じのように、非常に窮屈な財政状況になりつつあるということでありまして、今後、会計年度職員が導入となりますと、もう90%というようなことになるのかなと、そういった状況、さらには今後の震災復興の状況等々見比べて、慎重に対応してまいりたいというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） どうも納得できない答弁で残念であります。

財政状況だけで、そういう定数補充をしないというのは、極めて私からすればずれていると、こう指摘せざるを得ません。腰を据えて仕事をして、住民サービスを向上させることがとても重要で、基本というべきでありますから、そういう意味では非正規職員は、こういう言葉を使ったら大変申し訳ないのですが、あくまで臨時的要素、あるいは季節的に業務量が増えることへの対応だと、私はこのように認識をしているものであります。

基本は正規職員、任期付も含めてであります。配置をするのが、私当然の町としての責務だと思いますが、改めて町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

実は、私が町長に就任しましたのは平成24年11月ですね、就任をさせていただきました。そのときは、非常に大震災復旧の真っただ中ということでございまして、かなりの業務量がまだ残っておった状況がございまして。とにかくその業務を推進しようということということで、次年度から数多くの予算編成をさせていただいております。76億円、130億円、112億円、そして92億円という通常予算の2倍から3倍の予算を編成し、いろいろとやっております。

そこに必要だったのは、人と時間でありました。まず人をどうするんだということになりますと、これは機動的に対応でき得る嘱託職員、それから臨時職員、あとは任期付職員もその流れの中での採用ということ、ここまでできておるところでございまして、何とかここまで職員含め、この国見町をここまで対応してきたと思っております。

町民の皆様方からは、とにかく頑張っていたいただいと、あるいは職員の意識改革がなされたというようなことも、数多く聞いてきておるところでございまして、さらには議会の皆様方からのさまざまなご支援、ご協力もいただきながら、現在の国見町があるかなと、このように思っております。

お質しのその職員の採用等々の件についてでございますけれども、基本的には、これまで機動的に対応できるような職員の採用ということ、当然ここまでやっております。今後は、やはり私、2つあるんだろうと思っております。1つは、私ども町民福祉の向上、つまり町民目線で業務をしっかりと推進していかなければならない、そういうことが1つあるんだろうと思っております。

それと同時に職員の負担の軽減、どうするんだという議論も当然出てくるだろうと、このように考えております。そういった観点から、現在、副町長座長での組織を見直す、定数といいますか職員の数も含めて、いろいろ現在検討しておるという状況がございまして。さらには今後の震災復興の状況、こういったものを十分見きわめながら、今後の定数管理について、しっかりと対応していく必要があると思っております。

議員お質しの121名の定数ということでございますので、今後は、先ほど申しま

した、いろいろな観点からお互いにウイン・ウインになる関係、町民福祉、そして職員の負担軽減、そういったことも十分踏まえながら、しっかりとこれは検討しながら対応していきたいと、このように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） いみじくも副町長、町長ともお話しされましたが、定数管理、やっぱり退職者の人数もありますから、やめた方を一遍にその分埋めるとか、あるいは逆にゼロだからゼロだということでないのは、私もわかります。やっぱり10年スパンぐらいで職員の定数管理はしっかりとやっていただきたいし、この件については、引き続き議会の中で発言をさせていただきたいと思います。

いずれにしても、いろいろな考え方があるわけでありまして。定数121名の職員で、本来は役場の職員が回るというのが、これ原理原則なわけですが、ただ、そういったものも、行政動く生き物でありますから、そうはいきません。

現在228名の正規、非正規の職員がいなくて行政がうまく回らないと、町民サービスの低下につながると、これはもう今明確になっているところであります。

そこで、超過勤務もかなり増えている現状がありまして、議会の場でも、大分長年この問題が取り上げられてきたのは承知をしております。震災前、これ先ほどと同じ平成20年度の実績が7,111時間、1,886万円です。昨年度が2万6,098時間で6,625万円、これは水道事業を除いた数字というように、私は総務当局から伺っております。約3.6倍という、こういう水準がここ数年継続をしている。平成30年度は、これ単純に割りますと、正規職員一人当たり221時間ですね、1年間で、平均ですよ。これ非正規職員を加えて228名で割っても、1人114時間です。到底ちょっと理解不能な数字だと、私は受け止めております。

参考までに、総務課長お伺いしますが、昨年度、平成30年度で1カ月100時間を超えている職員は何人いらっしゃいますか。100時間を超えた延べ月数もあわせてお答えをいただきたいと思います。

もう一つ、最も多い超過勤務を行った職員は、年間何百時間なのかお答えいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

平成30年度において100時間を超えた職員の数でございますが、延べ人数で18人でございます。実人員で申し上げますと7人でございます。

そして、また最大の超過勤務時間、こちらが1,041時間でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今、総務課長が答弁されたのが実態であります。何でこんな時間になってしまうのか、先ほどの震災への対応ということはわかるんですが、それにしても余りにも膨大な数字と指摘せざるを得ません。職員の体調が極めて心配になるもの

であります。

そこで、厚生労働省が示しております超過勤務の過労死ライン、当然、当局の皆さん知っていると思いますが、これもはるかに超えている現状にあります。事故が起こってからでは遅いわけでありますから、人間の尊厳にかかわる事態であります。町としては、そういう意味ではちょっと認識が、余りに遅いのではないかと、申し訳ないのですが指摘せざるを得ません。

総務課長に改めてお尋ねします。

超過勤務の過労死ライン、平成13年12月に、これは脳疾患と心臓疾患、それから平成23年11月には、いわゆるメンタルに関する厚生労働省の労働基準局長通達が出ていると思いますが、今お答えいただきたいのは、平成13年12月の脳疾患と心臓疾患に関する認定基準、通達、これ簡潔にお答えいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

平成13年12月に出されました労働基準局長の通達でございますが、こちらで申し上げますと、発症前1カ月おおむね100時間、または発症前2カ月間ないし6カ月間にわたって、1カ月当たりおおむね80時間を超える時間外労働という数字が記載されております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 単純に計算しても、先ほど答弁の1,041時間の職員がいらっしゃいますが、これ12で割っても80時間超えています。当然、濃淡ありますから、100時間ではなくて、多分200時間に近いような数字、ちょっと私そこまでわかりませんが、だと思います。

どう考えても、国が過労死ラインとして示しているラインをはるかに超えた実態が国見町で起こっているということは、これ否めない事実であります。超過勤務の実態について、町長は先般の会議でも、監査の先週の町長のご挨拶でも、常々頭の痛い話だと、こういうことをおっしゃっておりますが、実は頭が痛いのは、ぎりぎりの状態で仕事をしている職員のほうなのです。職員は町長の指示と命令で仕事をしているわけです。職員の命、健康、そしてその家族を預かる最高責任者として、この異常な事態をどういう形で改善するのか、あるいは方策をお持ちなのか、町長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） これは、先ほどもご答弁申し上げましたように、ここまで大震災のさまざまな事業の推進、あるいは元気活力事業等々、いろいろな形でここまで推進してきたということ、これは議員も十分ご承知かと、このように思っております。その流れの中では、当然先ほど来申し上げておりますように、臨時職員とかあるいは嘱託職員の採用等々によって、少しでも職員の業務の軽減を図るということ、さらには、元気活力事業等々いろいろやってきましたけれども、そういった事業の削減、そ

ういったことも図るべく、鋭意ここまで対応してきているという状況かなと思っております。

と同時に、やはり先ほどこれ申し上げました。町として、当然私自身もでありますけれども、議員の皆様方も、あるいは職員もそうでありますけれども、当然町民の目線、町民福祉の向上をどうするんだという議論ですね。そこをやっぱりしっかりとポイントを当てながら、業務をやっていくということ、これがベースとして私あると思っております。

それと同時に、今議員お質しになりました、職員の健康管理どうするんだということ、これは、私としてもしっかり、これは当然やらざるを得ないという状況かなというように思っております。今後につきましては、先ほど申し上げました職員の管理の問題、そして町民の目線、そういったものを十分ミックスしながら、どちらもうまく動くような形で、しっかりと目配りしながら、今後ぜひ調整を前に進めていきたいと思っております。

ただ今ご指摘の部分については、私も初めて知ったことで、1,000時間超えているということでもありますので、それは異常な事態だったということで深謝申し上げます。今後そういったことの生じないように、これは町全体、副町長以下でしっかりと管理しながら、ぜひこれは前に進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 驚きました。この実態知らないという、これはないのではないですか、町長。この実態知らなかったというのは、それはないでしょう。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 1,000時間を超えているということ、1人の方がそこまでちょっと私も承知しなかったということでもあります。ただ、1カ月100時間を超えているという状況などの報告は受けていますけれども、そういったことがあったということは、今初めて承知しましたので、それは今申し上げたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 一朝一夕にこの問題を、一挙に超勤時間を減らすということは、なかなかこれ難しいと、私も十分に承知をしております。

ただ、私がここで主張したいのは、町の方向性、町の基本的な考え方、これをしっかり持っていただかないと、町長がおっしゃるように町民福祉のサービスを低下させてはならない、これは誰もわかっているわけです。その上に立って今の職員、この厳しい228名の職員が日夜仕事をして、これだけの残業をしていると、こうでない町が回らないということを改めて町長に認識をしていただきたいと、このように思います。いずれにしても、改善するというこの言葉に終わらず、早急に改善方策を策定して、実行することを強く求めたいと思っております。

今までのことを言いかえれば、今の正規職員、非正規職員を含めた228名の職員数でも、膨大な残業をしないと役場機能が回らないと、こういうことが明らかなわけです。ただ、職員を増やせばいいのかということ、そんな単純なことではないことは、私も百も承知であります。やはり早急な対応、真剣な対応をしないと行政の機能がいずれ麻痺していくと、このこともあわせて指摘をしていきたいと思っております。

そこで、先ほど1,041時間の職員の話が出ましたから申し上げますが、実は、震災に伴って、この担当の係は事業が縮小されました。そこで、その係を1名減らして、違うところに配置転換をしたわけです。ところが、震災からの復興が進んで業務が実質上復活をした。ところが人は増えない。こういう無責任な状態を放置しているのが先ほどの現状だということを、ぜひ町長もう一度認識をしていただきたいと思っております。

そこで、前回の浅野議員も質問いたしました。現在、県に1名派遣をされております。それから、道の駅にも2名派遣をされております。役場そのものが異常事態になっているときに派遣をするという、私は判断がなかなかつきません。この際、迷うことなくこの3名の派遣職員を役場に戻すことをぜひ検討をしていただきたいし、人員配置の見直し、それから機構の抜本的な改革、後で申し上げますが、事業の聖域の見直しの必要性もあろうかと思っております。この点についての考えをお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） お答えをいたします。

先ほど町長の説明の中にもありましたけれども、振り返ってみますと、平成26年度、当初予算130億円です。そういう中で、職員一丸になって復旧・復興にあたってまいりました。そして、何とか光が見えるような状況になってまいりました。平成31年度当初予算、56億9,000万円です。予算の上では、震災前に近づきつつありますけれども、このように事業量についても縮小傾向にはありますけれども、復興創生終了期間、来年度1年ございます。その中でまだまだやらなければならないことがございます。

超過勤務につきましては、非常に高い状況でありますけれども、平成28年度をピークに年々減少しているところであります。今後も定数管理を踏まえて、人員の配置等にしっかりと対応してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

（「派遣職員はどうなる」の声あり）

副町長（佐藤弘利君） その辺の部分も、どうしてこういう厳しい状況の中で県に派遣するのか、あるいはまちづくり会社のほうに派遣するのかという議論、当然ございます。

ただ、これからの国見町の継続的な維持発展を図っていくという見地に立ったときに、職員を育てる、人のつながりを作っていく、さらには行政も運営から経営へ。そういう要素が求められる時代になってまいりました。そういう中で、生きた現場でその経営を学んでくる、こういうことも大事かと思っております。

なお、今後の動向等しっかり見きわめながら、その辺の部分についても慎重に検討

してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） どうも納得できない答弁であります、今後これについて、改めて議論させていただきたいと思っております。

今回の先ほどの地方公務員法と地方自治法の法改正では、いわゆる非正規職員の取り扱いを適用条項で今まで22条とか何条とかと分けしていたものから、勤務時間によりますフルタイムとパート職員に大別をされております。

そして、この大きな変更点は、これまで制度としてなかったいわゆる非正規職員への退職金の支給、これが7時間45分勤務の方に、フルタイム職員に支給対象となったことです。それから期末手当、かなり前は期末手当を支給していましたが、これはパート職員も含めて支給対象になります。もっと細かく言えば、給与の格付も変わるということが条例の中身でも明らかになっております、今回出されている条例の中では、それらに伴う人件費総額がどの程度増額になるのか、その財源が地方交付税で保障されるのか、総務課長お答えください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

現在雇用しております臨時職員、嘱託員を、仮に全てフルタイムの会計年度任用職員として採用した場合の試算でございますが、町は新たに約7,400万円の負担増が発生すると見込んでおります。町といたしましても、必要財源の確保については大きな課題となりますことから、どのような地方財政措置がなされるのか、県に問い合わせをしていたところでございます。そうしたところ、財政措置の具体的な内容については、未だ国から示されておられませんとの回答にとどまっているところでございます。

なお、7月30日に福島県町村会が福島県選出の国会議員に、また8月2日には北海道東北6県の町村会協議会が、さらには8月6日に全国町村会が、それぞれ総務省財政局に対して、令和2年度の政府予算編成及び施策に関する要望として、「会計年度任用職員制度導入における期末手当等の支給に係る町村の財政負担について、十分な地方財政措置を講じること」とする要望活動を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、会計年度任用職員の制度化に係る地方財政措置につきましては、引き続き国の動向を十分に注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

2番（佐藤 孝君） 7,400万円の財源が必要となると、そういう答弁でございました。この数字はあくまでもマックス、最大積算ということでもありますから、そこまでは増えないと私も考えております。ただ、それに近い大きな財源が必要になることは間違いありません。ましてや、その地方交付税で保障される見通しが現時点で立っていないということになれば、当然、最悪を想定しての財源の捻出が必要になってくる

わけであります。

町で、そのための対応として、これからの自治体サービスと組織等検討委員会を立ち上げて、事業等の見直しも進めていると承知をしておりますが、現在どこまで進んでいるのか、その進捗状況をお答えいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） お答えをいたします。

国見町これからの自治体サービス組織検討委員会、これにつきましては、副町長、私を委員長、そして教育長を副委員長、委員は全管理職ということで、全庁的な体制で開催をしております。5月から既に8回を開催しているところでありまして、会計年度任用職員の採用について議論するにいたしましても、機構の検討をするにいたしましても、今後の業務量がどうなのだという把握することが基本でありますので、その部分に重点を置いて検討をしているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 当然、1つの問題だけではなくて、広範囲にわたっての議論がされているものと認識をしております。具体的なことは私もよくわかりませんので、これ以上は申し上げませんが、一般論で言えば、財源の捻出は3つしかない、私は思っています。1つは、人件費総額を変えないで再配分を行う。つまり、正規職員の人件費を非正規職員分に回すというのが1つ。それから、もう一つは非正規職員の人員を削減すること。3つ目は、町が進めようとしている事業の見直し、いわゆる事業の縮小、整理等も、というのが、これ3つがあると思っております。

それ以外にもあるのであれば、教えていただきたいと思いますが、人件費総額を変えないで正規職員分を非正規職員に回すというのは、これは今回の法改正の趣旨からあり得ない選択ですから、これは多分、町としても考えていないと思っております。

それから、2つ目の人員削減、これは繁忙のために採用している非正規職員を減らせば、残されている正規職員と非正規職員に負担がかかり過ぎますから、これまで以上の、いわゆる残業が増えると、こういうことになれば、現実的な対応とはいえない。

そうしますと、私がさっき3つ目に申し上げた事業の見直しが、当然現実的な対応として浮上するわけでありまして。住民生活に直接影響が出る事業は避けることとなると思いますが、改めて事業見直しを進めているとなれば、どのような事業を、この見直し対象といいますか、削減、整理、統合の対象になっているのか、現時点で結構ですから、お答え願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） お答えをいたします。

検討委員会、先ほど申し上げましたように8回開催をしております。それでは今後の業務、どうなるんだというようなことで協議をしているわけでありましてけれども、いずれも住民福祉の向上、さらには住み良い町を作る上では大切なものばかりで、なかなか見直しの対象ということには至らないような状況でございます。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、復興創生の最終年度、これが来年でございまして、これに合わせて取り組んでいる事業等もございまして。そういうことで、来年度いっぱい、まだまだ事業量ございましてけれども、令和2年以降については減少してくるのかなど。そして、さらに復興創生に向けた復興特別交付税、こういったものをベースにいろいろイベントとか開催しておりますけれども、こういうものにつきましても、そういった状況等を見ながら対応していきたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 繰り返し、もう一回だけ質問させていただきますが、今の話を聞いていると、事業の見直しは、基本的に今年度はやらないと。やるとすれば、令和3年ということですか、令和3年から、その本格的見直しのスタートをするという、私そう今聞こえたんですが、それでよろしいのかというのが1つです。

それから、最後に副町長おっしゃったこと、ちょっとよくわからなかったもので、もう一回最後のところだけお願いします。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 先ほど答弁いたしましたように、復興創生期間、これが来年度まででございます。そういったことで、その期間の中でいろいろやらなくてはいけない事業があるということで、一遍には来年度、業務量の減少ということは、見込むのは難しい。ただ、人員の配置等、超過勤務の状況等におきまして、課の中、あるいは人によって非常にでこぼこがあるわけでありまして、その辺については定員管理を踏まえるとともに、人員配置等を十分に検討いたしまして、そういったでこぼこがないようにしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 総体の事業が減らないということになれば、先ほど言った228名であれだけの残業をしないと役場はまわっていないわけですよ。その状態が基本的に続くということですよ。1人平均で百何十時間、一般職員、正規職員だけでいえば年間220時間です。その状態が放置されるという、私今の答弁であって、非常に残念です。先ほどあれだけ私が言っても、まだ認識していただけないのかなと思って残念に思っています。いずれにしても、このことを繰り返しても、ここで決着つきませんので、まだまだ質問、先ほどの検討委員会、まだ終わっていないと認識をしておりますので、これからでも事業の見直しをしっかりと頂きたいです。ただ、それが間に合うか、間に合わないかは別次元の話ですからね。そのことをより明確にしていきたいこのように思っているところであります。

そこで、大きな懸念材料として、この財源捻出の際に、これまで7時間45分で働いていた方がいらっしゃいますが、この方を7時間30分までの、いわゆるパートに切りかえて、フルタイム職員が支給される退職金の支給から外す、こういうテクニックも一部では、ささやかれております。これも本末転倒の対応で、まさかそのような

ことは選択をしないと思っております。

フルタイムかパートタイムの判断は、あくまでも業務内容によってしなければならないと思いますが、その基準が今どこにあるのか、総務課長お答えください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

会計年度任用職員の採用、あるいはフルタイムかパートタイムかの判断につきましては、議員お質しのとおり、経費的なことだけで判断すべきではないと考えております。その会計年度任用職員を配置することが、町民の福祉向上を図る上で必要な業務か否か、またはその業務の内容に基づいて判断すべきものと考えております。

喫緊に対処しなければならない業務は何か、今後必要とされる業務は何か、そのために正規職員は何人必要か、これを補助する会計年度任用職員は何人必要かという町民福祉の向上のために真に必要な業務に、真に必要な正規職員または会計年度任用職員を充てるという基本に立って、判断すべきものと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） もう一つ、これも一般論で申し上げますが、これまで非正規職員が担ってきた業務を民間に委託するという選択も当然あります。これは法律を読んでもらえばわかるように、本来あってはならないことであります。

ただ、先ほど副町長の答弁で、来年度、令和2年度については、基本的に事業の見直しは復興期間があるので、これは基本的に考えていないという答弁がございました。これも当然、選択肢はないと、こういう理解でよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

1つ前のご質問で答弁をしましとおおり、まずはその業務を外部委託することが町民の福祉向上を図る上で、適切か否かで判断をすべきかと思っております。

ただし、民間委託にした場合について、直接雇用よりも割高になる傾向がございます。そういったこともございますので、慎重を期すべきものと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） そのように安易に人を切ったり、あるいは業務を民間に移譲するようなことは、ぜひ避けていただきたいと思っております。あくまで客観的な見直しを進めていただくと、このことを重ねてお願いしたいと思っております。

今議会で条例案が提案をされております。具体的な問題については、条例ではなくて規則で定めるようになると思っております。来年の4月が施行日でありますから、誰がどう考えても12月議会までに詳細を固めていかないと、来年4月採用の会計年度職員の公募に影響が出てきます。もちろん、来年度の予算編成にも大きな影響が出ることは、これ明白であります。早目に対応しないと、いわゆる有能な職員がほかの自治体へ、条件が良ければ外へ流れること、ほかの自治体や、あるいは企業に流出をする、

こういうことが懸念をされるところであります。

具体的な会計年度任用職員の、いわゆる勤務条件が、具体的にここで、規則で決まってくるわけだと思いますが、当然関係する職員との協議、合意、これが必要になる分野も多いと思います。規則に定める内容等、12月議会がリミットだとすれば、その間の流れについてお答えください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

今定例会に提出いたしました会計年度任用職員制度導入に関する条例内容につきましては、組織等検討委員会での議論とあわせ、町職員労働組合との事前協議、合意形成を行っているところでございます。

また、今後制定いたします規則の内容につきましても同様、町職員労働組合等との継続協議、合意形成を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 12月まで間に合うという理解をいたしました。

実は、この問題は2年前からわかっていたことです。当然、役場の総務当局は、十分にその対応をこれまでしてきたと、私は思っております。

この時間的余裕を考えれば、労働組合と町当局との、いわゆる協議、合意がないままにこの制度がスタートをすることがあってはならないし、これまでの時間的なことを考えれば、あるはずもないと私は思っております。交渉の窓口である副町長のご見解を伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） お答えいたします。

十分に組合のほうとも協議をして、おくれないように、さらには見切り発車等しないように進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 見切り発車しないということによろしいですか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 答弁したとおりです。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 改めて申し上げますが、今回の法改正は、非正規職員という不安定雇用労働者の勤務条件を改善することが、今回の制度導入の最大の目的、背景であります。安倍政権の働き方改革の柱の一つでもあるわけです。職員政策大転換期であることを理解をして、住民サービスを担う職員が誇りを持って、安心して仕事ができる環境を作ると、そういう意味で、町長の決意をお答えいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 私のほうからお答え申し上げたいと思いますけれども、会計年度職

員の条例化につきましては、今議会でご提案申し上げているということでございます。また、細部の内容等については、副町長座長の検討委員会の中で、いろいろと検討しているということになってございます。

私、ポイント的な部分、3つあるかなと、このように思っております、1つは、先ほど議員は当たり前だとおっしゃいましたけれども、やはり住民福祉の向上、いわゆる行政機能が低下しないにはどうするんだという議論ですね。これがやっぱりベースに、私はあるんだろうなと1つ思っております。

それから、もう一つは財源の問題ですよね。財源をどうするかと、プラスアルファになりますので、そこをどう捻出するか。それは、国、県等々で今、協議を進めていますので、そういった部分について、どういう形で確保しながら前に進めるかということがあるんだろうなと思っております。

また、採用する職員の方に対して、いろいろ待遇とか、あるいは手当の問題がいろいろ出てきますので、そういった部分が不利にならないようにどうするんだということですね、その辺が重要な課題なのかなと思っております。今後、副町長座長の中で検討しておりますし、また組合との協議などもございますので、これはお互いにウイン・ウインになるような環境をどう築くか、そしてどうこの制度を前に進めるかということが、非常に私は重要な課題かなと思っております。いろいろと関係者からご意見等を伺いながら、今議員からもいろいろ話を伺いましたので、そういったことを十分踏まえながら、しっかりと前に進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） いずれにしても、今、町に住んでおられる町民福祉向上のため、そして、町民の小さな願いや切実な思いを実現する行政でなければならぬわけであり、そのため地に足が着いた政策の展開と行政運営の円滑化を求めるとともに、職員の働き方に大きく関係する今回の条例制定でありますので、労使合意を前提に会計年度任用職員の立場に立つ条件整備を強く申し上げておきたいと思っております。

残り時間があと10分になってしまいましたので、通告をしました次の質問でありましたが、途中で終わるようになってしまうということは明確であります。

したがって、12月以降の議会で改めて通告をし、質問をさせていただきたいと思っております。答弁のため資料作成いただきました阿部課長はじめ、関係職員の皆様に心からおわびを申し上げて、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） これで、一般質問を終わります。



◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日5日は、午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 2 時 1 3 分)

第 3 日

令和元年第3回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和元年9月5日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 7号 健全化判断比率の報告について
- 第 2 報告第 8号 資金不足比率の報告について
- 第 3 報告第 9号 専決処分の報告について
- 第 4 報告第10号 専決処分の報告について
- 第 5 議案第47号 国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 第 6 議案第48号 国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第49号 災害弔慰金の支給等に関する条例及び東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第50号 国見町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第51号 国見町立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第52号 国見町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第53号 国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第54号 国見町水道条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第55号 国見町水道料金増徴条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第56号 令和元年度国見町一般会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第57号 令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第58号 令和元年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第59号 令和元年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	引地 真君
企画情報課長	阿部正一君	税務住民課長	吉田義勝君
環境防災課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	澁谷康弘君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	安藤充輝君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 佐藤智昭君
書 記	実沢隆之君	書 記	中條伸喜君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

暑い方は上着を脱いで臨まれても結構ですので、よろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第7号 健全化判断比率の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第7号「健全化判断比率の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（引地 真君） 報告第7号、健全化判断比率の報告についてをご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第8号 資金不足比率の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第8号「資金不足比率の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（引地 真君） 報告第8号、資金不足比率の報告についてをご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告のみといたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第9号 専決処分の報告を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第3、報告第9号「専決処分の報告を求めることについて」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（引地 真君） 報告第9号、専決処分の報告についてをご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） この報告は、議会の委任による専決処分につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第10号 専決処分の報告を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第4、報告第10号「専決処分の報告を求めることについて」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（引地 真君） 報告第10号、専決処分の報告についてをご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） この報告は、議会の委任による専決処分につき、報告のみにいたします。

◇

◇

◇

◇議案第47号 国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第47号「国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（引地 真君） 議案第47号、国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてをご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第48号 国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第48号「国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 議案第48号、国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第49号 災害弔慰金の支給等に関する条例及び東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第49号「災害弔慰金の支給等に関する条例及び東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第49号の説明をする前に、字句の訂正をお願いいたします。議案第49号の表題のところでは、「災害弔意金の」とあります「弔意金」の「意」の字が「慰める」という字になります。ご訂正をよろしく願いをいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

議案第49号、災害弔慰金の支給等に関する条例及び東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第50号 国見町下水道条例の一部を改正する条例について

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第50号「国見町下水道条例の一部を改正する条例について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第50号、国見町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 議案第50号について討論を行います。

50号については、ただいま説明がありましたとおり、消費税の増税に伴って行われる改定であります。この税率が上がることによりまして、町民への負担増となること、また、このことにより景気の悪化を招くなどが懸念されていることにより、反対をするものです。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論はありませんか。

佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） この議案に賛成の立場で申し上げます。

消費税の増に伴う改定でありまして、既に来月から施行されると。消費税アップです、これはもう確定の事実であります。反対という意見もアップにはありますけれども、行政上、それに対応して事務の進めるといふのは当然のことでありまして、私は賛成いたします。

以上です。

議長（東海林一樹君） これから議案第50号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第51号 国見町立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第51号「国見町立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） 議案第51号、国見町立幼稚園の保育料に関する条例

の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第51号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第52号 国見町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第10、議案第52号「国見町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。幼児教育課長。

幼児教育課長(東海林八重子君) 議案第52号、国見町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

10番(浅野富男君) 幼児教育課長にお尋ねいたします。

ただいまの説明の中での預かり保育料ですけれども、これまでは月額ということでは非課税世帯それぞれ課税割合に分かれまして、月額というふうなことになっていましたけれども、今回の改正で月額450円ということになるということでした。この450円についての根拠とはどういったものがあるのでしょうか。

議長(東海林一樹君) 幼児教育課長。

幼児教育課長(東海林八重子君) お答えします。

今回の改正によりまして、上限月額を国のほうで定めておられまして、その金額に合わせたものでございます。

議長(東海林一樹君) 浅野富男君。

10番(浅野富男君) もう一点お尋ねしたいと思います。

1万1300円を超えるまでに利用されている方というのは、現時点で何人ぐらいになるのでしょうか。

議長(東海林一樹君) 幼児教育課長。

幼児教育課長(東海林八重子君) お答えします。

現在確認しましたところ、土曜日も含めて毎日利用されている方は1名と聞いております。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。
これから議案第52号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。
（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。
したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第53号 国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第11、議案第53号「国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） 議案第53号、国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。
浅野富男君。

10番（浅野富男君） 幼児教育課長に質問いたします。

今回の子ども・子育て支援法が10月から施行されまして、無償ということに制度が改まるわけですが、この中で副食費だけがこの無償の対象から外されるというのが今回の法律の改正かなと思います。本当にこの子育て支援として考えるのであれば、副食費を外すのではなく全て無償とすべきと考えるところであります。その上でこの制度を適用した場合、各自治体のこれまでの制度とのかかわりでいろいろ自治体によって保護者側からすると、この対応といいますか、負担率が副食費の分として新たな負担になるところ、あるいは変わらないところ、いろいろ出てくるものと思っております。

それで、本町については、保護者の負担の割合はどのようになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） 今回の無償化につきまして、幼稚園の場合、給食費が

主食、副食含めまして261円でございます。そのうち副食費の部分が先ほど条例のほうで説明いたしましたとおり、一定の所得要件未満の方、あとは第3子以降の方が免除になる部分が、副食費を216円が免除になります。この場合、本来、利用料は全員無償になりますので、それに加えて該当する免除対象の方はその副食費の分も負担は軽減になると考えております。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 幼児教育課長にお尋ねします。

現在の対象者、今と、それから今回の制度導入によって、免除になる人数、それから免除にならない人数、免除にならない方の今後3月までの負担する総額を教えてください。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えします。

現在、くにみ幼稚園には138名の園児がおります。その中で10月以降、免除対象者となる予定の方が、児童が50人、免除対象外となる方が88人になります。

今後その免除になる方の金額は、10月以降で約88万9000円、免除にならない方、今後納めていただく部分が、収入として入ってくる分が約204万円となる予定でございます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第54号 国見町水道条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第12、議案第54号「国見町水道条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第54号、国見町水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第54号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

議長(東海林一樹君) 起立多数です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第55号 国見町水道料金増徴条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第13、議案第55号「国見町水道料金増徴条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 議案第55号、国見町水道料金増徴条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第55号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

議長(東海林一樹君) 起立多数です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第56号 令和元年度国見町一般会計補正予算(第2号)

議長(東海林一樹君) 日程第14、議案第56号「令和元年度国見町一般会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長(引地 真君) 議案第56号、令和元年度国見町一般会計補正予算(第2号)についてご説明をいたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 環境防災課長にお聞きいたします。

先ほどの説明でも総務課長から一般会計補正予算の説明を聞きましたけれども、9款の消防費、2目の原発災害対策費における補正増の1億1130万円ですけれども、それは仮置き場における回収ということなのですが、その中身について、もっと詳細に教えていただければと思います。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） 7番渡辺勝弘議員の質問にお答えいたします。

お質しの補正増の内容でございますが、まず13節委託料につきましては、中間貯蔵施設へ除去土壌の輸送が完了しました森江野方部1号、大枝方部1号の遮水シートなどの残置物撤去に係る運搬費と処分費用を補正増としたいものでございます。これにつきましては、当初、原状回復工事にあわせて処分する予定でございましたが、県内各地の仮置き場の原状回復工事が進む中で、残置物の処分受け入れがそれを制限するような処分場ができてきている状況にございますので、前倒しで実施したいとするものでございます。

続きまして、工事費の補正増につきましては、藤田方部1号の原状回復工事と、あと藤田方部3号、小坂方部2号の仮置き場の土砂運搬等によりまして発生します、仮囲いのパネルと遮蔽土のうなどの仮設物の産廃処分料が、当初見込んでいた単価と比較しましてかなり高騰したという事情がございましたので、その費用として補正増としたいとするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 続けて、環境防災課長にお聞きしますけれども、これはあくまでも原状回復というか、震災前の形に戻すということが目的の仕事です。今言われた箇所は1カ所、2カ所かわかりませんが、そうなってくると、残りの仮置き場の状態がまだあると思うんですけれども、それは将来に向けてはどういう予定でやっていくのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

今後の予定等々でございますけれども、現在仮置き場11カ所ございます。そのうち5カ所が中間貯蔵施設で管理をしているところでございますので、基本的には輸送が完了しました仮置き場につきましては、国と県と協議しながら、逐次、原状回復工事に着手してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 農業振興費の中で福島大学食農学類施設整備負担金ということで

今回出費することになっておりますけれども、この負担金として求められる理由は何か教えて頂きたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 浅野議員のご質問にお答えをいたします。

福島大学、今年度から食農学類、新設されました。以前より施設の整備が平成30年より進められておりました、それに対する負担金ということになってございます。これにつきましては、以前、福島市に学類を誘致するという事で期成同盟会が組織されております。その期成同盟会に対しまして、福島大学のほうから建設費の整備負担金、それを要請されていたという経過になってございます。その後、その負担金につきましては、期成同盟会を構成する自治体に行政機関に対しての要請ということになっておりました、これまで福島市、伊達市、川俣町、飯舘村のほうでは既に負担を決定いたしました、負担するという事になってございます。

それで、町といたしましても、そのような状況にありまして、町の基幹産業であります農業振興や活性化に向けて、食農学類が持つ知識や技術等を活用、また調査研究等の成果の還元を受けるために食農学類との連携協力関係の構築は欠かせないということを考えており、協定も締結をしております。それで、周辺市町村の財政支援の状況なども踏まえまして、また町の農業振興に向けて総合的な判断のもと、今回財政支援について補正予算として計上したものでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

11番（八島博正君） ただいまの10番浅野議員の質問に関連して質問をいたします。

この負担金、福島市、伊達市をはじめ4市町村ですが、どういう事業でどのぐらいの総額で、この国見町の1,514万円はこの金額の算定基準、人口とか何かあるんでしょうけれども、どのようになっているんでしょうか。この事業に対してもう一度詳しく説明願います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

この負担金につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、食農学類棟、建物ですね、その建設の整備負担金ということになってございます。それで、全体的な金額のお話と負担割合ということでございますが、施設の整備費総額につきましては、17億1200万円と算定されております。そのうち期成同盟会の会員、行政機関だけではありません。JAふくしま未来も入っております、JAふくしま未来のほうでは、そのうち1億円を負担するというような経過になっております。残り16億1200万円のうち、福島市に食農学類が設置された場合、福島市に及ぼす経済波及効果、これは9割あるというようなとうほう地域総合研究所の報告書、それがありますので、それに基づきまして期成同盟会の会員であります福島市が16億1200万円の9割、14億5080万円を負担しまして、残り1億6120万円を期成同盟会

のほかの6市町村ありますが、6市町村で負担するというような案が示されておりまして、そのうち先ほど言いました4つの市町村については負担を決めて実行しているということでもあります。その福島市を除く6市町村の負担額1億6120万円の約1割を均等割ということで、残り約9割を議員お質しのとおり、銀行按分割として算出した金額となっております。その算定方式に基づきまして、国見町に対する財政支援要請額につきましては1,514万円というような額となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） この財政は国見町の自主財源から支出するのでしょうか。それとも、交付金なり、あるいは県の補助金なりで対応してもらえるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

この負担金の財源につきましては、国見町復興基金からの繰り入れということで賄っていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 幼児教育課長にお伺いいたします。

13ページ、2款民生費、2項児童福祉費、3目児童健全育成費、13節委託料606万2000円の委託料についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

こちらの委託料は、1つが環境整備、こちらは預かり保育の砂場の入れかえとして5万円、システム改修事業は、幼児教育無償化に伴うシステム改修費でございます。当初予算におきまして、まだこちらの事業、詳細が決まっていなかったということもあり、当初出せる範囲での予算の確保ということで、当初予算では105万6000円計上しておりましたが、今回改修内容の詳細が具体的に決まったということで、今回その差額分601万2000円を補正として計上させていただきました。こちらの経費につきましては、歳入のほう、8ページになりますが、14款国庫支出金、第2項民生費国庫補助金の中で幼児教育無償化システム改修事業補助金ということで国庫補助で入ってくる予定となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 14ページの林業費、13節委託料とありますが、このふくしま森林再生事業で行うのは、どこの場所でどのような種類の樹木をどのくらい植えるのかということを伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

今回の補正予算で計上させていただいておりますのは、今年度当初の事業計画でありますと、石母田地区18林班の森林整備、これにつきましては間伐、植栽等になっております。あと、大木戸地区21、22林班の森林整備、これにつきましては、やはり間伐、あと植栽等となっております。そのほか内谷地区、石母田地区で下刈りの事業を進めております。これらにつきましては既に事業業務を発注しているところがあります。今回の補正につきましては、石母田地区18林班の森林整備で松くい被害木の伐採などに伴います作業道の整備延長の増と、それに伴いまして、土場、伐採したものを置く場所です。その設置面積の増ということでお願いしております。また、植栽苗の成長促進のための下刈りの追加となります。あと、大木戸地区21、22林班の森林整備では、現場の地形に応じた作業道の整備ということで作業道の延長が増となるものであります。また、次年度事業の前倒しといたしまして、大木戸地区21、22林班森林整備のうち、やはり作業道の整備と土場の設置を進めたいとすることで今回補正予算を計上させていただきました。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 教育次長にお尋ねします。中学校の防火シャッターの工事の関係です。

これは消防当局から行政指導があつて、今回工事をすると、そういう説明を受けておりますが、これは、過去と違いますか、昨年まではこういう指摘はなかったという理解でよろしいのか。

もう一点は、漏れ伝わってきている話は、単なる老朽化による今回の工事ではないという話も聞いておりますので、可能な範囲で結構ですので、この原因についてもお答えいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

今回の補正でお願いしております県北中学校の防火シャッターの件でございます。こちらにつきましては、いわゆる建築基準法の検査が今年度から始まったものでございます。昨年度まではいわゆる消防法に基づく検査はございますが、建築基準法に基づく検査はございませんでした。それが新たに今、発生したということでございます。このことにより、この検査項目が増えまして、新たに指摘をされたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 教育次長にお伺いいたします。

20ページ、10款教育費、6項保健体育費、3目学校給食費、15節工事請負費

494万4000円、修繕工事費となっておりますが、先ほど総務課長より調理場の工事等、多分そういうお話だったと思いますが、そのことについて詳しくお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） 松浦和子議員のご質問にお答えをいたします。

今回お願いをいたしました工事請負費494万4000円でございますが、給食センターの施設修繕工事ということの記載でございます。具体的な内容は、調理機器類の更新工事でございます。細かく申し上げますと、さいの目切り器、冷凍庫、プレハブ冷凍庫ユニット、さらにはドライピーラーなどの機器類でございます。冷凍庫関係につきましては、フロンガスの規制の関係で今後修理が不可能ということとなります。さらにはさいの目切り器やドライピーラーにつきましても、既に給食センター設置当時から機器でございまして、大変な老朽化と衛生基準上、もう基準を満たしていないということもございまして、この際、交換工事を行いたいとするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

村上 一君。

5番（村上 一君） 14ページの第6款農林水産業費の農業振興費の裏り豊かなふくしまの産地整備事業となっているんですけども、その内容を伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

裏り豊かなふくしまの産地整備事業ということで、今回120万円の補正増をお願いしておりますが、これにつきましては県の補助事業でありまして、園芸産地拡大支援の補助事業ということで、対象作物についてはモモということになります。この補助事業につきましては、事業者は農業者の組織する団体で、交付されるものであります。農業機械につきましては、スピードスプレーヤの購入となっております。これにつきましては、県の補助が3分の1でありまして、同額を歳入のほうに計上して町を経由して交付するというような事業になってございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 産業振興課長にお尋ねいたします。

14ページの先ほど浅野議員あるいは八島議員から言われました福島大学の食農学の負担金ということで、その金額に関しては別に割合を全て聞きましたから良いんですけども、これはあくまでも施設に対する負担金ということに書いてあるんですけども、今後この学校と国見町との関係がある程度構築できたのかなと思いますが、その負担することによって、町がこの大学とどういようなかわりというか、どういことが今後発展することができるんでしょうか。ただ、負担をすることだけで終わることになってしまうのですか。伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

先ほども答弁の中ではお話をさせていただいておりますが、8月に福島大学食農学類との連携協力協定締結をさせていただいております。その中で大学側からいろいろ町としても支援なりを受けられると。その中でも国見町としましては、町の基幹産業、農業でありますので、先ほども申し上げましたとおり、農業の振興、活性化に向けまして、食農学類が持つ知識や技術等の活用、調査研究等の成果と還元を受けられるものと考えておりますし、協定の中でもそのような項目を明記しているところであります。また、新しい学部が創設されたということで、当然、国見町からも子どもさん方、進学することも想定されます。それらの皆さんが大学で育成されて、少なからず町にも貢献されるものというふうにも考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質問ございませんか。

八島博正君。

11番（八島博正君） 総務課長にお尋ねします。

今回の補正予算を見ますと、人件費、特に給料のマイナスが多いです。総務課は100万円ですけれども、商工関係では300万円、教育関係も300万円減、そのほか土木で280万円、農林関係でも100万円減正、総務課もそうですけれども、この人件費、いわゆる職員の給料、このマイナスのこの今回の補正は、3月の予算からまだ9カ月なんですけれども、その間に人員の削減とか人事異動があったとは聞きませんけれども、3月の予算に査定した人件費よりもこれほど今回この減額しなければならなかった理由は何なんでしょうか。その原因についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

給料がなぜこんなに補正減なのかというお話でございますけれども、まず今年度の当初予算を編成する際の人件費につきましては、本年の1月1日現在をまず基準としております。そのときの減員、そこに配置をされている職員、そしてその職員に対して支払われる給料といったものを基準にして算出をいたしますので、4月の定期人事異動等あるいはその退職者、定年退職者があった場合には、それ以降のその変動があるということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質問ございませんか。

八島博正君。

11番（八島博正君） それでは、次の質問に移ります。

例年のとおり、今定例会の補正予算でも、このページ数は22ページにあります。いわゆる超過勤務手当3897万9000円の増額が見込まれております。その大きなものとしては、総務課関係で一般管理費の中で1,150万円というのが一番多いんですけれども、全体的に例年のことながら、この予算編成上で9月に計上する、毎

年これ指摘はしてきましたけれども、人件費の削減の中で削減できるのは超過勤務だけなんですよ、実は。なるべく少なくしてほしいという要望はしておるんですけども、そこで質問をいたします。

これは担当課長のほうが良いのか、総務課長がすぐお答えできれば、それでも結構ですけれども、14ページ、15ページ、第6款の農林水産業費では、超過勤務手当560万円、それから商工費に関しては、超過勤務手当が450万円増額というか、今回計上されている。この2つの超過勤務手当の内容、わかりましたらお願いします。その中でこの2つは特出している内容の中いわゆる農林水産業費の中にはビジネス訓練施設関係の超過勤務、それから商工費の中では450万円の中に道の駅関係の超過勤務が含まれているのかどうか、その内容について質問いたします。各課長でも結構ですし、総務課長でも結構です。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

農林水産業費の560万円、商工費の450万円の超過勤務のその内容でございますね。こちらにつきましては、まずは農林水産業費におきましては、当然、ビジネス訓練所の業務についての部分も入ってまいりますし、あとはそれぞれ放射能対策としての風評被害対策としてのPR支援事業、そういったところもございます。

また、商工費の450万円に関しては、まずはそのまちづくり会社、道の駅との関連も当然ございますけれども、それ以外の業務についての補正増といったものもございます。それぞれ必要額を今回計上したということでご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） ただいまの質問の中で、実はきのう、2番議員の一般質問の中にも出てきて、関連なんですけれども、町民の感情とすれば、この町の職員がビジネス訓練学校関係ができたからといって、そこに働く職員のいわゆる勤務体制、あるいはまた道の駅の中で働く職員の勤務体制、それは当然、道の駅もそうですし、別な職員もいるわけです、町の正規な職員でなくても。そこに差が出てくるような勤務体制というのはやっぱり考えなくてはいけないと思うんで、その善処方々、運営について、町民から批判の出ないような形で運営していただきたいと思えます。この職員の勤務関係について質問いたします。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 11番八島議員にちょっと質問の内容を確認させていただきたいんですが、町の職員と差が出るというのは具体的にどういうことでしょうか。申し訳ありません。お願いいたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） 道の駅は町からの負担金等々の支出を含めて、6月の決算において黒字にようやくなったと。実際は赤字でございます。にもかかわらず、そこで働く

職員の給与関係で、町の職員は100%ボーナス出ます。赤字体制であって、ボーナス出るといのはどうなんだというのが町民から出てくる素朴な質問でございますし、私もそう思う。ところが、あの中で働いている人たちは少ないボーナス幾らか出てくるという、いわゆる給与体制に差が出てきています。よって、これから考える場合には、町の職員がその中で執行するなり担当するなりになった職員と、そこで働くいわゆるパートタイムの人ですし、役場で一応給料払っている職員との差が出ないようにこの待遇をしてほしいと思うんですけれども、おわかりでしょうか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） お答えをいたします。

道の駅に派遣しております職員につきましては、研修派遣ということで町のほうで派遣しておりますので、町の職員に沿った中での給与を支給しているというようなことであります。まちづくり会社につきましては、これは別会社でありますので、そちらの給与体系で払っていることであります。ただ、そういった声も実は私も聞いておりますので、できるだけその道の駅で働いている方についてもボーナスを支給できるような形で現在努力していると聞いておりますし、現に今年につきましては、満額でないにせよ支給しているというような状況だと聞いていますところでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時35分まで休議いたします。

（午前11時25分）

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時35分）

◇ ◇ ◇

◇議案第57号 令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第15、議案第57号「令和元年度国見町公共下水道事業特

別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第57号、令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 公債費で補正が55万6000円の減ということで、ただいまの説明ですと、利率の見直しということでございましたけれども、これは借りかえとか何かをしたために生ずる利率の変更なんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

平成20年度の借り入れ分の10年度の見直しがありまして、それに伴います元金の増ということになります。

以上、お答えしました。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第58号 令和元年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第16、議案第58号「令和元年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第58号、令和元年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第58号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第59号 令和元年度国見町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第17、議案第59号「令和元年度国見町介護保険特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(菊地弘美君) 議案第59号、令和元年度国見町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第59号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長(東海林一樹君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、午後1時半から広報常任委員会を委員会室で開催しますのでご参集願います。

9月12日は午前9時より議会運営委員会、午前9時15分より全員協議会をそれぞれ委員会室で開催いたしますのでご参集願います。

午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前11時46分)

第 4 日

令和元年第3回国見町議会定例会議事日程（第4号）

令和元年9月12日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 認定第 1号 平成30年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2号 平成30年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3号 平成30年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4号 平成30年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5号 平成30年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6号 平成30年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7号 平成30年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8号 平成30年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 9号 平成30年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第10号 平成30年度国見町水道事業会計決算認定について
- 第11 議案第60号 平成30年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について
- 第12 常任委員長報告
 - 陳情第 6号 幼保教育・保育の無償化の実施に伴う陳情
(追加日程)
- 第13 同意第 3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第14 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第15 発議第 4号 幼児教育・保育の無償化の実施を求める意見書
- 第16 議員の派遣について
- 第17 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	引地 真君
企画情報課長	阿部正一君	税務住民課長	吉田義勝君
環境防災課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	澁谷康弘君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	安藤充輝君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 佐藤智昭君
書 記	実沢隆之君	書 記	中條伸喜君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。暑い方は上着を脱いで臨まれても結構です。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇認定第1号 平成30年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第1、認定第1号「平成30年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定については、町長提案理由の説明に際し、平成30年度個別の主要施策の成果として資料が配付されておりますので、質疑に先立ちましての説明は省略いたします。

おはかりいたします。

本認定に限り、歳入と歳出を区分し、歳入については全般に、歳出については款の順序に従って一問一答方式により質疑を行い、最後に全般的な質疑にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

なお、質疑にあたっては、議席番号、質疑事項のページ及び答弁者を告げて、1件ずつ質問されますようお願いいたします。

それでは、はじめに、歳入について質疑を行います。

歳入については、第1款の町税から第20款町債までであります。質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 町税7ページ、個人町民税について税務課長にお尋ねをします。

冒頭、自主財源の確保に向けて、日夜ご尽力、ご奮闘されております税務課をはじめとした全ての職員の皆様に敬意を表したいと思っております。その努力が報われまして、ご案内のように県内でもトップクラスの収納率につながっているということでありませぬ。本当にご苦労さまでございます。

そこで、7ページの個人町民税であります。収入済額が3億5324万円、平成24年度と比較をして、どのような推移になっているかお答えください。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 2番佐藤孝議員のご質問にお答えいたします。

個人町民税の収入済額ということで、平成30年度については決算書の中で現年課税分及び滞納繰越分合わせて3億5324万1375円ということに対して、平成

24年度はどうだということでございます。申し訳ございませんが、ちょっと今数字を持っているのが現年課税分のほうでご勘弁いただきたいと思えます。

平成30年度の現年課税分については、3億5136万9512円に對しまして、平成24年度の決算ベースの個人町民税の現年課税分につきましては、3億1402万1427円となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 申し訳ございません、平成29年度でしたね、平成29年度の個人町民税現年課税分の収入済額です。3億6107万4967円となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今の現年課税分で約1,000万円、これ滞納繰越分含めると、提出されている資料ですと960万円の減ということになっています。これは、人口減少に伴う総額の減少だと説明を受け、私もそのように理解をしております。総額も大事であります、納税義務者、これ1人当たりの額も極めて重要な数値になります。

そこで、1人当たりの収入済額を、平成29年度、そして平成30年度、それぞれお答えをいただきたい、あわせて納税義務者数もお知らせをいただきたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） お答えいたします。

平成29年度並びに平成30年の納税義務者1人当たりの収入済額並びに納税義務者数というご質問でございます。

それでは、平成30年度の決算ベースでいきますと、納税義務者については4,607人、その納税義務者1人当たりの収入済額が7万6269円となります。さらに、平成29年度の決算ベースで納税義務者数が4,719人、そして納税義務者1人当たりの収入済額が7万6515円となります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 平成29年度が1人当たり7万6515円、平成30年度が7万6269円、これ見てわかるように減っているわけですね。したがって、総額とかはもちろん人口減少で減っています。納税義務者に対する1人当たりの額も減っています。これ納税できる方が減ってしまったのか、それとも所得の減少による、減少なのか私わかりませんが、いずれにしても総額、1人当たりも減少していると、こういう現状が今、数字のとおり明らかになっているわけです。

そこで個人住民税、今さら私が申し上げるまでもありませんが、町民の所得水準、あるいはその動向を見る上では、極めて大事なファクターだと思っております。その観点では、深刻に受け止めなければならない数字ではないのか、こう認識をしております。

ますが、この事実をどのように捉えているか。これは税務課長ではなくて町長ですか、副町長ですか、お願いします。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 平成29年度に比して減っているというようなこと、このような事実をどう捉えるかというようなことでありますけれども、今ご存じのように、道の駅を中心にいろいろな施策を展開しておるわけでありまして、例えば道の駅に限って申し上げますと、雇用の創出は、町内の雇用者もかなりおりまして、雇用創出が図られています。さらには、出荷者の中身を見ますと、女性の方ですとか、あるいは高齢者の方も多いうようなことで、なかなか課税に至るまでといいますか、非課税の方が多いのかなという感じはしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 佐藤議員のご質問にお答え申し上げますけれども、平成29年から平成30年にかけて住民税が減っているということ、これはまさに議員おっしゃるとおり、我々深刻に受け止めるということが必要なかなと思っております。

原因としましては、やはり復興特需、今まで復興事業をどんどん進めてまいりまして、平成28年度の法人いわゆる町民税、それが最大でございました。その後平成29年度、これは従業員になりますけれども、従業員の収入に基づく増という形で、平成29年度がここまで住民税の最大になっておるという状況です。復興がどんどん進んで事業があったということで、これは減少なのかなというふうに捉えておりました、あと一方で、これも議員もお話しされましたように、いわゆる課税される客体がどんどん減ってきているということですね、納税義務者が減ってきているという状況であります。これはまさに高齢化現象の中での対応であったということでございます。

やっぱりこれらについてどうするか、これはしっかりとこれから対応していく必要があるかなというふうに思っております。まずはやっぱりポスト復興事業をどうするんだという議論です。これは、前々回議会で八島議員にもご質問いただきましたけれども、まさに公共事業をどうするんだという議論ですよ。復興事業がどんどんなくなっているよと、そして事業所も大変になっているよと、そして当然その従業員も大変になっているよと、当然税も少なくなるよという現象が生じますので、ですからその辺のポスト復興事業をどうするんだという議論、これが私非常に重要な部分なのかなと、考えております。

それから、やっぱりなるべく皆さんが健康で長生きする。つまり、なるべく人口減にならないで、納税者、客体になっていただいて、どんどん進められることが必要ということでございます。少子高齢化の中での高齢者の健康づくりというのですかね、その辺今いろいろとやっていますけれども、その辺を進めて流れを作っていくということですね。その辺がやはり重要なことなのかなというふうに、いわゆる税だけ捉えての場合ですよ、今議員の質問の税だけ捉えた場合は、やっぱりその辺が、一番今大きな課題なのかなと考えております。

ただ、今副町長、道の駅のことを申し上げましたけれども、道の駅はほとんど非課税の方が多いんですね。いわゆる所得納税されておられない方々がほとんどなので、この税の中には、住民税の中にほとんどカウントされていないので、そのことの議論は、ちょっとここですべきではないのかなというふうに思っています。この住民税の中で議論するのは、ポスト復興事業をどうするんだと、あとは健康づくりをどうするんだということ踏まえて、しっかりと町政を前に進めていくということだろうと思いますので、そういった意識を持って、税の確保がまさにいわゆる町の活性化につながるということでもあります。そういうことを十分意識をしながら、当然、今度独自の総合計画が令和3年度からできますので、そういったものに向けながら、しっかりと調整し、この税の確保もでき得るような、どういった体制づくりができるのか、こういったことも含めて、今後鋭意検討していく必要があるかなと、このように思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

同じ内容の質問については、3回までといたしますが、もう一度だけ許可いたします。

2番（佐藤 孝君） これまでさまざまな町長、あるいは副町長のご挨拶等を聞いていると、道の駅を中心としたまちづくりが、経済効果が非常に大きいと、これ私、何度も聞いております。ただ、少なくとも平成29年度、平成30年度の数字を純粹に比較しただけでも減っているという事実があるわけです。

したがって、町長が今おっしゃいましたが、さまざまな政策のバランスを考えていただかないと、どうも軸足が違うほうに向いているのではないかと、置いてあるのではないかと、そういう思いがあるものですから、あえて今日質問させていただきました。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑がないようでありますので、歳入については質疑を終わります。

続いて、歳出について質疑を行います。

はじめに、1款議会費について、質疑ありませんか。26ページから27ページです。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、次に2款総務費について、質疑ありませんか。27ページから42ページです。

質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 35ページのホイスコーレ事業です。35ページの委託料の下から3段目、これ教育長にお尋ねをします。人材育成、あるいは幼児から高齢者までのいわゆる生涯学習、あるいは生きがいつくりについて関連をしますので、お聞きをいたします。

主要施策の成果にもありますように、次代を担う子どもたちがすくすくと、伸び伸びと成長するような、さまざまな事業が続けられておることも承知をしておりますし、若者対策、あるいは繰り返しになりますが、現役を退いた方々、高齢者の生きがい対策を含めて、教育委員会が主体的にこれは進めておるわけであります。

企画情報課が取り組んでおりますホイスコーレ事業も地域づくり、あるいは若者の学びとして、今非常に重要な政策の一つになっております。ある意味人材育成、人間形成ということだと思っておりますが、この事業に対して、教育委員会としてどのような思い、あるいは方針で臨んでおられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

ホイスコーレ事業についての教育委員会のスタンスと申しますか、そういうことについてのお質しでありますけれども、ホイスコーレの目的が若者を地域ぐるみで支援し、町を担う人材づくりということでもあります。

今まで国見町の課題でありました高校生、大学生世代に向けてのいろいろな施策が、ちょっと抜けているというところがありました。その部分を地域づくりにも関連させて、企画情報課でホイスコーレ事業として行っているものです。教育委員会で実施しております地域学校協働事業にも通じるものがあるというふうに感じております。そういう目的ですので、当然人材づくりということで、教育委員会も連携をして進めているところです。

具体的な話で、いろいろなやり方があって、その成果を受けて、今年度は中学校の授業の中で、ホイスコーレ事業の中のプロジェクト学習を実施したり、夏休みに、キッズ防災という、これ環境防災課が主体になってやるところの部分ですけれども、その部分で幼児教育課と生涯学習課のほうの少年わんぱく教室とか、そういうところも参加させていただいたり実質的に連携を図りながら進めているところです。人づくりという点で、今後も連携を深めながら進めていきたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） どうも良く明確でないような、私、今聞いていたんですが、教育委員会として、主体的にどう取り組むんだと私聞いているんです。ホイスコーレ事業は、今企画情報課が主体的に取り組んでいます。これは補助の関係とか、地域づくりということもありますから、それはそれでいいんです。ただ、教育委員会が生涯学習の一環としてどう捉えて、主体的にどうかかわりをするんですかと聞いているんです。そのことをもう一回お答えください。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたが、ホイスコーレ事業につきましては、今まで企画情報課が主体的に取り組んでまいりました。生涯学習課、教育委員会のほうは、連携を深めながら進めてきていたところ です。

それで、ただいまの質問ですけれども、人づくりという視点で教育委員会が主体的に進めていくということなのかということですので、ホイスコーレ事業そのものを、今後、教育委員会が主体的か企画情報課が主体となって進めていくかどうかということについては、検討を進めていくところ であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

なければ、次に3款民生費について、質疑ありませんか。42ページから53ページです。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 幼児教育課長にお伺いいたします。52ページ、主要施策の概要126ページ、こども木育広場つながる一む運営事業の成果、3款民生費、2項児童福祉費、3目児童健全育成費、13節委託料、木育広場運営業務委託料についてお伺いいたします。

国、県からの交付金をそれぞれ422万3000円に、ふるさと振興基金からの繰入金699万8000円の計1544万4000円の事業費となっております。国、県からの交付金、それぞれ422万3000円は、見通しとして何年度までの交付金となるのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） 3番松浦和子議員のご質問にお答えいたします。

地域の子ども・子育て支援事業交付金は、平成27年度から始まった事業でございます。事業の期限につきましては、今のところ示されておりません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 事業の成果として、町外者の利用が多いと記されております。つながる一むには幼児教育課で作成した「のびのび」などを置いて、国見の子育て支援をはじめ、町を紹介したパンフレットなどを配置してPRしているのか。何がきっかけで住んでみたいということになるのかわかりません。1,500万円も交付金と、あと町の貴重な財源のふるさと基金からの1,500万円を出しているのですから、大いに活用すべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

現在、木育広場つながる一むの利用につきましては、町外の方の利用が大変多くなっております。

PRといたしましては、「のびのび」を、町内の子どものいる世帯や関係施設に配

布、ポータルサイト、ホームページで事業内容をPRしているところがございます。

以上答弁いたします。

議長（東海林一樹君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に4款衛生費について、質疑ありませんか。53ページから58ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に5款労働費について、質疑ありませんか。58ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に6款農林水産業費について、質疑ありませんか。58ページから66ページです。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 産業振興課長でいいかと思います。61ページになります。

農業費の中の農業振興費ということで、いろいろなこの鳥獣対策について、有害鳥獣対策のことについても、ここで事業を行ってきました。

そこで、いろいろ対策がとられる中で、本町ではイノシシ対策といたしまして、この防護柵を設置いたしました。現在では、ほぼ終了している段階だと思いますけれども、その後もこのイノシシの出没が見られ、ほかの動物も来ているんですけれども、そういうふうな状況にあります。

そうした中で、せっかく設置した防護柵ですが、これを管理していく必要が出てきているのではないかなと思います。管理するに至りましても高齢者が多くなっているという状況で、防護柵、山手のほうに設置をしてありますので、なかなか高齢者にとっては大変な仕事、管理するのが容易でない状況と考えられるところでありまして、このあたりについて、この防護柵設置したものに対して管理をどのような形で考えているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

イノシシ対策としての侵入防護柵の設置につきましては、当然取り組むスタートにつきましては、町内会などの地区の要望がありまして、資材を交付するというような事業で取り組みを進めてきております。

それで、町内の山手、山際につきましては、全て設置が完了しております。その後、いろいろ地元の方からも、浅野議員お質しのとおり、管理の部分で大変だというお話も聞いております。あとは、修繕が必要な場合もあるということにつきましては、資材の交付によりまして、対応を地元をお願いしている状況となっております。

鳥獣被害対策は、防御だけではなく、やはり個体数の管理をする捕獲、放任果樹、そういう餌になるようなものを放置しないというような対策も、総合的に必要になってきていると考えております。

それで、今月に入ってからですが、各町内会長宛てに、イノシシ対策について新たに集落環境診断、そういう調査を行って、地域と行政も一緒に対策を考えていきましよう、という意向調査を始めたところでございます。それによりまして、各地域それぞれ状況違うかもしれませんが、その中で各地域の皆さんとご相談しながら対応していきたいと考えております。確かに、高齢化で対応できないということも十分承知をしておりますが、協働で取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） その中で、同じく農業振興費の中では、南奥羽鳥獣防止広域対策協議会負担金ということで、出していることになってはいますが、この協議会の中では、今言ったような問題については協議されているのでしょうか。それとも、全く別な協議をされているということなのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会という組織でございますが、これにつきましては、奥羽山脈を活動区域とする、主に猿対策について協議をする組織となっております。福島県、宮城県、山形県内の市町村、JAなどが構成員となって組織されている団体でありまして、その中には主に猿対策の情報共有とか、個体数の適切な管理まではいかないと思いますが、そういった情報共有等を行っている組織となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 確かに猿対策も必要なことでありますけれども、イノシシも、やはり広域的な対策が必要なのではないかと考えています。ですので、イノシシ対策について協議するような場所は、今のところそういうのではないということなのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

イノシシ対策の広域的な組織というお話であります。現在は福島市、桑折町、国見町で、対策の協議まではいかないのですが、情報共有ということで勉強会などを進めているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、7款商工費について、質疑ありませんか。

なお、質疑の際にはページ数と答弁者を告げて質問をお願いいたします。

商工費については、67ページから70ページです。

質疑ありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） これはまちづくり交流課長にお聞きします。ページ数は68ページになります。

68ページの中で観光費、6節の委託料の中に観光力づくり事業という80万7235円という数字が上がっておりますけれども、その中で主要の施策から見ますと、案内ガイド育成の周遊観光の成果ということになっております。その中で、今後の観光づくり、環境づくりで強力な高まりが期待されるということになっておりますけれども、昨年と比べまして、約230万円ほどの減額になっております。このように成果が上がっているという状態に入っているにもかかわらず減額になっている理由はどこにあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

観光費の委託料の中の観光力づくり事業の内容につきまして、これにつきましては、観光案内ガイドの育成事業ということで取り組んだものでございまして、その前年度、平成29年度からの減額の理由というお質しでございますが、平成29年度におけます観光力づくり支援事業の補助金を活用した事業としましては、案内ガイド養成の事業のほかに、周遊ツアーの開催、それから周遊マップの作成という部分を平成29年度で行ってございました。これが平成30年度におきましては、周遊ツアーにつきましては、風評対策支援事業の補助金のほうに移行してございまして、さらに周遊マップ作成については終了したということで、減額となったものでございます。

なお、この案内ガイド養成部分につきましては、平成29年度の決算からは増額となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長からありましたように、同額の予算を組んでいたということで、下がった理由はわかりました。

今後、やはり今までの周遊と同じように、ここから見ますと、年に3回ほどの参加をして、延べ37名の方がやっていますということの成果が出てます。その37名の方が、今後も、令和元年も続けてやっていけるようにするためには、今後、案内ガイドに対しても、中身をちょっと重視しなければならない。つまり、こちらに来る方というのは日本人だけではなく、外国人にも対応できるようなガイド制を考えていかなければならないと考えるのですけれども、その点について、今後どういう考えをしていますでしょうか。お伺いします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

まずは、案内ガイドの育成の取り組みについてですけれども、これについては、平成

29年度から3年間の取り組みとしまして、一応令和元年度、今年度までを区切りとして養成講座を開催してございます。今年度につきましてはこれからになります、毎年テーマを定めてレベルアップするように、専門業者に講座の設計、運営を委託して取り組んできたところでございます。

最終的には周遊ツアーのガイドとして対応できるようにしていきたいと思っております。さらに外国人、インバウンドにつきましても、今まずは国内といいますか、道の駅に、いらした方を中心としたガイドとして、まずは対応していくということで考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に8款土木費について、質疑ありませんか。70ページから76ページです。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 建設課長にお尋ねいたします。ページ数は75ページになります。

住宅費における報償費ということで、その中に町営住宅の管理人ということになりますけれども、きのう議案調査の中で聞きましたところ、町営住宅のほうに関しては、環境防災課が修理等を行うことになっておりますけれども、これ町営住宅の中に一つ、町営住宅ではなくて集会所か、集会所の修理が環境防災課で修理を行うということになるのですけれども、このまず町営住宅という、ここの管理人ということは、公営住宅、前の雇用促進団地のことを言っているのかどうか、まずそこをお聞きしたい。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 渡辺議員の質問にお答えさせていただきます。

ここで言う町営住宅の管理人につきましては、それぞれの各住宅、北古館、南古館、宮前等、約17棟持っておりますけれども、それぞれに管理人をお願いしております。特に、板橋、滝山等につきましては、共益費に係る計算も含めながら、住民のご用係というような形の役割を担いまして、それで勤務いただいて、それに対する報酬、謝礼ということで配付したものがこちらの金額になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） その管理人はそういうふうになっておりますけれども、各町内会、特に先ほど申しました雇用促進団地の集会所の中身について、このように環境防災課と分かれているということですのでけれども、支払いが、そういうことに関して、なぜ分かれているのか。つまり、支払いは建設課で払うと、片方は環境防災課で支払いをするということに分かれている根拠はどこなのでしょう、お伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 渡辺議員のご指摘についてですけれども、実は集会所というふうな話でのご指摘でございますが、これは定住促進住宅に附帯しております集会所施設

のことのご指摘だと類推してお聞かせいただきました。

これにつきましては、集会施設として環境防災課で取り組むという施設ではなく、定住促進住宅が町に、平成21年に引き渡しとなりましたけれども、そのとき附帯施設として、住民のための集会施設ということで、同じく引き継いだものでございますので、これにつきましては建設課の中で、定住促進の一体の施設として管理しており、その中で電気水道の使用料等については一部支払っているというのが内容でございます。その辺は普通の集会所ではなくて、あくまでも入居住民の集会施設というところでの位置づけであるということでの建設課での措置ということでございますので、その辺を1点、示させていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 最後に、その点についてお伺いします。実はその集会所に限っても、公用の住宅に入っている方でなく、いろいろな町内会がそこを利用しているということで、いろいろな問題がときどきあるということは、お話を聞いております。つまり、各町内会に集会所があればいいのですが、各町内会にない場合には、そこを利用していきいきサロンを開催している町内会もございます。

いろいろな町内会がそこを利用しているということはわかります。と同時に、やはり片方では一生懸命そういうものを使いなさい、片方では使っていないのか、管理の状態がわからないということになっておりますので、その辺で町の指定管理というのは、どのようになっているのか、その点について最後にお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 議員ご指摘のことでございますけれども、定住促進住宅に付随する集会施設につきましては、あくまでも入居住民の集会施設ということで引き継いでおり、建設課におきましては、そのような形で位置づけているところでございます。近年、町民のほうの利便、さらには町事業の関係もありまして、そこを使用したいという動きがございました。

これにつきましては、建設課におきましては、それらについては容認せざるを得ないというふうなところで見えていたところでございます。ただし、その後、いろいろ使用料の関係、それから附属備品等についての要求を利用団体等からも寄せられましたけれども、これにつきましては、町としてきちんとした位置づけができていないための対処できないとしてきたところです。もし整理、あれば、行政財産として利用者の方にお貸しすることも可能ですが、逆に使用に係る部分についてはご負担いただくことが必要で、その調整をとっていただかないと、なかなか先に進みませんねということでした。つきましては、利用団体においても負担の関係等、十分に進まないということで、現在は入居者の使用施設の一部を使用しているという形で位置づけているところでございます。

その辺、利用については、条例上も含めてきちんと位置づけしながら、利用団体等の調整が付き、さらには定住促進住宅の住民の方のご了解がいただける部分においては、今後の協議においては位置づけて、きちんとした形での貸与関係を明確にしてい

くということを検討したいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に9款消防費について、76ページから81ページです。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 決算書ではなく、個別の主要施策で環境防災課長にお聞きします。42ページです。

福島再生加速化交付金事業、自家用消費野菜等放射能検査についてであります。この事業について、放射能検査ということで、できれば去年は数字つかんでいるかと思うんですが、できれば3年間、平成28年度、平成29年度、平成30年度におきまして検査の持ち込み件数、そして、それに伴います結果で異常値とか基準値を超えた件数をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） 6番佐藤定男議員の質問にお答えいたします。

まず件数でございますが、持ち込まれた食品の件数でございますが、平成28年度につきましては336件でございます。平成29年度につきましては90件でございます。平成30年度につきましては71件となっているところでございます。それに伴いまして、異常値につきましては、平成28年度につきましては100ベクレルを超える数値でございますが、2件ほどございました。続きまして、平成29年度でございますが、3件ほどございました。平成30年度につきましては1件ございました。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に10款教育費について、質疑ありませんか。

81ページから102ページです。質疑ありませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 85ページの真ん中あたりからちょっと下がったところで、送迎委託業務2943万6370円とありますが、これは前年度決算額よりも61万9000円減っています。その理由。それから、このスクールバスを利用している児童数の変化といいますか、平成30年度と今年度で、各地区それぞれどれくらいの利用している児童がいるのか、その数字をお聞かせいただきたいと思います。学校教育課長お願いします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） 松浦常雄議員のご質問にお答えいたします。

まず、スクールバスの送迎業務の委託料の減少であります。平成30年度につきましては、夏休みや春の登校日の関係の運行については中止をしたためその分委託料

の減少につながったものでございます。

さらに、各地区の利用している児童数の動きということでございますが、申し上げます。まず平成30年度でございます。小坂地区は32名、森江野地区は34名、大木戸地区は36名、大枝地区は25名、計127名でございます。次に、今年度でございますが、平成31年度は小坂地区が26名、森江野地区は40名、大木戸地区は37名、大枝地区は22名、計125名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

村上 一君。

5番（村上 一君） 今の案件なのですけれども、平成24年にスクールバスの運行事業が開始されて、現在児童数が減少しているというようなことで、確かにこれは見直ししなければならない時期ではないのかなと思うのですけれども、その見直しも、やはり運行のルートを変えるとか、あとバスの本数を減らすとかというような考えはないのでしょうか。伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） 5番村上一議員のご質問にお答えをいたします。

平成30年度は、長期継続契約のうちの2年目でございます。それで、平成31年度、令和元年度につきましては、その3年目、いわゆる契約で言いますと満了する時期でございます。その時期にあわせて、スクールバスの運行のための計画の見直しをする時期であると思っております。

議員お質しのとおり、児童数は減少はしておりますが、停留所を減少させるとか、バスの本数を減らす、そのような状況には、今はないものと思っております。

ただ、今後減っていくのは間違いないところでございますので、昨今の子どもをめぐる事件、事故など、それから子どもたちの体力向上の部分など、そういったところを十分勘案しながら新たな運行のルートづくり、計画づくりを進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） スクールバスについてなのですけれども、教育長でいいかなというふうに思います。

この事業、先ほどから皆さん発言されているように、平成24年から始まりまして、スクールバスを運行することになりました。そして、ここにきて数年がたったわけですけれども、いろいろな要望が寄せられております。まず1つは、停留所の決め方なのですよね。ここにあったらいいなというふうなこと、つまりもっと合理的な利便性を考えたような形で、この停留所を決めていただくことはできないのかというのが、まず1つでありますので、まず最初にそこだけお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 浅野議員のお質しにお答えをさせていただきます。

平成24年度からスクールバスの運行をしているわけですが、現在の停留所の決め方ですが、平成24年度の統合にあたりまして、各地区の要望をお聞きして、さらにまたバスのルートですので、安全な停留所というようなことを勘案して、かなり会合を重ねて決めたという状況でございます。

ただいま次長のほうからも答弁がありましたけれども、現在のところ児童の全体の数は減っており、スクールバス利用人数も徐々に減っているのは間違いないのですが、停留所でゼロ人になるということは出ていません。今のところは、この停留所で進めていきたいと思っておりますが、これも先ほど次長が答弁したとおりなのですが、いろいろな事件があって、安全性などいろいろな課題が出てきておりますので、今年度、これから検討会議を進める運びになっております。その中でいろいろと検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 会合によって決めるというふうなことです。それぞれ保護者の方から意見が出てくるものと思ひまして、そんなことを勘案しながら決めるんだろうと思ひます。

それで、あともう一つなのですが、当初このスクールバスを走らせたのは、当時の藤田小学校以外の児童、いわゆる小坂、森江野、大枝、大木戸、この遠隔地について、機械的に当てはめた運行ルートだったというふうに思ひます。

ただ、ここに来まして藤田小学校の管内でも、かなり遠いところ、あるいは過疎といひますか、へんぴなところを通る児童もいるというふうなことで、こういったこの機械的な考え方ではなくて、どういった考え方がいいことなのかかわからないですが、そういった児童への対応も必要なのではないかと、いうふうな意見が寄せられておりますので、これについてはどのようなお考えでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたけれども、スクールバスについては、まずルートとか停留所につきましては、地区の皆さん方、PTAの方々を入れて検討させていただきました。それで、来年度からまた新しい契約を結ばなくてはなりませんので、検討の会をこれから進めるのですが、いろいろな状況が変わってきている。その中の大きなものが、子どもの安全・安心にかかわる事案とかが出てきておりますので、そういうことも踏まえて、検討委員会の中で十分に検討してまいりたいと思っております。

それから、機械的に決めてきたわけではないのですが、統合のときの話し合ひで、やっぱり藤田小学校の学区以外をスクールバスで運行するというふうな話し合ひがありましたので、そのままずっと続けてきているわけですが、本当に児童数も少なくなつて、1人で歩いて帰る距離が長いという子どもも出てきておりますので、そう

いう案件も考慮しながら検討してまいりたいなというふうに思っているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

佐藤 孝君。

2 番（佐藤 孝君） 生涯学習課長にお尋ねをします。

101 ページに上野台運動公園のグラウンドと、それからグリーンアリーナの暗幕工事の工事請負費が載っております。現在、生涯学習課で管理をしている体育施設で、例えば100万円以上、要するに大きな金額を必要とする、修繕を必要とする施設があるかお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（安藤充輝君） お答えいたします。

現在、私どものほうで持っております修繕が必要な箇所につきましては、さきに補正予算でご議決いただいたものについて予算確保できましたので、対応することとなっておりますが、今後、一例を挙げますと、照明設備、水銀灯の生産中止に伴いますLEDの対応など、かなりの規模のものが将来的に発生する見込みでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2 番（佐藤 孝君） 上野台のプールであります。平成29年度に水が変色した。これ8月8日です。8月9日に、平成29年、保健所から立ち入りが入ると。その後、24日まで開放を中止した。それで翌年さまざまな経過があって、平成30年度は3月27日にプールの水をもう一回調査をする。結果、さびの流入が確認されたので、5月28日にスポーツ推進委員の皆さんに経過を説明して、7月10日の広報で平成30年度の使用を中止とした。今年度、私のところには資料はありませんから、多分やっていないと思うんです。7月19日の広報で突然、今年度も開放を中止すると、こういうことです。

今、課長のほうの説明では、このプールの件、これ非常に大きな金額と聞いていますが、一切今、答弁されませんでした。それで、2つ聞きます。

スポーツ推進委員への説明をなぜしなかったのか。していれば申し訳ないです。

それから、見積額が幾らなのか教えてください。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（安藤充輝君） お答えいたします。

プールの修繕工事の分に関してでございますが、当時、ポンプの修繕の見積もりは取ったと聞いておりますが、ポンプだけでなく、配管にも恐らく錆が混入していて、かなり大規模な修繕が必要であると見込まれておりましたことから、今年度も大きな修繕工事を行うことが困難であったものですから、ちょっとまだプールの再開について、具体的なお話をしていなかったというものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

(「議長、やったか、やっていないか答えてください」の声あり)

議長(東海林一樹君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(安藤充輝君) 見積もりはとっておりませんが、再取得価格で検討しております。スポーツ推進員の皆さんへの説明はしておりません。

議長(東海林一樹君) 佐藤 孝君。

2番(佐藤 孝君) 多分、何千万円単位、4,000万円とか3,000万円とか、いろいろな話がありますが、相当な金額だということは承知をしております。ただ、正式な見積もりをとっていないのにもかかわらず、どの段階で、そういう今課長がおっしゃったような判断をしているのか、私わかりませんが、しっかり見積もりをとって、こういう金額だから今年度の予算措置はできないということを、しっかり説明してもらわないと、町民の方、待っている方いらっしゃいますから。

その点について、今後見積もりをとると、そして、しかるべきところで検討してやることを教育長、約束してもらえますか。

議長(東海林一樹君) 教育長。

教育長(岡崎忠昭君) お答えをさせていただきます。

プールの件については、今、生涯学習課長が答弁をさせていただいたとおりです。かなりの金額になるということでありましたので、今年度については、平成30年度に引き続いて休止したところであります。

説明等について不十分であったということについてはご指摘のとおりです。

今後についてですけれども、公共施設全般について検討することとしておりますので、計画を立てて、十分に検討して、議員のご指摘に応えていきたいと思っております。

議長(東海林一樹君) 佐藤 孝君。

2番(佐藤 孝君) 見積もりの件はどうですか。

議長(東海林一樹君) 教育長。

教育長(岡崎忠昭君) 見積もりについてですけれども、まず調査費のほうからとってまいるかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) ほかにありませんか。

渡辺勝弘君。

7番(渡辺勝弘君) 学校教育課長にお尋ねいたします。ページ数は82ページ。

旅費ということで、その中に入っていると思うんですけれども、まずその中に入っているいじめ問題、主要の施策でいいますと、いじめ防止対策事業ということだと思っておりますけれども、その中でいじめ対策専門委員会を認定してやっているということなので、その専門委員会は16名ということはお聞きしました。まずその16名の方々は、どのような方々が構成されているか、それをお聞きしたいと思っております。

議長(東海林一樹君) 教育次長。

教育次長(澁谷康弘君) 渡辺勝弘議員のご質問にお答えをいたします。

まずこのいじめ問題についての組織の部分ですが、改めてちょっとご説明をさせていただきますと思います。

条例に基づくいじめ問題対策連絡協議会というのが、まずございます。こちらは、学校や教育委員会も当然ですが青少年育成団体、あと警察、その他の機関によって構成をされているものでございまして、こちらが単独で13名でございます。

それから、もう一つ、いじめ問題専門委員会という組織がございます。こちらは、さらに専門的知見を持って、その解決にあたっていくというような委員会でございます。こちらに大学の先生ですとか、児童の専門相談員の方、さらにはスクールソーシャルワーカーなども入って3名で組織をしております。

16名と申し上げましたのは、合同委員会を開催した際には、この方々、合わせて16名で会議のほうは開催をしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、今16名ということを知ったものですから、その16名の話で続けていきます。

その中で前年、その前の年は、そのいじめ問題に対していろいろな問題があったのはゼロだったということだったんですけれども、この年に限っては45件ほどあった。つまり45件はとんでもないというような話もありますけれども、やはりいじめに発展する可能性がある小さなことでも出したための45件ではないかなと思いますが、その辺に対して、そのいじめ専門委員会の中では、その45件の問題に対してどのような結果を出してきたのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） お答えをいたします。

専門委員会の中での、その個別の案件についての議論はどうだったのかというご質問だと思いますが、先ほど議員のほうから数字のご紹介がありました。平成30年度で45件、ちなみに平成29年度ですと54件ほどの報告が上がっております。

これは、いわゆるいじめの定義が、かつては相手が深刻な苦痛を感じているとか、そういうもろもろの定義がございましたが、平成25年のいじめ防止対策推進法以降の、いじめの定義といたしましては、一定の人的関係にあるほかの児童から心理的及び物理的な影響を与える行為、インターネットなども含むような、そういった行為も含めて心身の苦痛を感じている、いわゆるいじめた認識がなくても、相手方は心身の苦痛を感じている、これがいじめであるというような認識となり、それに基づいて町の条例、さらにはこのような組織ができたものであります。

それによって、深刻な事態になっていない、いわゆる学校で解決できましたというところも含めての件数が平成30年度で45件だったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、いろいろな問題で45件があったということで、そ

れが今後減るということはないと思うんです。ただ、これから増えていくとなると、これからも出てくるスクールソーシャルワーカーの方もそこに入っているということなのですけれども、学校での問題、あるいは家庭での問題を救うソーシャルワーカーでいろいろやっているとは思いますが、このような問題だけではなく、いじめの問題に関しても、スクールソーシャルワーカーの方々がまざって、その問題を1つでも減らすということが必要ではないかなと考えています。スクールソーシャルワーカーさんは、そういう場合は、どこの部分に入ってくるのか、そしてどのように関連して、今後やっていくのかを教えてくださいたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） いじめについては、ただいま次長のほうから答弁させていただいたとおりです。いじめについての捉えが変わってきておまして、今までですと、深刻に長く続いているものということでしたけれども、今の捉えは、例えばですけれども、学校で年に何回かアンケート調査をしたときに、あだ名で呼ばれたとか、貸してと言ったのに貸してくれなかったとか、一緒に遊びたいと言ったんだけどもまぜてもらえなかったとかという、そういう軽微なものも含めて、まずいじめとして捉えて、組織的に検討して解決していくというふうになっておりますので、まずいじめの件数としては増えていることはご了解いただけたのかなというふうに思います。

深刻ないじめに発展しないようにということですので、スクールソーシャルワーカーは、学校に行って、まず日常の活動をしておりますので、その中で直接的に解決にかかわっております。それが1点目。

2点目ですけれども、先ほど組織のところで話しました専門委員会というところに、ソーシャルワーカーが一員として入っております。ですので、学校だけではなかなかできない問題に対しても、その専門委員会として、例えば再調査をしたり、相談をしたりというような立場で入ることになりますので、ソーシャルワーカーの働きは大きなものでありますし、今後も活用していきたいなというふうに考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 生涯学習課長にお伺いいたします。

91ページ、5項社会教育費、3節職員手当等、備考の超過勤務手当467万2448円についてお伺いします。

生涯学習課は、土日の授業対応や平日の授業等の対応で、時間外勤務や休日出勤が多いということから、以前、健康管理の面からも、勤務体制を通常勤務にこだわらないで考えていかなければならないとの考えを伺っておりました。そのことについて、現在、検討しているのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（安藤充輝君） お答えいたします。

土日の勤務が多い公民館、生涯学習課の職員の状況についてのご質問でございます。

今年度につきましては、業務については係同士の連携をしながら調整を図るなどの工夫をしております。基本的には、土日の勤務につきましては、振替を取得することを原則としているところでございますが、具体的に休館日を増やすことについては、今のところ町民サービスの低下、町民の利用状況もございますので、今のところ、具体的に休館日を増やす検討はしていないところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 生涯学習課長にお伺いします。

休館日を増やすことは考えていないという、今答弁をいただきました。しかし、職員が少ない中で対応という、そういったところから考えてみますと、やはりいろいろな対応策を講じていかなければ、その職員の休日の確保、健康面の管理、そういったさまざまなことに対応できないのではないかなというふうに考えます。

休館日については、今、第1月曜日、1回ですね。でも、これも私は、やってみなければわからないということもありますが、まずは町民の皆様の理解を得るために、アンケートをとるということも一つの方法ではないかと思えます。毎週休みということではなく、月に第1、第3月曜日とか、そういった休館日を設けて、やはりそういったことが、職員の働き方改革として町民の皆様にも認めていただけるような、そういった対応が必要ではないのかなというふうに考えますが、いかがかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（安藤充輝君） お答えいたします。

アンケートのご提案を頂戴いたしましたところですので、その方法なども検討してまいるとともに、引き続き業務の割り振りや重複している事業の統廃合など、業務量の工夫を図りまして、解決を図って、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に11款災害復旧費から14款予備費について、102ページから104ページです。質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 質疑なければ、11時25分まで休議いたします。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午前 11 時 25 分)

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 認定第 1 号についての質疑を続けます。

最後に、歳入歳出の全体的な質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

松浦和子君。

3 番（松浦和子君） 総務課長にお伺いいたします。

平成 30 年度一般会計における主要な施策の成果の 38 ページの人件費についてお伺いいたします。

平成 30 年度の人件費は 11 億 5311 万 6000 円で、前年対比 6%、金額にして 6480 万 9000 円の増とあります。令和 2 年 4 月 1 日から施行されます会計年度任用職員の給与と費用弁償が加算されると、人件費は大変な金額になると思います。そのためには、今からしっかりとした対応が求められると考えます。まずは、管理をしっかりとすることかなと思います。お考えをお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

人件費、平成 30 年度ではお示しをしたとおりの金額でございますが、ご質問の中身を伺っておりますと、令和 2 年 4 月 1 日から施行される会計年度任用職員にかかわる費用増、人件費増のご心配と受け止めて、お答えをいたします。

一般質問の中でもご答弁をさせていただいておりましたけれども、会計年度任用職員そのもの、これは今のこの行政運営の中では、なくてはならない人たちでもあります。それは、なぜかと申しますと、町民福祉の向上、ここが一番の根本でございますので、それが後退するような財政運営というのはあり得ないと思っております。逆に抑えてしまったがゆえに町民福祉の向上が後退してしまうということはありません。

そういった観点に立ったときに、会計年度任用職員は、これまでに比べていろいろな手当等の保障や身分としての保障もございますし、給与的なところの保障もございます。一方で、ある程度の保障がされるということは、義務も生じてまいります。勤務時間も、業務の内容もある程度厳格化されることを考えております。

ですから、町が支出をする経費に見合った業務もお願いをしないと、しなければならぬというふうになってまいりますので、全体的な管理を会計年度任用職員のみならず、我々職員の管理も含めてしっかりとやれるような規則の組み立てを、これからまとめていきたいと考えております。そして、来年の 4 月 1 日を、きちんとした体制で迎えたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

八島博正君。

11 番（八島博正君） 住民税務課長にお尋ねします。

まず、ことしの決算報告書、監査委員からの報告書 3 ページに、町税の収入額、あ

るいは未済額が報告されておる。平成30年度は税務課、いわゆる税務住民課の努力によりまして、99.1%とすばらしい成績をおさめております。これ、90%というのは、県内でも上位も上位、トップクラスかなと思って、本当にその努力には感謝するところがございますけれども、この監査報告書にありますとおり、それでも未収額が出ております。

それは決算書の収入の欄で出ていますので金額は申し上げませんが、そこで、議案の審査会、勉強会のときに示された税務課からの徴税の債権管理の主な流れの5ページに、上段に、町税の滞納整理に伴う催促状の送付件数が載っております。各税ごとに住民税、固定資産税、軽自動車税、法人税等々載っていますけれども、この催促状を出したのは平成30年度だけでなく、その前からも納めていない人も含めていると思うので、合計2,506件になっていますけれども、これに相違ないでしょうか。わかれば、平成30年度の件数をご答弁願いたいんですけども、わからなかったら結構です。これに間違いないでしょうか。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 11番八島議員のご質問にお答えいたします。

ご質問といたしましては、議案調査会の際に、税務住民課でお渡しした資料の5ページに、「平成30年度町税の滞納整理に伴う業務実績」という表があります。その中の数字のことということで、お答えしたいと思います。

今お話ありました一番上の督促状の送付件数につきましては、昨年度、各税目合わせて2,506件でありまして、その前、平成29年度については2,662件ということでございますから、督促状の発送件数そのものは、ちょっと減っているということになります。

督促状ですから、それぞれの納期を終了して、20日以内に出すものでありますので、それぞれの税目ごとに件数が出ているわけでございます。もう一つ、2段目にあつて、今お話にもあつたかと思うんですが、催告書です。これについては、現年分、あるいは滞納分も含めて税目ごとの集計もなく出すものでありまして、昨年度は年3回、7月、11月、3月に合計644件の催告書を送付いたしました。これについて前年度、平成29年度の催告書の送付件数は820件ということで、180件ほど送付件数は減っているということでございます。

実際の送付件数、督促状並びに催告書の送付件数は、これに相違ございません。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） 合わせて税務の未収金の解消に努められたいという項目の項で監査から指摘されていますので、この質問の最後に副町長にお尋ねしたいと思うんですけども、次に使用料の問題、住宅使用料と、今回載っているのは幼稚園の使用料の未収金が載っております。幼稚園の場合は、額が1万4850円ですから少ないのですけれども、この件数がわかればお願いしたい。

と同時に住宅使用料、住宅使用料とそれから駐車場の使用料があります。いわゆる

何人借りて、何人納めないというか未収になっているのか、その件数がわかれば、これは建設課長のほうからお伺いしたいと思います。まず建設課長からお願いします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答え申し上げます。

住宅使用料でございますけれども、住宅の入居者数については、多少入退があるので、3月の数字ということで、この時点では226世帯が入居しております。その中で滞納者の関係につきましては、計24名というところでございます。

さらに、駐車場使用料についてでございますが、これにつきましても台数については前後するというところでございますけれども、3月末で176区画ということで、うち滞納者については16名、以上のような数値になっております。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

幼稚園使用料の、収入未済額1万4850円は、2名分の保育料になります。現在こちらは納めていただいておりますので、未納はございません。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） そこで、副町長にお尋ねしたいと思います。

監査の指摘で、やはりこの未収金、一生懸命、徴収係、あるいは税務係、住民税務課で努力しているのは認めるんですけども、なおこういう形で報告書に記載されますと、やはりこの未収金の解消に努められたい。あるいは、また住宅使用料もそうでございます。前年よりも努力しているから、この収入率は上がっているんですけども、なお使用料、あるいは税の公平、納める人の公平性を考えれば、何らかの対策は必要と思うんですけども、この監査の指摘に対して、どのように町では対応しているのか、これは副町長にお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 八島議員の質問にお答えをいたします。

未収金のお質しでございますけれども、税とか使用料を納めた人と納めない人の不平等があってはならないということ、これ当然でありまして、町におきましても債権本部会議、これを開催しております。それで、本部長が私でありまして、さらにその下には係長を中心といたします債権の管理委員会、これも設置して開催をしているところであります。

毎年度2回、本部会議を開催しているところでありまして、中身でございますけれども、税にいたしましても、使用料にいたしましても、同じような方が滞納というケースが多いものですから、そこは各課連携をとって、できるだけ未収金を少なくするというような方策をとっているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 環境防災課長にお尋ねをいたします。

先ほど自家用消費野菜の放射能検査で質問いたしました。そして、ご回答いただいて、続けて質問すれば良かったんですけども、申し訳ありません。

お聞きした内容が、検査件数、平成28年度が336件、平成29年度90件、平成30年度71件。平成29年度が平成28年度に比べて大きく減少しております。これは、原発災害から5年がたって落ちついたこともあろうかと思うんですが、その辺の考えていらっしゃる点があればその点。

もう一つ、100ベクレル以上が、平成28年度が2件、平成29年度が3件、平成30年度が1件という回答でございました。この100ベクレル以上の件数なのですけれども、中身については、日常生活上から発生したとみられる異常値なのでしょうか。その辺をお聞きします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） 6番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

まず、その件数の減少の要因につきましては、やはり原発事故からもう8年経過しまして、皆様の意識ですね、放射能に対する意識について変わってきているのかと思います。そのような安全・安心というような担保ということで、件数が減っているというような認識でいるところでございます。

2つ目ですけれども、その種別、どういったものかといいますと、中身ですけれども、全てが山菜です。山林から採取されました山菜類が全てでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

八島博正君。

11番（八島博正君） 今回の決算書を見まして、やはり気になるのが、超過勤務手当です。多いのは総務で1,976万円、これは全体的な問題も含まれますからしようがないのですけれども、特別にここ数年多くなっている。特に道の駅、あるいはこの災害対策関係で国見の産品を宣伝するという関係で、各方面でモモや国見の生産物のPRをしているからという補正予算の説明の答弁でございましたけれども、農林水産課が681万円です、ことしの決算書で。そして商工課、商工費の中では599万円、600万円に近い。

この残業の問題は、私が議員になってからずっと、公民館のいわゆる社協で、ことしは467万円、保健体育で438万円、そしてこの2つと税務関係、税務課は3月の申告がございまして、ことしは456万円ですけれども、この3つが大体超過勤務の多い課になっておりましたけれども、どうも最近、特に太田町長になってからは、この農林水産課及び商工関係の、款で言えば6款から7款の残業が特出しております。

やはりこれは、職員の健康の問題もあるというのですけれども、全体的な、例えば2番佐藤議員の一般質問にもありましたとおり、職員の職場に対するこの勤務体制なり何なりを考えた場合には、問題があるのではないかと思います。この件について副町長、ぜひとも内部を検討して、これでいいのかどうか、内部の検討会を立ち上げて、

残業代、いわゆる超過勤務手当を少なくする方法を考えてほしい、このように思いますが、意見をお聞きしたいと思います。

特にこの人件費は、やはり事務的経費の中でも大きなウエートを占めております。その人件費の中で、決算議会では必ず申し上げてきたんですけれども、この残業手当だけが努力によって少なくできる金額で、ほかのやつはもう決まった金額ですから、これは削減することできません。ここに対して、やはり全力投球で対応してほしいと思いますけれども、副町長いかがでしょうか。意見を聞きたいと思います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 11番八島議員の質問にお答えをいたします。

この超過勤務のことにつきましては、一般質問の中で、2番佐藤議員のほうからも質問をいただいたところでありますけれども、復旧・復興というような緊急を迫られる事態の中にありまして、超過勤務が非常に多くなっております。平成28年度をピークに、徐々に減っているというような状況ではございますけれども、まだまだ高い状況でございまして、やはり超過勤務を減らすには、不可欠なのは事務事業を見直す、あるいは整理をする、そういうことが不可欠になるかと思っております。機構改革等を進めていくのにも、その辺のどんな事業があるのかということを引きちと把握することが基本になってくるのかと思っております。

現在、国見町これからの自治体サービス等組織等検討委員会、これ、私委員長でありますけれども、その中でも、これからどんな業務が出てくるんだ、あるいは縮減、あるいは見直しできる業務はないのかということに、一番重点を置いて進めているところであります。その中で1つでも、2つも見直しできるものはないかということで、すぐに取り組んで、超勤の縮減に努めていきたいと思っておりますし、やはり委員会につきましても、佐藤議員の中で、抜本的な組織の見直しはどうなんだというような質問もいただきました。やはりこれも、現在、会計年度任用職員、あるいはそういった見直しを目標といいますか、重点を置いて検討委員会で進めているわけでありまして、さらにそういった機構改革とか、あるいは会計年度の対応についても、十分にその辺の事務量を精査をして、1つでも2つも見直しをしていきたいというふうな姿勢で臨んでいきたいと思っております。

そして、その検討委員会も、今後10月中に向けて会計年度職員の規則を詰め、さらには、その後については継続をして、そういった業務の見直し、さらには機構改革に向けて進めていきたいというふうに思っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 私のほうからも八島議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

この質問については、八島議員ほうから何回か、今回で4回ぐらいですかね、いろいろご質問をいただいているということでございまして、まさにおっしゃるとおりでございます。私が就任したのは平成20年11月でありまして、その年度、そのと

きの超過勤務が4,000万円だったんですね。ところが、その次の年度からどんどん増えていきまして、平成28年度が実は8,000万円になっています。その後、平成29年度が7,000万円、平成30年度が6,500万円、今年度もうちょっと減らそうということで今やっています。

やはり、これも佐藤孝議員のほうにもちよっとご答弁させていただいた経過がございますけれども、とにかくあのとき、就任した当時、とにかく震災復旧復興やらなくてはいけない、ところがベースとしてほとんどできておらなかったケースが多いんです。除染の問題、県北浄化センターの問題はじめ、全く手つかずの状態でありました。したがって、そういったさまざまな復興事業というものを、とにかく進めていかなければならない。これは、私も職員も大変な状況の中で、当然スタートしたんです。

そこで必要だったのは、やっぱり人と、それから時間だったんですよ。その2つがないと回りません。これは皆さんも十分ご承知だと思うんですけども、人と時間がないと、この中身はこなせないんです。そんなことで、人については、なるべくこれも佐藤議員のほうからお質しありましたように、実は嘱託職員、臨時職員等々、これ国の全額の支援が得られるということでもありますので、なるべく町の単費を出さないような方向でいきましょうやということで、そういったその職員をまずベースとして確保しようということで、現在も33名プラスになっていますけれども、それをまずいろいろとやらせていただいて、そしてあと時間です。先ほど申しましたようなことで、最大倍になりまして、いろいろやってまいりました。

実は、議会の皆様方のさまざまなご支援をいただいて、職員が頑張っ、私も何とか苦労しながら今があるなという思いを、実は改めてしておるところでございます。

そういった中で、私の基本的な方針というのは、復興を進めましょうよと、それからもう一つは元気活力事業、とにかく心の元気も並行的にやりましょうよという思いで、国、県の補助、100%補助を含めて、いろいろと確保しながら、実はここまでやってきております。結果としまして、職員にかなりの負担をかけてきたなという思いが、重々、今、八島議員のご質問のとおりであろうかなと、このように思っております。なるべく私が町長になったときの事業、実は50近く私、立ち上げたんです、いろいろ精査してみますと。例えばフードフェスタとか、あるいはふるさと祭とか、あるいは元気まつりとか、東京くにみ会とか、いろいろな事業を立ち上げました。

現在、実はいろいろと今度、逆に縮小してきています。これも八島議員からいろいろご質問いただいて、縮小しています。例えば、縮小したのがフードフェスタとか、それからふるさと祭とか、あるいは首都圏の周遊ツアーとか、あとは東京物産展とか、いろいろな事業を廃止しました。あと、縮小的にも全国的なPR事業とか、あとは東京くにみ会は1年休止しようということで、ことしやっていますけれども、来年度また再開する予定ですけれども、そういったこととか、いろいろな事業を縮小して、実は現在、ちょっと見てきたら3分の2ぐらいまで減っていますね。何とかここまでそういう状況になっておるといってございます。

ただ、それではやはり済まないのかなという部分もございまして、復興がどんどん進んだ、心の元気も出てきたとなりますと、やはり今度は、まさに原点回帰、元に戻るということとございます。もとに戻ったときにどうするんだという議論ですね。それをしっかりやりながら前に進めていくということ、このことがベースかなというふうに思っております。実は今年度もいろいろと縮小、あるいは来年度においても、国、県の補助を得られるものは、これは私やろうと思っておりますけれども、復興創生期間が来年度で切れます。ですから、そういったことを十分見据えながら、あとはちょうど令和3年度から第6次の長期総合計画がスタートするんです。

ですから、今年から来年度に向けて、いろいろ検討していきます。そういった中で、いろいろ立ち上げた事業、そういったものは十分精査をして、必要性あるもの、いわゆる国、県の補助得られるものは、なるべく私、残したいと思っております。それ以外のものは、なるべく落とそうというようなことも意識しながら、これは対応して、これは各課からのいろいろとサジェスションをもらって、私もいろいろと意見をして、そしてそういった中でいろいろ検討しながら前に進めていくという形なのかなと思っております。

いずれにいたしましても、確かに大変な状況の中でここまでやってきて、そしてまた、今、大変な超過勤務の額もございまして、そういったものについては、時々私も頭に入って、土日私もいろいろと職員の激励をしたり、頑張っているつもりなんです。なかなかやっぱりそういった時間が減らないということがございます。やはり事業の縮小、スクラップ・ビルド、それから費用対効果、さらには行財政改革、こういったものを意識をしながら、令和3年度、そこに向けては、現在もいろいろ副町長、座長でいろいろやっていただいております。組織の見直しとか、いろいろやっていただいておりますけれども、さらにやっぱりその辺をポイントにしながら、いわゆる復興創生期間が切れる、そして第6次の総合計画が始まりますよというあたりを十分意識をして、今から、今議員がお質したようなことも含めて、なるべく縮小できるように、そして職員の負担軽減ができ得るように、これは鋭意、今後私自身も意を配して対応していきたいなど、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 先ほどの副町長の、八島議員の関連ですが、副町長の答弁ですと、来年度の事務事業の見直しを行うというお話がされました。ところが、前回私の一般質問では、復興創生期間が切れる平成2年度までは基本的にやらないんだと、これ私、2回質問しました。それでもやらないというご答弁でした。

今、町長の最終的なまとめの答弁ありましたけれども、最後に令和3年から見直しをするんだという答弁なんだね。前回、私の一般質問の答弁は、私再質問もして、来年度の事務事業はやらないと、やらないとおっしゃったから、本当はもっと質問したかったんですけどもやりませんでした、残業の関係も含めて。

どっちが本当なんですか、やるんですか、やらないんですか、事業見直し。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） お答えをいたします。

佐藤議員の質問でありますけれども、一般質問の中で私にいただいた質問は、抜本的な機構の見直しというような、大きなこのくくりの質問だったのかなというふうに捉えまして、答弁させていただいたところでありまして、とにかく職員の健康管理の面からも、超過勤務の状態を見た場合にも、先ほど答弁させていただきましたように、小さいものについては、1つでも2つでも取り組んでいきたいという姿勢は根底にあります。

ただ、質問いただきました大きな、抜本的なものについては、やはりそのタイミングを見てというようなことになるのかなということでありまして、先ほどお答えさせていただきましたように、検討委員会につきましても、その辺に着眼を置いて、1つでも2つでも見直しできるものはないかというようなことで進めていきたいと思っております。

具体的に平成31年度に向けて組織の見直しをやっております。これにつきましては住民課の一部、戸籍、税務の窓口の業務、これを合わせたほうが効率が上がる。さらには環境防災、防災と除染等の関連があるところ、これについてはそのほうがやりやすいというようなことを、課長等の提言もございまして取り組んできたということもございまして、繰り返すにはなりませんけれども、小さいものにつきましては、その都度できるものから取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 全く理解できないですね。私が前回一般質問で質問したのは、来年4月1日から導入される会計年度任用職員制度の導入によって、賄う金額が幾らなんですか、7,400万円という答弁でした。それを捻出するためには、事務事業の見直ししかありませんよと、その答弁が、佐藤副町長の答弁は、理念としては持っているにしても、具体的には令和2年度までの復興創生期間の事業年度が終わるまではしないと、明言しているんですよ。全く違うじゃないですか、今の答弁と。だめだ、そんなの。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） お答えを申し上げます。

全く違うということではございません。さきの検討委員会の中でも、復興創生の復興特交を、それをもらって現在も進めている事業等もたくさんございます。平成2年で終わるといような事業も多いといようなことも検討委員会の中で話をしておりまして、前段の説明がなく結論の部分に行ったので、誤解を招いているかもわかりませんが、その抜本的な組織の見直し、そういうものについては、そういった復興特交の切れるタイミング、さらには総合計画をあわせたタイミングでやっていきたいという答弁でありまして、説明不足の部分もあったかとは思いますが、そんな

な中身でございますので、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2 番（佐藤 孝君） 議事録見ればはっきりしますから、いい加減な答弁、やめていただきたいと。

それと、私は前回の一般質問で途中でやめてしまったのは、幾つか理由があるんですけども、事務事業の見直ししかないわけですよ、来年度の会計年度任用職員を入れるためには、お金がないんだから、それしかないんです。それやらないと言ったから、話がおかしくなっちゃったんですよ。これやるべきなのね。やる上では私も考え方ありますから、その場で議論したかったんですが、そうなっちゃったもんだから、質問やめました。

もう一回聞きます。あと3回目だから、もう答弁しないでしょうから、どっちなのですか。事務事業の見直しをするのか、しないのか。するのであれば、私12月、もう一回やります、この質問。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 事務事業の見直しは、小さいものを含めると、それは常にやっていくという姿勢に変わりはありません。現に、現在立ち上げております、国見町これからの自治体サービス等組織等検討委員会、これの目指すところはそういうところでございますので、引き続き事務事業の見直しに向けて、検討を進めていきたいというふうに考えておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午後0時01分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午後1時00分)

◇

◇

◇

◇認定第2号 平成30年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議長(東海林一樹君) 日程第2、認定第2号「平成30年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長(蓬田英右君) 認定第2号、平成30年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから認定第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第3号 平成30年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議長(東海林一樹君) 日程第3、認定第3号「平成30年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長(蓬田英右君) 認定第3号、平成30年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから認定第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第4号 平成30年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議長(東海林一樹君) 日程第4、認定第4号「平成30年度国見町公共下水道事業特別
会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 認定第4号、平成30年度国見町公共下水道事業特別会計
歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

11番(八島博正君) 上下水道課長にお尋ねします。

今回の収入の中で68万1792円の未済額があり、不納欠損に2万1628円を
計上するとあります。何件でこのぐらいの未済額になり、不納欠損は何件で2万
1000円になったのか、その内容について質問いたします。

議長(東海林一樹君) 上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) お答えいたします。

まず、不納欠損であります。1件でございます。平成23年、平成24年の調定
部分に係ります不納欠損ということで、2万1628円となっております。平成
25年度以降は誓約書を取りまして、計画的に納入をさせていただいているところ
でございます。

続きまして、未収額、未納の分ではありますが、68万1792円の件数
であります。45名の方の未納であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) 八島博正君。

11番(八島博正君) 上下水道課長にお尋ねします。

現在9月のきょうは12ですけれども、この3月末で68万1792円があったや
つが現在まで何件くらい、この収入済み額になっているのか、未済ではなくて、何件
かありますか。あったらお答え願いたいと思います。

議長(東海林一樹君) 上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) お答えいたします。

8月末現在の未納額でよろしいでしょうか。未納額が48万4356円となっ
ているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) 八島博正君。

11番（八島博正君） 監査の報告書の中でも指摘されまして、収納率は99.1%で町民税と同じくらいの収納率を誇っているんで努力は認めますけれども、なお、ゼロに近い線で努力してほしいと同時に、できれば1件だけありましたが、不納欠損を出さないような形での収納をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 八島議員ご指摘のとおり、未納対策については十二分に講じていきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第5号 平成30年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第5、認定第5号「平成30年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 認定第5号、平成30年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第6号 平成30年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第6、認定第6号「平成30年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 認定第6号、平成30年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

11番（八島博正君） 保健課長にお尋ねします。

先ほどの質問と同じでございます。監査意見の中に出ていましたとおり、未済額1625万5860円は、前年比から比べますと128万30円少なくなっておりますので、その努力は認められると。しかし、ことしの10月からの消費税の値上げも考えますと、去年のこの実績にまたプラスになる可能性もありますので、ぜひともこの不納欠損を出さないような形での努力をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。質問をいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えを申し上げます。

不納欠損を出さないようにとのお話でございますが、国民健康保険の特別会計、事業そのものについては、保険料をいただいて、それで医療費等の経費をお支払いをするということで成り立っておりますので、まずは保険料を納めていただくというのが基本でございます。

そのための部分につきましては、督促、さらには催告等も含めながら、税金でございますので、税務課ともタイアップをさせていただいて取り組んでいるというところでございます。

ただ、一点、国民健康保険の場合については、医療を受けるという権利も当然ございますので、その辺の部分で十分勘案をしながら対応をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第7号 平成30年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長(東海林一樹君) 日程第7、認定第7号「平成30年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(菊地弘美君) 認定第7号、平成30年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

11番(八島博正君) 認定第7号についての質問、前の第6号と同じ質問で、監査意見書に出ていますので、この未済額とそれから不納欠損の解消に努めてほしいという意見を尊重してほしいと思います。

そこで、町長にお尋ねします。

今回の議会、決算議会で議案の説明会がありまして、そのときに保健福祉課から報告がありまして、現在、特別老人ホーム等々の施設に利用して入っている方が92名、介護老人保健施設に22名、要介護医療施設に2名と、合計で116名の内容について報告いただきました。

この内容を見ますと、国見町は国見の里、1つの施設でございますけれども、国見町から行っている116人の施設は、全部で19施設に分散しております。この恐らく施設は、ハッピー愛ランド1名から梁川病院2名までの116名の内容を見ますと、この国見町にあればもっともっと国見町の地元で、何とというか、施設が利用できるという体制だと思うんですけれども、現在では、国見の里では116名のうち34名だけで、ほかの3分の2の方々は別な施設に行っています。

例を挙げますと、隣の桑折町には3つの施設がございます。あつかし荘、それからコクーン、そしてオリーブの郷と。

町長にお尋ねします。これから団塊の世代の人たちが増えてくるということで、今、見直し等々が盛んにいわれております、この社会保険制度等々も含めて、国見に増床、あるいは新しく施設を増やすような時代が来るのではないかと、そういう取り組みをそろそろ始めなくてはならないのではないかと、決算機会でございますので、町長の意見をお伺いしたいと思います。

議長(東海林一樹君) 町長。

町長（太田久雄君） それでは、八島議員のご質問に私のほうからご答弁を申し上げさせていただきます。

国見町に特別養護老人ホーム、プラスでの設置がどうかというようなお質しどころかなというふうに思います。

超高齢社会がどんどん進んでおりまして、国見町も65歳以上の高齢化率が40%、私も来年前期高齢者になるというような状況などもございますし、とにかく高齢化がどんどん進んでいるということが、これは否めない事実です。いわゆる率が高くなっているということも非常にこれは重要な課題かなと思っております。

そういった中で、よく私申し上げるんですけれども、やはり高齢化の中でポイント的な部分は2つあります。まずは健康づくりです。介護1から5ありますけれども、まずはその健康づくりをどうするんだということです。そのことで、いろいろと今、事業化をして鋭意、進めているということが一つあるんだろうなと思えます。

また、あと介護に、どうしても人間というのは当然、年を重ねます。年がいけば当然、介護の時代が来ます。来たときにどうすんだという議論、まさに今、八島議員ご指摘の介護であれば、当然、その居宅介護もあるし、あるいは入所介護もあるし、いろいろな介護のバリエーションに飛んだ今、いろんなのがございます。そういったものによいようにフィットさせながら流れを作っていくかという、その2つがやはりこの超高齢社会の中で非常に重要な課題なのかなと思っております。恐らく皆様方もそういったご認識の中でいろいろと今、頭の中を整理されておると、このように思っております。

特に、最後にお質しの国見町には、実は国見の里、平成25年に作りまして、そこは90床、あと10床がデイということで、あとプラスアルファでご案内のようにミニ特養29床、それからグループホーム、あれは18床ということで、約140床等々の施設には当然なっておるという状況でございます。

また、あつかし荘ですか、これは広域です。国見だけではありません。あつかし荘ということで、去年ですか、増床をしまして、今70床ということで、私どものエリアにはそんな状況になっておるとかなというふうに思っております。

その介護の問題は、私ども小さい町、国見町でございます。ですから、なかなか国見町のみでは完結できない部分があるのかなという形でございます。そのあられがまさに今、八島議員ご指摘の国見の里にも三十数名ぐらいしか入っておらないよと、あとは十数カ所に分散していますよというところだろうと思っております。

果たしてそれが望ましいかどうか、これはいろいろあるんだろうと思えます。ですから、この辺については、今後私ども今、介護施設、介護のさまざまな事業計画を作る協議会を持っております。その計画の改定が実は来年から入っていきまして、令和3年度から改定版ができて、そこでスタートをするという状況になっております。

ですから、私どもとしましては、その中で今、八島議員がご指摘ありましたようなことが、確かに果たしているのかどうかということの議論、そしてまたプラスアルファの増設することの議論、そういったことも含めて、しっかりとその中で対応する。

そして、八島議員のご指摘の中身について、ぜひ前に前に進めていくというような、そんなことを、実は考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、超高齢社会が進む中にありまして、介護の問題避けて通れない重要な重要な課題でございます。その辺を十分意識をしながら、来年に向けていろいろと今、資料集め、あるいはその意見などをお伺いしながら、ぜひその計画の中でその設置も含めた必要性の検討、町としての必要性の検討、そういったことを十分踏まえて、ぜひ高齢化社会に向けた介護の問題をぜひ前に進めていきたいなどこのように考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、超高齢社会どんどん来ますんで、十分意を配しながら、今後とも町としてしっかりと対応してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第7号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第8号 平成30年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第8、認定第8号「平成30年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 認定第8号、平成30年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第8号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第9号 平成30年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について

議長(東海林一樹君) 日程第9、認定第9号「平成30年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 認定第9号、平成30年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから認定第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第9号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 2時10分まで休議いたします。

(午後2時01分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午後2時10分)

◇ ◇ ◇

◇認定第10号 平成30年度国見町水道事業会計決算認定について

◇議案第60号 平成30年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について

議長(東海林一樹君) おはかりいたします。

日程第10、認定第10号及び日程第11、議案第60号は、企業会計の関連議案につき一括議題とし、説明及び質疑、討論は一括して行い、その後の採決については1件ずつ行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第10号及び議案第60号を一括議題と決しました。

日程第10、認定第10号「平成30年度国見町水道事業会計決算認定について」及び日程第11、議案第60号「平成30年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 認定第10号、平成30年度国見町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

上下水道課長(宍戸浩寿君) 続きまして、議案第60号、平成30年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分についてご説明を申し上げたいと思います。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番(佐藤 孝君) 上下水道課長にお尋ねします。

11ページに有収率の記載がございます。前年、平成29年度から0.61ポイント伸びているという数字です。参考までに5年前の有収率を教えてくださいのと、平成30年度、今年度でも構いませんが、1立米の給水単価教えてくださいと思います。

議長(東海林一樹君) 上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 佐藤孝議員の質問にお答えいたします。

5年前の平成25年度の有収率についてであります。75.05%でありました。また、1立米あたりの給水単価、企業団から買っている給水単価であります。38円、1トン、1立米あたり38円であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) 佐藤 孝君。

2番(佐藤 孝君) 過去5年の間、余りもう変化がないという数字でありました。

ご案内のように、有収率77あるいは75という数字でありますから、4分の1の水が無駄になっている計算になります。この決算書の数量でいくと約30万立米が、簡単に言えば、どこに行ったかわからないと。

厚労省の統計、それから水道協会の資料を見てみると、全国平均の有収率が大体90%という数字がございます。これは平成28年か平成29年の数字だと思います。

その意味だと、国見については低いという実態があるわけでありまして。防火水槽とかそれから公共用水とかで全部が全部漏水ではないんでしょうが、ほとんどが漏水で

無駄になっているということになるかと思えます。

そこで課長にお聞きをしますが、有収率を高めるためにどんな漏水対策を行っているかお答えください。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） それでは、お答えいたします。

町で行っております漏水対策についてのご質問ということではありますが、まず4点についてちょっとご説明を申し上げたいと思います。

まず、1点目としまして、老朽管の更新であります。漏水箇所が多い場所を優先的に布設がえ工事を計画的に実施しているところであります。

2点目としまして、漏水の調査、漏水調査でございます。毎年専門の業者に委託しまして、漏水調査を実施しているところであります。毎年50件から60件の漏水を発見している実績であります。

3点目でございますが、広報であります。広報活動であります。漏水発見にはやはり町民のご協力が不可欠でございます。広報くにも等におきまして、漏水発見のご協力、宅地内の漏水の確認方法を随時お知らせしているところでございます。

また、8月に水道週間がありまして、それにあわせて水道の大切さをPRするために街頭活動などを行っているところでございます。

さらに、昨年でございますが、水道のしおりというものを作成しまして、水道使用者、利用者に対して全世帯に配布をしております。その中身は、水道料金をはじめ、修繕区分や管理区分、手続の方法を記したものとなっております。

最後の4点目でございますが、住宅等を新築する方に対して、水道メーターを極力道路の近いところに設置していただくなど、漏水の早期発見の観点からご協力をいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今、4つお聞きしまして、最後のメーターの布設がえについては、これは相当のお金が町として必要になるということから、当然、今の段階では現実的な対応にはならないと思っております。

お金のかからないのが3番目におっしゃった広報だと思うんです。それで、毎回といますか、広報で前年、平成29年度からは、平成30年度、そして今年度と少しずつ増えているのは私も承知をしております。

ただ、残念ながら、広報いろんな記事が載ってまして、当然、前のほうににぎやかな派手な記事が載っていて、水道の問題はちょっとずっと後のほうで、はっきり言えばどこにあるかわからないような記事なわけですよ。

技術的な話をするわけではありませんが、やっぱり年に何回かカラーでどんと出すと、それから、まさかトップ記事というわけにはいかないと思いますが、その次になるぐらいに、例えば水週間の8月、ここに上水道と下水道の特集を組むとか、これは特にお金も人手もかからないことで漏水のチェックを各利用者にお知らせをするとい

う意味では、私はある程度意味があると思っています。

したがって、広報の今後のあり方を今どう考えているか、あわせてメーターの交換の長期的な考え方を今持っていればお聞かせいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） それでは、お答えいたします。

今年度になってであります、広報くにみにおきまして、漏水発見のお知らせを既に4月と5月と7月に3回ほど掲載をしております。さらに、今月号、9月号であります、漏水の修繕区分と管理区分を掲載したお知らせを掲載したところでございます。

議員ご指摘の点を踏まえまして、今後広報の仕方、工夫してまいりたいと考えております。

また、メーターの考えであります、メーターの位置を一概に全員道路側にとすることは莫大な費用がかかりますので、ちょっと難しいということでもあります。そのメーターを確認していただく、チェック、常にチェックしていただくようなことも広報通してお知らせはしておりますので、そのようなことで今後も広報を強化していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

八島博正君。

11番（八島博正君） ここに監査報告書がありまして、監査意見が出ていますんで、それについて、それにしがつて質問をします。

監査委員には佐藤孝君の監査委員の名前も出ていますんで、今の指摘事項と相反する、質問とこの意見書の関係、ちょっと疑問に思っけて聞いておりました。

監査の指摘事項の中で、未収金の問題も出ております。

監査意見書、6ページの上の表の下にこれだけの未収金があるよということが出ております。

意見書の中では、未収金もそうだし、それから平成30年度の決算では428万3000円赤字だけれども、過年度の積立金があったから最終的には104万78808円の繰り越し剰余が出ていると。

私が申し上げますのは、これから人口が国見町も減っています。ここ何年間は道の駅ができましたので水の利用増えましたがけれども、もうますますって人口が減ってきますんで、水の需要が減る、それに大口に使う工場の進出がないという、ますます窮屈になってきますので、ただいまの2番佐藤議員の質問にもあった有収率の問題も含めて、やはり今後この水道会計はなかなか大変になっていきますので、その辺の取り組みについて、課長の考えをお聞きしたいと思っけています。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 八島議員の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおりでございます。人口の減少に伴いまして、使用料収入がますます

す減少して水道事業経営が厳しくなってきます。

さらに、老朽化した水道管の更新もあわせてやっていかなければならないということもあります。今後は、いろいろと更新をしていく、配水池の更新もありますが、いろいろと更新をしていかなければならないということがあります。

管を更新の際に管を縮小して経費を削減するとか、管を小さくするとか、あと施設を統廃合、統合するというようなことも視野に入れながら、今後、国見町の水道の健全経営に努めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第10号は原案のとおり認定することに決しました。

これから議案第60号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり処分することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり処分することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員長報告（陳情第6号）

議長（東海林一樹君） 日程第12、常任委員長報告を行います。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第6号の審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長、3番松浦和子君。

3番（松浦和子君） 令和元年9月議会定例会において、総務文教常任委員会に付託されました陳情1件の審査の報告をいたします。

本委員会は、去る9月3日、午後1時より委員会室において委員全員の出席のもとで開催いたしました。この会議には、東海林幼児教育課長、職務として松浦議会事務局長が出席しております。

陳情第6号の審査の結果を報告いたします。

陳情第6号は、「幼児教育・保育の無償化の実施に伴う陳情」であります。

陳情の趣旨は、保育料の一部として町が徴収している給食食材費の副食費は無償化

の対象とならず、保護者負担として実費徴収することになりました。本来、給食は保育から切り離すことができないものであり、無償化の対象とすべきです。

副食費の取り扱いについては、保護者の負担を軽減する観点から、保育の実施責任を負う町に適切な対応を求めるという内容です。

陳情について、総務文教常任委員会で協議した際に、陳情第6号の趣旨に賛同し、副食費の無料化の陳情を採択すべきという意見と、給食費の約半分を町で負担してきた経緯もあり体制が整備されてからでも遅くはないということで全て無料化は時期尚早との考えから不採択の意見もありました。

本委員会は、本陳情について賛成多数で採択と決しました。

以上、報告といたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第6号の討論を行います。討論ありませんか。

佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 私はこの陳情に反対の立場から意見を申し上げます。

本陳情は、給食費の副食費も無償化せよということでありますけれども、ご案内のように幼児教育の無償化が10月から開始されます。保護者にとりましては、大きく負担軽減が図られるものと考えます。

その上で、なお保護者の負担を減らすということは、この分の町の負担が増えるということでもあります。少子高齢化、人口減少で町の財政状況はますます厳しくなっています。食育の観点からもある程度の受益者負担は必要であると考えます。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） これから陳情第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情第6号を採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、陳情第6号は採択と決しました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

（午後2時35分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後 2 時 3 7 分）

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、5 件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この 5 件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） ただいま追加ご提案申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

同意第 3 号「教育委員会委員の任命につき同意を求めること」につきましては、赤坂正行委員が令和元年 9 月 3 0 日をもって任期満了となりますことから、後任候補として中村裕美君を適任と認め、任命したいため、議会の同意を求めようとするものでございます。

次に、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること」につきましては、赤坂正弘委員が令和元年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となりますことから、引き続き赤坂正弘君を適任と認め、候補者として推薦したいので議会の意見を求めようとするものでございます。

慎重ご審議の上、速やかなるご同意などを賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお祈りを申し上げます。

◇ ◇ ◇

◇同意第 3 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第 1 3、同意第 3 号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第 3 号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第 3 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第3号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第14、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 諮問第1号を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから諮問第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれを適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、諮問第1号は適任とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇発議第4号 幼児教育・保育の無償化の実施を求める意見書

議長(東海林一樹君) 日程第15、発議第4号「幼児教育・保育の無償化の実施を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

(書記 発議第4号及び意見書を朗読)

議長(東海林一樹君) 提出者から提案理由の説明を求めます。3番松浦和子君。

3番(松浦和子君) 提案理由の説明は、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

速やかなる議決をよろしくお願いいたします。

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

議長(東海林一樹君) 起立多数です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長(東海林一樹君) 日程第16、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長(東海林一樹君) 日程第17、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長(東海林一樹君) 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長(太田久雄君) 令和元年第3回国見町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ご提案申しあげました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解を賜り、全議案につきまして原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。

また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様方からいただいたご意見などを十分踏まえまして、今後の町政執行にあたってまいりたい、このように考えております。

なお、議員の皆様方におかれましては、時節柄、お体には十分ご留意の上、今後とも復興、町政の進展、町民福祉の向上のためにお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇ ◇ ◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長(東海林一樹君) これをもって、本日の会議を閉じます。

令和元年第3回国見町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

なお、午後3時10分より産業建設常任委員会を委員会室にて開催いたします。総

務文教常任委員会を中会議室北側で開催いたしますので、3時10分に集合していただきますようお願いいたします。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

(午後2時57分)

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月12日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 松 浦 和 子

同 署名議員 村 上 一